

平成 13 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 13 年 6 月 15 日 開会

平成 13 年 6 月 22 日 閉会



高 森 町 議 会

6 月 1 5 日 (金)

(第 1 日)

平成13年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成13年6月15日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

1 番 野中謙三君

2 番 甲斐廣國君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（8日間）

自 平成13年6月15日

至 平成13年6月22日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月15日（金）	本会議	提案・説明
6月16日（土）	休 会	
6月17日（日）	〃	
6月18日（月）	本会議	質疑・付託
6月19日（火）	休 会	常任委員会
6月20日（水）	〃	常任委員会
6月21日（木）	本会議	一般質問
6月22日（金）	〃	委員長報告・討論・採決

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
(平成12年度高森町一般会計予算)

日程第 4 報告第 2号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
(平成12年度高森町介護保険特別会計予算)

日程第 5 報告第 3号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

- (平成12年度高森町簡易水道事業特別会計予算)
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成12年度高森町一般会計補正予算)
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成12年度高森町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第10 議案第25号 高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第28号 平成13年度高森町一般会計補正予算(案)について
- 日程第14 議案第29号 平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算(案)について
- 日程第15 議案第30号 平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(案)について
- 日程第16 議案第31号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第17 議案第32号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番 | 野 中 謙 三 君 | 2 番 | 甲 斐 廣 國 君 |
| 3 番 | 後 藤 和 昭 君 | 4 番 | 甲 斐 正 一 君 |
| 5 番 | 藤 本 正 一 君 | 6 番 | 相 馬 俊 行 君 |
| 7 番 | 三 森 義 高 君 | 8 番 | 佐 楯 見 誓 香 君 |
| 9 番 | 古 澤 豊 喜 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |
| 11 番 | 杉 永 竹 範 君 | 12 番 | 甲 斐 裁 君 |
| 13 番 | 後 藤 英 範 君 | 14 番 | 児 玉 國 廣 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	今村博信君	収入役	有働和幸君
教育長	佐藤昭也君	総務課長	岩下生人君
総務審議員	佐伯秀和君	企画観光課長	村上源喜君
住民生活課長	後藤秀希君	保健福祉課長	岩下昭久君
税務課長	岩下光廣君	農林振興課長	廣木富八君
建設課長	渡辺哲郎君	水資源対策課長	芹口誓彰君
高森中央出張所長	桐原一紀君	草部出張所長	岩下紀久雄君
野尻出張所長	住吉五夫君	収入役室長	岩下健治君
教委事務局長	山村将護君	監査事務局長	阿南哲也君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局長	佐藤幸一君
--------	-------	--------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

ただいまから、平成13年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、町長から学校統合に係る報告の申し出がっておりますので、これを許します。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 皆様、おはようございます。

本日、平成13年度第2回高森町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今日、国政は、小泉首相のもとで、財政構造改革が喫緊の課題として一切の聖域なしとして、地方交付税措置の削減、道路特定財源の見直し等打ち出し、地方行政において、自らの意識を改革、自らの財政を確保するよう提言しております。

このような世相の状況のもと、効率的で信頼できる行政を確立し、安心できる豊かな福祉社会、健全で活力あるまちづくり、新たなる決意をもって、挑戦する覚悟でございます。

また、悲しきかな、今、日本人の心は人間性はどこにいったか、あのかわいさ盛りの子供を無差別に殺傷、幼い尊い生命が奪われました。許せるものではありません。安全である学校が、諸々の侵入によって、安全性が問われます。行政といたしまして、子供達が安心して、楽しい学校生活を過ごすために、万全の体制をつとめなければならないと考えます。

議員各位のご指導、よろしく願いを申し上げるところでございます。

本日、提案を申し上げます議案は、報告3件、承認4件、議案8件を上程いたします。どうか慎重審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これから、少々お時間をいただき、高森町立小学校・中学校統合についての答申に対する意見と表明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、高森町立小学校・中学校統合についての答申に対する意見の表明をいたします。

平成13年2月26日、高答申第1号をもって、統合審議会委員長 宮内威眞一氏より、統合審議会答申が提出されました。ここに、統合諮問者として、関係各位のご心労に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

平成6年3月、学校教育の充実、将来の展望を考え、創造性豊かな人づくり、百年の大計を推進する学校統合を高森町振興計画書、基本計画の中に策定し、現在の高森東中学校周辺を中心として、草部野尻地区の一大文教ゾーンとしての基地を整備してきたところであります。

平成11年3月、高森町総合計画作成において、策定委員会を組織、高森町総合計画案を議会に上程、慎重審議を賜り、総合計画が決定され、平成5年の答申どおり、山東部小学校1校、平坦部も同様、小中学校各1校に決定をみているものであります。

平成5年の答申以来、7年を経過しており、その間、いろいろな思考しながら、今日に至り、平成11年7月29日、統合等審議会委員の構成協議をお願いし、9月14日、第3次統合についての諮問を立ち上げました。

20世紀最後の年ということで、町民皆様の声を拝聴し、21世紀に向けての町政指針を推進するために、町政座談会を計画、平成12年1月24日より各地域において、さまざまなご意見、ご要望を賜り、統合に対する意見要望の集約ができたのであります。

また、第1次・第2次・第3次における統合問題の一般質問等に対し、今日まで基本計画に基づき、真摯に答弁を行ってきたのは、周知の事実であります。

私、尾下小学校廃校する時、そこに4年生の女の子が、尾下小学校最後の生徒でありました。その児童が「私はあと2年でこの尾下小学校を卒業します。町長さん、この小学校をなくさないでください。この学校を卒業したかったのです」と哀願した声は、晴れて入学した学校を思う子供の真実の声であり、1世紀を超えてきた学校に対する子供の愛情であり、世間に対する悲願でもあったとしかいえないのであります。

学校は、地域の文化・伝統・コミュニケーションの中心的拠点として、地域に活力を与えるよりどころであります。その学校に、子供の声がしなくなるとするならば、地域のよりどころを失い、より活力を失うことでもあります。学校は、その歴史を見る時、地域社会の融合を図り、家庭や地域の教育をいかに行政してきたかがわかります。

しかしながら、今日において、学校施設の知的な21世紀の方向は、新たなる学習環境の創造として、学習需要の多様化、高度化、さらに、高度なるコンピュータ、情報通信の発達、社会の急激な変化に対応し得る学校施設、社会の変化に対応できる能力の育成や個性重視の教育、教育課題に対応できる施設、設備拡充の整備

が必要であります。

この21世紀に生きる子供達の自ら学び、自ら考える教育、これからの学校像、知育・徳育・体育のバランス豊かな人間性とたくましい体の創造の環境整備の受け皿づくりは十分にできているかを考えなければなりません。

今日における児童の著しい減少、校舎老朽化、高齢者社会が進行する中、学校環境整備、教育改革は重要な課題であります。

学校は、言うまでもなく、地域住民との接点であり、さまざまな人達に学習機会を提供する役割、学習や文教活動・スポーツ等の拠点として、地域社会に開かれ、自分の培った教養・知識を自分の子供に伝えようとする心情は、これこそ文化であり、伝統であると思います。

学校は、子供を教育する公的機関であり、教育の専門家で組織されている場であり、子供を巡るさまざまな課題解決のために、提言し、行動し、学校として責任を果たす場であります。

現在の課題の多い社会において、自分を見出し、自分で考え判断し、責任をもっていかに実行に移すかが重要視されております。いろいろな体験を通じて、友と協調し、解決の仕方を学び、こうして得る能力は、場面場面で生きる力となって働くものと考えます。

家庭と学校の子供は別であると考えます。家庭は、家族の単位であり、学校においては、それぞれが人間的単位として集団という世界にいる1人の成長しつつある人間として尊重され、学校にある時の方が人間性が大であると存じます。特に、家庭的な教育よりも、適正な学校教育の方が他人の心遣いや感動、感性が高揚すると信じます。

これからの学校においては、少子化に対応する教育、人間関係を大切にする教育の推進が重要な課題となり、よって、人間は社会の中でさまざまな人や環境と関わりながら生きていきます。社会に対して一定の役割を果たし、人と協力しながら、自分の生活を確立しなければならないと考えます。そのためには、自分の考えを相手に伝え合い、理解し合う意思の疎通を図る能力の育成が重要であります。

少子化の子供を取り巻く社会環境においては、教育機能も低下し、人間関係や社会を育む体験の不足、積極性、温かい思いやり、豊かな感性、自己コントロール、自己表現ができる能力や態度を養うことができるかが問われております。

少子化は、兄弟数が減少、核家族、家族規模の縮小、地域社会においても、異なった年齢・世代との交流も減少し、このような現実には、人間関係をうまくつくれな

い子供が生み出されはしないか、懸念するものであります。

これからの学校は、個性が輝き、励まし合い、高め合う友達との交流、力を精一杯発揮できる生活、児童生徒相互が影響し合いながら、温かい人間関係を築き、人への信頼感が生まれ、学習意欲や主体的な態度の伸張が図られ、一人ひとりの良さを生かす児童にとって、魅力ある学校教育の創造を目指すために、21世紀の教育の実践活動の安全の場を築くことが重要と考え、もって、学校統合に対する件といたします。

学校統合審議会を通じ、十分検討されている中での反対の声もありますが、子供のための教育であり、行政の責務として学習環境を創造し、整備統合することは、使命と考えます。

よって、熟慮の結果、諮問1は、平成14年4月1日を目途として、統合することを表明します。

諮問2においても、平成14年4月1日を目途として、統合することを表明します。

第3に対する答申においては、高森小学校の機能充実を図り、当分の間、高森小学校を統合小学校として、平成14年4月1日を目途として、統合することを表明します。

諮問に対する1号、2号、3号の答申を受け、高森町教育委員会では、熟慮の上、この答申を機に、統合を進めることがあらゆる課題解決につながると考えられ、意見提言をいただきました。この中身は、子供達にとって、よりよき学習環境を創造し、整備することが行政の責任者としての使命であり、責務として提言がなされております。

提言の内容といたしましては、草部南部小学校・草部中学校は、学習環境・交通機関等整っている高森東小学校・高森東中学校へ、平成14年度に統合すべきである。2、色見小学校・上色見小学校は、現高森小学校当分の間、統合小学校として、平成14年度に統合すべきである。第3、統合によって、少人数学級・複式学級を解消すべきである。このような積極的提言を受け、これを真摯に受け止め、努力することを申し上げ、意見表明といたします。

つきましては、議員各位の皆様方に心からご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

平成13年6月15日、高森町長 今村博信。

よろしく願い申し上げます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、1 番 野中謙三君、2 番 甲斐廣國君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長
の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐正一君。

○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。4 番 甲斐正一です。

議会運営委員会に付託されておりました平成 13 年第 2 回議会定例会の会期につ
きましては、本日 6 月 15 日より 22 日までの 8 日間と決定しております。以上、
報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 6 月 15 日から 6
月 22 日までの 8 日間と決定しました。

-----○-----

日程第 3 報告第 1 号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

（平成 12 年度高森町一般会計予算）

日程第 4 報告第 2 号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

（平成 12 年度高森町介護保険特別会計予算）

日程第 5 報告第 3 号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

（平成 12 年度高森町簡易水道特別会計予算）

○議長（児玉國廣君） 日程第 3 報告第 1 号から日程第 5 報告第 3 号までの繰越明
許費に係る繰越計算書の報告についての 3 件を一括議題といたします。

報告第 1 号から順に報告をお願いいたします。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。

報告第 1 号、繰越明許費に係る繰越計算書、款 2 総務費、項 1 総務管理費の高森
町文書管理改善計画情報公開制度調査事業費 749 万 7,000 円につきまして、

報告いたします。

まず、文書管理改善につきましては、現在、平成11年度の各課の文書洗い出し作業をいたしております。それによりますと、簿冊数1,480冊、件数にいたしまして4万2,425件となっております。これを現在、文書分類に基づきまして区分し、整理調整中であります。

今後は、さらに簿冊に目次、いわゆる文書目録でございます。これを作成し、これを情報公開の基礎資料として活用することといたしております。

また、情報公開制度につきましては、この条例案を現在、作成いたしまして、調査検討作業に着手しておりますが、住民の意見を反映するために、高森町情報公開懇話会を設置し、委員の方は10名でございますが、現在、委嘱をし、検討いただいております。

今後は、町長宛てに提言を委員会よりいただきまして、それをもとに調整検討行った後、本年11月にすべての作業を終了することといたしております。その後におきまして、議会に提案することといたしております。

以上で、款2の総務費の報告といたします。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） おはようございます。

報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の款5農林水産業費、項1農業費の小規模零細地域農業生産基盤整備事業、農道坊々平線整備事業1,143万4,000円につきまして、ご報告いたします。

本事業は、農道延長177メートル、排水路延長92メートル、総額2,249万3,000円のうち、工事費に関わる1,143万4,000円を繰り越したものであります。

契約工期を平成13年2月23日より平成13年5月31日とし、5月29日実施竣工いたしております。

以上で、款5の農林水産業費の報告といたします。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の款7土木費、項2道路橋梁費の社倉～蔵地線道路整備事業の進捗状況について、ご報告いたします。

工程は予定どおり順調に進んでおりまして、現在、擁壁工を施工中であります。工期につきましては、8月28日までになっております。

以上、報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） おはようございます。

報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の款1総務費、項1総務管理費の介護保険支給限度額一本化システム開発事業130万2,000円につきまして、報告いたします。

この事業は、介護保険事業による在宅での介護サービスにおいて、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額を一本化するためのシステムの改修費用で、平成14年1月事業施行に向け、事業を繰越実施するものであります。なお、事業の実施予定として、9月から12月を予定いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） おはようございます。

平成12年度高森町簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費に係ります繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

昨年暮れ、国庫補助採択を受けました高森地区簡易水道施設電気軽装設備更新事業につきまして、予算総額2億253万5,000円のうち、平成12年度で実施いたしました設計委託料を除く1億9,550万円を平成13年度に繰越をいたしました。繰越額の内訳は、工事請負費が1億9,500万円、事務費関係予算が50万円であります。繰越額の財源内訳は、国庫補助金が6,432万1,000円、地方債が1億2,540万円、一般財源が577万9,000円となっております。

簡易水道特別会計に係ります繰越明許費繰越計算書につきまして、説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 本案3件は、報告事項であります。質問・ご意見のある方は発言を許します。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

高森町の総務課の方の文書管理改善計画、情報公開制度調査事業について、少しお尋ねしたいと思います。

これは、本年度の11月までをもって策定し、本年度の12月の定例会に上程されるというふうに昨年度の議会の方でも報告がございましたし、また、現在、そういうふうに進んでいるものと思います。現在までのこういった形で今、進んでおるか、その内容がまず第1点。

次に、この情報公開ということ、情報を町民の皆様、あるいはほかの方々と情報を共有するということになるわけです。情報を共有することによって、こういったメリットがあるというふうに考えておられるのが第2点。

さらに、情報公開する年度ですね、何年度から開示するのか、何年度までさかのぼるのか、あるいは、当然、これ、14年度からの施行になると思いますので、その14年度からの情報開示という形になるのか、以上、3点をお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 答弁は自席からお願いいたします。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 現在までの作業の状況ということでございます。これにつきましては、役場の中で各職員の構成によりまして、作業を着手しまして、先ほど申し上げましたように、まず、現在、自分達をもっております簿冊の整理というのが基本になっております。と言いますのが、この簿冊の整理をしなくてはまず公開に至っていかないというような状況でございますので、現在、そういう作業はやっております。

それと、並行いたしまして、1番議員さんから以前からのお話もありましたように、これをどう、先ほどの2番のお答えといっしょかと思いますが、共有する場合に、どう皆さん方にわかりやすくするかと、行政のですね、透明性、これをまず念頭におきまして、私達高森町では、ある程度開かれた行政を開くために、民間の業者を入れて、私達だけじゃなく、民間からのサイドからすれば、ここまで皆さん方知りたいんですよと、そういうような意見もいただくために、そういう業者に委託したことをやっているということでございます。そういうことで、共有ということになってきますが、要するに、町民皆様方が町のすべての内容について、透明的にすることが私達の目標というふうに思っております。

この中には、情報公開の5つの原則というものも当然生まれてきます。その中に、まず言いますと、開示請求権の保障、それから、2番目に対処はすべての行政機関をやるということと、それから、不開示するものは、人権を侵害する恐れの場合に限るというふうな制約も設けなくてはなりませんし、それから、公正な救済機関、これは、審査会の設置もしなくてはならないというふうに思っておりますし、それから、先ほど、町長から言っておりますように、文書係制度の整備もきちっとやっていかななくてはならないというふうに思っております。

これを現在、作業を進めておりますが、今、ちょっとご質問がありましたように、何年かの分からさかのぼってあるのかということ、現在、私達の方で今やっ

ておりますのは、平成13年分から何とか整理を今やっている最中でございます。これを例えば、平成12年からというのをどうなのかということと言われますと、さかのぼっての文書整理というのが果たして可能かということで、現在、先ほど、ちょっと私が申し上げましたように、かなりな簿冊数が4万を超えている案件があるということで、なかなか厳しい点もありますので、これも、今現在、せつかく住民の方々の懇話会というのを設置させていただいておりますので、その中でも当然、論議も的になっているというふうに思っております。これにつきましても、皆さん方の方に意に合うだけのことはやっていきたいというふうに思って、今現在、努力中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、阿蘇郡の状況でございますが、現在、阿蘇町の方はすでにご存じのとおり終わっているということでございますし、現在、各町村、取り組んでおりますが、だいたい本年度中には全自治体終わるんじゃないかなろうかというふうに私達の方では承っております。

私達の町村も一步も遅れをとることなく、早い時期に終わるように、今現在、努力中でございますので、皆さん方のひとつよろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

内容については、だいたいわかりました。あと、1つ、あと1点だけ質問するのを忘れておりましたので、電算システムの方の開示の方なんですけれども、電算システムの場合、当高森町の中には電算システムの管理委員会ともう1つ管理委員会に付属する運営委員会ですかね、そういうのが設置されていると思います。そういった中で、そういう情報公開についての町内の学習会というか、勉強会、そういったのが果たして進んでおるのかどうか、総務課だけが進んで、ほかの課が追いついていないというのではなかなか難しいと思いますので、そういう意識ですね、情報は全部開示するんだという意識、そういった勉強会の方が今、そういう電算システムを通じて、進んでおるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいま、お話がありましたように、今、私達の役場では、そういう組織もつくっておりますが、現在、そちらの方が財務会計の問題、それから、もう1つはご存じのとおり、戸籍事務の電算の問題、そのへんを重点的にやりました関係上、若干遅れております。ただいまご指摘を受けましたので、ま

ず、早急に再度、そのへんの足下もきちっと見直しをやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今、1番議員の方からもご質問、ご意見がございましたけれども、日本全国的に情報公開ということに対しましては、かなり関心が高まっているということで、特に、情報公開制度の制定もなされまして、各自治体がどのような情報公開がされていくかということ、住民の皆さん方も関心を持たれておられると思うんですね。

しかしながら、報告事項ですから、これ、私の気持ちなんですけれども、こういうような住民もこのような住民もおられるというふうに聞いておいていただきたいと思うんですが、情報公開というものは、私はいろんな事業所がいろんな活動をしている中のいろんな内容を知っておく必要があるという意見と、あと1つはいろんな事業がそれぞれ効率的に行われておるのか、やっぱりそこあたりにも皆さん方の注文が非常に厳しくなってきたおる。その中からやっぱり税金の無駄遣いをさせないために、情報を公開していただいて、自治体の事業というものが本当に無駄じゃないのかどうかというのをチェックするための情報公開であるというふうにも考えております。

今までは、自治体の公共事業というものは、なかなか経済性、また、効率性、考えず、考えてきたところもあると思うんですけれども、なかなかそこあたりで、管理面あたりについても、あとで赤字が出たとかということが多かった、そのことに対して、都市部の、特に源泉徴収でまったくの意見も言えずして、税金を納めていらっしゃるサラリーマン世帯の方達がせっかく納める税金であるのならば、効率的に本当に住民のために使っていただきたいと、そのような希望がやっぱり各都市部において、オンブズマン活動によって、自治体に対して情報を開示しなさい、そういうふうな要求が広まった結果であると思っているわけですね。

ですから、すべての面においての情報を公開するということについては、確かに必要かどうか、私としては疑問視がございます。自治体は自治体として、やはり住民のプライバシーの問題もございますし、今後の育成の問題もございます。ですから、この会ができておるということでございますから、その皆さん方がどのような結論を、意見を出されてくるかわかりませんが、基本は、国民の税金を使っている事業を行う自治体が、その事業において、確かにその住民の皆様方に経済性、いろんな心の満足感、そのあたりで与えると、そのようなやっぱりしっかり

とした事業を起こしていくんですよというようなことであるならば、やはり公開というものは、そこまで私は神経質に考えなくてもいいんじゃないかなと。ですから、特に、各事業課の皆さん方、管理職の皆さん方をお願いしたいことは、やはり、今後においては、いろんな事業を起こす際における経済性、また、そこに及ぼす影響、そのあたりも十分考慮した上での事業を展開していくと、情報公開が進めば進むほど、そのあたりの関心度が高まってくるもだと思っております。

ただ、野次馬的に情報をいろんな内容を共有すればいいというものだけではなくして、その事業が本当にその町のためになるものかということをご皆さん方に知っていただくための情報公開でもあってほしいと思っておりますので、町長以下、総務課長さんあたりにも、十分そのあたりも考えていただいて、今後の情報公開制度、その他の町村がすべてを開示するからうちもするんだじゃなくして、自分達の事業はこれを目的としてやっているんだ、将来はこのように町民の皆様に影響が出てくるんだ、このように町民の皆様方が潤うんだということを開示もしていただきたい、そのように私としては気持ちを持っておりますので、そのような住民がおるといことも懇話会の方で報告をしていただいて、今後、情報公開、高森町の事業がスムーズに進みますようお願いをいたしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 報告第1号から第3号までの繰越明許費に係る繰越計算書の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町税条例の一部を改正する条例)

○議長（児玉國廣君） 日程第6 承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、専第3号で専決いたしました高森町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、税制調査会の平成13年度の税制改正に関する答申等を踏まえ、最近における社会情勢等を鑑み、地方税の負担の軽減及び適正化を図るため、

地方税法の改正に伴い、比較対照条文のとおり、改正を行ったものですが、主な改正についてご説明申し上げます。

まず、個人町民税についてでございますが、特定の居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用提出措置、土地等の譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等、土地関連税制について、それぞれ適用期間を延長するとともに、株式と譲渡益課税の申告分離課税への一本化を2年間延期することになりました。それから、一定の商品先物取引に係る課税を申告分離課税とし、個人県民税と合わせて6%の税率で課税することになりました。

2番目に、法人町民税についてでございますが、商法改正による会社分割制度の創設に伴い、分割合併等の企業再編成の場合の特例が創設されました。

3番目に、固定資産税についてでございますが、住宅が震災等の事由により滅失し、または損壊した土地について、やむを得ない事情により、当該土地を住宅用地として使用できないことについて、町長が認定した場合には、当該震災等の発生後、2年間に限り、被災前の住宅用地の特例を受けていたものについては、特例を引き続き講じることとされました。

その他、個人町民税及び固定資産税の全納報奨金制度について、指定金融機関制度の導入に伴い、口座振替制度等の推進を図るとともに、14年度より廃止をいたしました。

以上、主な改正についてご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

（高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（児玉國廣君） 日程第7 承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、専第4号で専決いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

先ほどもご説明申し上げましたように、地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正したものです。

個人の住民税では、商品先物取引に係る雑所得等は、分離課税となりますが、国民健康保険税では、所得割の額の策定の基礎に算入するものです。なお、適用につきましては、平成14年度以後の年度分の保険税から適用し、13年度分までは従来どおりとするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成12年度高森町一般会計補正予算)

○議長(児玉國廣君) 日程第8 承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長(今村博信君) 承認第5号で報告いたします平成12年度高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方交付税や地方譲与税などの最終調整及び基金積立金の歳出の調整であります。

今回の補正額は、1億4,519万1,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、48億4,863万6,000円となります。

次に、第2表、地方債の変更については、最終確定となった限度額の調整であります。

以下、歳入の主なものについて申し上げます。

国から交付される地方譲与税や利子割交付金などは、確定された調整分であります。地方交付税は、特別交付税に係るもので、老人福祉対策や農林業対策など、特別の財政需要があったため、交付されたものであります。

温泉館及び住宅使用料につきましては、実績見込みによります調整分であります。

国庫補助金、県補助金につきましては、最終確定分を計上いたしております。

次に、町債につきましては、公営住宅建設事業や道路整備事業などの生活関連事業を実施したことにより、平成12年度の借入総額は5億3,120万円となりました。なお、借入利息は最近の経済事情を反映し、年1.6%となっております。

次に、歳出予算について説明をいたします。

阿蘇広域行政事務組合の事業実績に伴い、負担金の返納があったために、各納付の減額調整を行いました。農業振興費の中山間地域と直接支払交付金につきましては、最終確定分の調整を行いました。なお、平成12年度の交付総額は、7集落で1,806万4,000円、面積で86ヘクタールとなっております。

次に、積立金につきましては、年度間の財源調整のための財政調整基金の積立を

行いました。この積立を行うことによって、平成12年度末の現在高は、51億2,939万円となります。また、減債基金の積立を行います。これは、将来の財政健全化のための積立であります。平成13年度におきましても、財政状況の許します限り、減債基金を原資として、過去の高利率借入地方債の繰上償還を実施してまいりたいと考えております。なお、平成12年度末現在高は、8,275万2,000円となります。

今後とも、経済情勢の著しい変動によります税の減収や不時の支出増加などに対応するとともに、中長期的な視野での財政運営の安定を図る上から、基金の積立を行うこととしております。

以上、専決いたしました主要内容について申し上げましたが、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今の町長の説明ございましたけれども、款の12の諸支出金の基金費なんですけれども、再度、12年度末の基金積立の額をちょっとお願いをいたします。1、2、3、7ですね。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいま、町長の方が平成12年度末現在高を51億円というお話がありましたが、5億1,293万9,000円でご訂正をお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 訂正をさせていただきます。平成12年度末の現在高は5億1,293万9,000円となります。以上、訂正させていただきます。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成12年度高森町介護保険特別会計補正予算）

○議長（児玉國廣君） 日程第9 承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） おはようございます。

承認第6号でご報告いたします平成12年度高森町介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

専決いたしました内容は、3月議会補正後、追加交付されました介護給付費の国庫補助であります調整交付金の補正予算化、及び保険給付費の過誤処理に伴う急増により、保険給付ができなくなる恐れがあるため、介護円滑導入基金を取り崩し、行うことによる歳入歳出調整額900万4,000円についての補正予算化であります。

以上、専決いたしました内容につきまして申し上げますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今、基金取り崩しのお話がありましたけれども、現在のところの介護保険の利用者の状況等がだいたいつかめましたらば、お願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 人員でしょうか。現在のところ、手元の方にはちょっとお持ちいたしておりませんが、あとでご報告いたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） この介護保険につきましては、また、特別会計等の審議もございますから、その際にご報告等をいただきたいと思います。

介護保険ができて、もうかなりになってまいりましたけれども、なかなか皆

さん方の利用の仕方というのが迷われていて、完璧に機能を満たしているかな、そのような疑問がございます。しかしながら、自治体といたしましては、それをどうにかこうにか、老人福祉ということで、力いっぱいがんばっていただかなければならないと思います。

その意味からしまして、保健婦さん方、それに社会福祉協議会、今度、基幹型の介護支援センターもできあがっております。連携を密にして、今後一層、皆さん方が知らなかったから介護サービスを受けなかったということがないように、また、予算がないからとかということがないように、関係課長さん方、よろしく願いいたしたいと思います。

また、後ほど、特別会計の際にでもお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。10時55分です。11時5分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

日程第10 議案第25号から日程第17 議案第32号までについては、本日、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。日程第10 議案第25号から日程第17 議案第32号までについては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第25号 高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について

- 議長（児玉國廣君） 日程第10 議案第25号、高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

- 税務課長（岩下光廣君） 議案第25号、高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例は、一定の規模を備えて新設され、または増設された工場等について、固定資産税を3年間免除する条例であります。お互い関連がありますので、同時に改正させていただくものです。

改正内容につきましては、租税特別措置法の改正によりまして、旅館業またはソフトウェア業が新たに対象になったものです。付け加えておきますが、これらの条例により、課税免除したものにつきましては、交付税の減収補填の対象になるものです。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第11 議案第26号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について

- 議長（児玉國廣君） 日程第11 議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

- 保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、昭和44年に制定されましたが、現在、町において、公金口座振替に

ついて推進しており、保育料の納期に関する条文につきまして、保護者への利便性の向上を図るため、改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 2 7 号 高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 日程第 1 2 議案第 2 7 号、高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第 2 7 号、高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

高森町母子医療費支給に関する条例の中で、受給者となる児童の資格等を明文化するため、この条例を廃止し、母子家庭医療費助成に関する規則、準則に基づき、条例の全部を制定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 2 8 号 平成 1 3 年度高森町一般会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 日程第 1 3 議案第 2 8 号、平成 1 3 年度高森町一般会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第 2 8 号でご提案いたしました平成 1 3 年度高森町一般会計補正予算について、説明申し上げます。

今回の補正予算は、社倉～蔵地線の道路整備事業などについて補正を行うこととし、総額で 3,346 万 3,000 円を計上いたしております。これを現計予算と合算いたしますと、5 億 1 4 6 万 3,000 円となります。

第 2 表、地方債の変更は、事業実施に伴う限度額の補正であります。

まず、歳入につきましては、社倉～蔵地線道路整備事業に伴う臨時地方道路整備臨時交付金の追加額を計上しております。これによりまして、町債の方も増額補正しております。

県補助金の緊急地域雇用特別基金事業補助金は、町内の環境美化清掃を本年度も実施することとなったため、補正を行いました。

繰入金につきましては、老人保健特別会計の平成12年度精算金を計上しております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

民生費では、児童福祉施設費の非常勤給食調理従業員の報酬を賃金として支払うもので、予算の組み替えを行っております。

環境衛生費の委託料は、先ほど申しあげましたように、現下の極めて厳しい失業実態を踏まえ、雇用・就業機会の創出を図るため、緊急に対応すべき事業を実施するもので、不法投棄などの処理・運搬により環境美化を図るとともに、雇用を促進するものであります。

農林水産業費の畜産事業費では、河原地区に予定しております堆肥センター建設の用地代、また農業委員会費では、農業委員の1名増員による報酬額相当分を計上しております。

土木費では、平成6年度から整備を行っております社倉～蔵地線の早期完成のために、国からの予算が追加配分されたため増額するものであります。

教育費の高森東中学校スクールバス運転委託につきましては、必要経費を委託料として一括支払うため、予算の組み替えを行っております。

以上、今回、提案しております補正予算について、その概要を説明申し上げましたが、本議案につきまして、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

-----○-----

日程第14 議案第29号 平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 日程第14 議案第29号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算(案)についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長(岩下光廣君) 議案第29号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算(案)第1号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ620万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億499万円とするものです。

補正の内容としましては、12年度の医療費の確定に基づき、社保支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰出金の精算分を計上しております。

慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

**日程第 15 議案第 30号 平成 13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正
予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 15 議案第 30号、平成 13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 議案第 30号でご提案申し上げました平成 13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 700万 3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、購入以来 16年を迎え、その間に傷みが顕著となりました車両の整備を行うための補正でございまして、平成 13年度から平成 15年度まで、毎年 1両ずつ、計 3両を整備する予定となっております。

現在まで、平成 4年に塗装、平成 6年に座席張り替え、カーテン取替等を行っております。今回整備の主なものは、車体、外回り腐食部の補修及び全塗装を行います。また、客室関係では、乗降口ドア腐食部の補修、並びに金具・ゴム取替等を行います。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第 16 議案第 31号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（児玉國廣君） 日程第 16 議案第 31号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 議案第 31号でご提案申し上げました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明申し上げます。

この計画は、現在、整備を進めております町道社倉～蔵地線に係ります草部辺地、及び町道小切畑～下切線に係ります下切辺地の 2つの総合整備計画でございます。

これらの事業は、辺地対策事業で実施しておりますけれども、辺地総合整備計画を策定し、これに基づき実施される事業に要した財源として借り入れました借入金

の元利償還金のうち、80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることになり、財政運営上、非常に有利なものとなっております。

その要件といたしまして、熊本県との協議、また、議会の議決が法的に必要であります。なお、熊本県との協議につきましては、平成13年5月24日付けで計画に異議ない旨の回答を得ております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第17 議案第32号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（児玉國廣君） 日程第17 議案第32号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第32号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、提案説明を申し上げます。

現在、各自治体では、戸籍事務の合理化及び事務の簡素化を図るために、電算課を行っているところでございますが、今回、産山村・波野村において、共同による戸籍事務の電算処理を行うため、阿蘇広域行政事務組合の規約の一部変更が必要となり、阿蘇郡12カ町村同一提案可決が必要となり、提案するものであります。

また、本電算につきましては、本町においては単独で、平成14年2月から稼動するよう現在、準備中であります。

どうか、慎重審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時22分

6 月 1 8 日 (月)

(第 2 日)

平成13年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成13年6月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案第33号 工事請負契約の締結について

日程第2 議案に対する質疑並びに付託

日程第3 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	12 番	甲 斐 裁 君
13 番	後 藤 英 範 君	14 番	児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	草 部 出 張 所 長	岩 下 紀 久 雄 君
野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君	収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君

教委事務局長 山 村 将 護 君 監査事務局長 阿 南 哲 也 君
行政係長 甲 斐 敏 文 君 財政係長 河 崎 みゆき 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色 見 隆 夫 君 議会事務局係長 佐 藤 幸 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 議案第33号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。

議案第33号、工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

5月14日に指名委員会を開催し、特に、今回の指名に当たりましては、本工事は、一般の電気工事と異なりまして、工事費の9割が計装板電気製品の製作であることから、電気器具製作で高い信頼と実績のある国内の大手メーカー7社を指名し、6月1日指名競争入札の結果、議案のとおり、福岡市中央区天神2丁目12番1号、富士電気株式会社九州支社、支社長 渡辺興三氏が1億8,690万円で落札したものであります。

どうか、慎重審議をいただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案に対する質疑並びに付託

○議長（児玉國廣君） 日程第2 議案に対する質疑並びに付託を議題といたします。

なお、答弁者は自席から答弁を許します。

-----○-----

議案第25号 高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第25号、高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

この条例改正につきまして、直接の質問ではございませんけれども、わからないところがございますので、お答え願いたいと思います。

まず、1点は、この工場等が規模を拡大したり、あるいは中の機械を入れ換えたりとか、そういった場合がございませぬけれども、その予算的な規模、そのあたりの数字はどういうふうにな現在なされておるのか、いくらの投資以上がこの条例に該当する、したがって、固定資産の減免措置があると、その数字、それと併せまして、ついでですけれども、現在の企業誘致の入っている会社がございませぬけれども、その固定資産税額等がわかりましたならば、お願いしたいと思います。

今回、トリックスさんがこれに該当するかと思いますけれども、そこも併せてお願いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 今回、提案いたしております工場等設置奨励条例の取得価格と申しますか、その限度額だろうと思っておりますけれども、過疎法関係では2,500万円を超えるもの、それと、農村地域工業等導入促進法によります分は、2,

800万円の生産設備の取得価格を超えるものというふうになっております。

次の質問でございますが、トリックスの減免措置分については、確かな数字を持っておりませんが、40万円だったというふうに記憶しておりますが、40万円を切れたと思いますけど。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

要するに、減免されて40万円弱、37、8万円ぐらいかなとは思いますが、それは、いわゆる全部、対象は減価償却資産だけの換算ですかね。土地等、機械等の減価償却資産のみに対する投資額の金額でしょうか。

○議長（児玉國廣君） 税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） 直接、製造ラインに必要な償却資産、土地、建物になっております。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第26号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第27号 高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第27号、高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

私は、この件につきましては、そう問題はないと思うんですけども、諸般の社会の情勢、流れ等を勘案いたしまして、この母子家庭という、その母子という言葉について、もうボチボチ何らかの違う言葉というものが出てくる時期ではないかなと思っておりますが、母子家庭、第2条でもありますとおり、母子家庭の母とはということで、お母さんがあくまでもこういうふうな医療費助成とか、いろんな生活保護等については、いろいろと手厚い保護を受けられるような法律のように見受けられます。

しかしながら、現在の社会情勢を見ますと、皆さん方ご存じだと思うんですけども、お父さん方も結構、就学児童を抱えて、一生懸命育児をされているという場合も私は見受けております。なかなかお母さん達が子育てをするよりも、お父さんが子育てをするの方が苦労されている。家庭内の仕事というのは、なかなかできないわけですね。しかしながら、やっぱり仕事はしなければならない。

そういうことで、この母子家庭という、この問題について、この母子というの、この条例の第2条の3では、父母のない児童ということですから、お母さんのない児童も該当するわけなんですけれども、一見、これだけを見ますと、お父さんはなかなか該当しないようなふうに見受けるわけですね。そのあたりの啓発活動とか、いろんな相談事に対しては、窓口でどういうふうにされておるのかということを担当の方にお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） ただいまのご質問の対しまして、お答えいたします。

現在、母子家庭といえますか、母子関係では、白石会長をもとに活動をいたされておりますし、今、お尋ねの父子家庭でございますが、それを含めまして、私どもの母子関係と併せて、窓口で対応しているところでございます。

今、質問にありましたように、言葉の意味では、母子が出てきますけれども、中身は父子家庭も同様でございますので、係の方でもその対応に、母子家庭と変わらない対応を今現在やっているところでございます。

今後におきましても、十分認識を行いながら、母子にも父子にも母子と変わらないような施策をもって、心の通った行政をとっていきたいと今考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 言葉ですから、これは、啓発活動が十分整っていれば、こういうふうな医療費助成についても、いろんな保健事業についても、知らなかったということはあまりないと思うんですけども、ただ、やはり稀にそういうふうな制度から漏れる方が見受けるわけですし、特に、お父さん方が単独でお子さんを学校とか、いろんな保育園あたりに通わせていらっしゃるというのは、女性の雇用については、契約社員制度とか、パート関係での雇用が十分あるわけなんですけど、お父さん方につきましては、なかなかパートの採用あたりはないわけで、あくまでも常時雇用という形で、お父さん方にはいろんな企業からは要求がございます。そうなりますと、時間差による出勤等は当然できませんので、だいたい8時半から5時まではばっちり仕事をするわけですね。お母さん方になりますと、時間差によります9時から4時までとか、夜間だけの勤務とか、いろいろ雇用形態については多種多様にわたって幅広くされると思います。そうなりますと、お父さん方について、なかなかお母さんが単独でお子さんを見ていられるようなふうには、同じようにはお父さん方は見ることができないんですね。そこあたりで、やっぱり今後、このような医療費助成も含めてなんですけれども、役場担当課の方で母子会についてはちゃんと会長さんもいらっしゃいますから、それをもとにお母さん方あたり、一生懸命子育てについても、家庭作りについても、いろんな交流をする場があると思います。しかしながら、父子家庭については、なかなかそういうふうな場を見受けませんし、お父さん方も忙しい、そういう場にかたることができないというのが現状であるかなと思っております。

そのへんで、今後において、こういうふうに男女平等雇用機会均等法、また、男女平等という言葉がうたわれるにつれて、お父さん方にどのようにお母さんがいらっしゃる、お父さん方に対して、子育てについて、どのように充実させていくかということも一緒に今後の計画等があれば、お聞きしたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 今、お尋ねですけれども、母子とは違いまして、父子家庭の方では、名目上、どうしても遅れがちな部分があるかと認識しております。今言われましたように、私どもとしましては、心のケアと申しますか、子供さんもおられる家庭がいらっしゃると思いますので、十分認識しながら、課でも取り組みをいたしまして、父子には、先ほども申しましたように、母子同様の取り扱いを漏れないように行っていきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） これは、答弁はいりません。常任委員会の方で十分お話し合いをしていただきたいと思います。

今、学校教育の中で、子供のいろんなメンタルな面、心の面、ケアの面で、両親揃っていても難しい、そういうふうな環境に陥っております、家庭内においては。その中で、やはり両親が揃っていない家庭において、子供達がいかに強く育っていくかということが、私達行政、または政治を司る者達の今から先の子育てに対する考え方でもあろうかと思っております。

その意味からしまして、今、高森町には保健婦さんが何名かいらっしゃいますけれども、確かに町としては、老人福祉を充実させることもしかり、それも当たり前のことですが、今後におきましても、大変少人数でこの広い高森町の中で、父子家庭、また母子家庭に対してのさまざまな心のケア、いろんな相談事に対しても相談にのっていただかなければなりません。できれば、今後、父子家庭に限りましては、特に、栄養問題において、子供達の成長で時たまやっぱりちょっと遅れているんじゃないなという家庭を見受けます。そのあたり、十分に学校等にも行かれて、保健婦さん達、子供達の生活の状況、また、栄養の状況等も見受けられて、見られて、それを起点に、いろんな指導をしていただけるように要望いたしておきますので、この件については、委員会等の方で十分審議をして、また、今後について、実のあるような委員会報告等を期待しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第28号 平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第28号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 藤本正一君。

○5番（藤本正一君） 5番 藤本でございます。

大変、今、世の中、厳しゅうございまして、高森町におきましても、負けず劣らず厳しい面があろうかと思えます。会社におきましても、失業保険等ももらってがんばっている会社もあるのが現状でございます。

今、見ますに、ここに緊急地域雇用特別基金事業というのがございますけれども、これ、253万円ですか、支出の方に入れてあります。この使い道ですね、どこかに委託料と書いてございますから、どのような委託をなされるのか、よろしくをお願いします。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

緊急地域雇用特別基金事業といたしまして、平成11年度から実績を申しますと、11年度が819万円、それから12年度が252万円、それから、今回提案申し上げております13年度が253万円ということで計上させていただいております。

この中身といたしましては、ここにあげておりますけれども、環境美化の清掃、これは主に不法投棄の処理関係で、緊急特別ということで県の承認をもらいまして、実施いたしておるところでございます。この件に関しましては、町内の業者の方に委託をいたして実施したいと、本年度も思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 5番 藤本正一君。

○5番（藤本正一君） これは、当然、県からの補助金が全額かと思えますけれども、こういう時代でございますので、町自体も大変厳しい時かと思えますけれども、今、こういう厳しい時だからこそ、町も単独といいますか、厳しいものがある中でも努力していただいて、別枠でも組んでもらって、雇用対策をただ県からの補助金

だけに頼ることなく、町独自のそんな大きな金でなくしても、やっぱり町の失業対策というよりも、仕事がないわけですから、その対策を町独自の予算といいますか、単独事業、単独の工事を組んでいただくわけにはいかないかと思えますけれども、町長さん、いかがですか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） お答えいたします。

今、議員の方から補助金だけではなく、町独自のものをもって雇用対策にしないと、そして、住民の皆さんに安心した生活を・・のはいかがなものかということでございます。

私も一応そのように対策において、高森町が一番私は事業面には各々小さいところまで事業を展開しておると自負しておるところでございます。農道にしろ、大きな幹線にしろ、さらには、農業方面にしろ、ありとあらゆる方面に、また、先ほどお話がございましたように、母子寡婦というようなことにつきましても、いろいろ関係者、あるいは児童福祉委員、あるいは民生委員、児童相談員と、また、苦情相談員というようなことで、ありとあらゆるところに力を注いでまいっておるところでございます。議員の皆さん方の力添えも大変いただいております。そのように、雇用促進ということで、安心できるまちづくりのために、皆さんと一緒にお考えを提起していきたいと考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 5番 藤本正一君。

○5番（藤本正一君） 町長さんのご努力は大変感謝を申し上げます。なお一掃の努力をよろしくお願いして終わります。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

私は、今、藤本議員さんの方からご質問がありました緊急雇用の特別基金事業、あるいは公有財産購入費があがっておりますけれども、いわゆる堆肥センターの建設、そういったいろんなことを考えた時に、統括してちょっとご質問したいと思えます。

私ども、先ほど、企業特別委員会の方で視察をさせていただきましたトリックスさんの方ですね、企画観光課長とともに行ってまいりました。その中で、そのトリックスさん、高森地内では小さい敷地だから大した工場ではないなと思っておりましたけれども、如何せん、本社の方、非常にでっかい工場で、一番感心したのがISO14000のシリーズ、その14001を取得されて、いわゆる環境問題につ

いて真剣に取り組んでおられた、そのISO14000シリーズについて、まずは、企画課長の方にどういった認識を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

質問の主旨につきましては、ずれるかもしれませんが、高森町全体、国立公園内にある高森町において、環境をどういうふうにかけて、いろんな事業をやっていくか、あるいは高森町が持っている環境は1つの財産でございますので、その財産に関係しまして、環境とともに、行政を進めていく、あるいはそういったのを一つの行政の柱として取り組む形としては、どういうふうにかけておられるのか、そういったことをご質問したいと思います。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えします。

先日、議員、おっしゃいますように、企業誘致特別委員会と私ども担当、表敬訪問ということで研修をさせていただきました。現在、ISOの話が出ておりますけれども、あそこの研修の中で、委員の中から阿蘇にマッチした環境を重視されたことを考えられないかと、また、併せてそういったところを私達も望んでおりますというようなご発言もあっておりました。

そういうことを踏まえまして、あくまでも本町といたしましては、水と空気といわゆる自然環境を一番大事にする必要があるということで、そういうのを踏まえながら、今後の企業関係の誘致並びに諸工業の振興に努めていきたいと考えております。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

本来、一番聞きたかったのは、高森町全体の中に大きなテーマとして、何かほしいなというのがいつも思っておりました。環境なら環境、あるいは子育てなら子育て、大きい目標に基づいた施策、各課がその施策に向かって進んでいく、環境を大事にするのであれば、環境面に対して、先ほど保健福祉課長の方からございましたように、環境に対してこういった美化作業等を入れていく、あるいは、建設課の方にあつては、産業廃棄物が出さないための手腕をふるっていく、農林振興課においては、公害等が出さないような、そういった対策までうっていくといった、一つのテーマとしてとらえていけないことには、いろんな事業を個々バラバラにもってきたんでは、なかなか進みにくいんじゃないかと、そういうふうにかけております。

したがって、例えば、緊急雇用の今度事業がありますけれども、これに基づいて高

森町独自に何かできないか。あるいは、それを各学校に基づいて、そういったボランティアを育成するなり、監視パトロールの少年隊をつくるなりとか、思い切った発想で取り組んでいく、さらには、堆肥センターなんかつくる、今一応あがっておりますけども、それに基づいた地元の調査、あるいは周りの環境の影響、後ほど質問があるかと思っておりますけども、費用対効果ではなくて、そういった諸々の総合した考え方に基づいたプランニングでないと、やはり説明責任としての行政が果たせないような気がしますけども、そのへん、町長、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 総合的に包括的にちょっと町の計画がバラバラではないかというようなことでございますけれども、平成3年度から野の花と風薫る里、野の花自然、風薫る文化ということで、各地域のゾーニングプランをやったわけでございます。これは、基本計画の中にちゃんとして皆さんも周知のとおりでございます。いわゆる草部地域においては、グリーンツーリズムということで、都市型と農村型の交流ということをやっておるわけでございます。また、野尻の方においては、あの大自然の中での森林文化村構想ということで、きちんとした基本計画、また、振興計画もやっておるわけでございます。また、さらに、色見地域においては、文教、いわゆるスポーツ、さらには、観光というようなことにおいて、ゾーニングプランをやっております。

また、高森町七千有余名の、当時は8,900名の中でございましたけれども、高森地域においては、観光・商業・工業、そして、4,000名の方々がここに住んでおられるというようなことで、そのゾーニングプランをしたわけでございます。

ここに、企業誘致の問題が、お話がございましたけれども、雇用促進をするにはどうするがいいかということで、10年前に私が出た時には、まだそこは無の状態であったということです。それから今、満杯になってきたわけです。これは、ここにお見えてございますけれども、蘇陽・高森が一体となって、基本的に、この地域をどうするかという、この地域の雇用をどうするかというようなことで、お互いの町村が一緒になって考えた地域でございます。そういう総合的なプランなくして、私は高森町、いわゆる祖先前代の伝統文化、これを守ることはできないということで、考えておるわけでございます。

ここに、基本計画、振興計画、皆さん方が一緒になって、提案しつくった問題でございます。総合的に、私は、教育の問題にしろ、児童福祉の問題にしろ、老人福

祉問題にしろ、いわゆる民生問題にしろ、また、農業問題にしろ、観光問題にしろ、ありとあらゆる課をもって、そこに中心的な課題を提起しながら、今日やっておるわけでございます。

また、湧水トンネル、これについては、私は熊本市に対して、この涵養の水を某かの金にかえられるものではないかと、また、あるいは、地方分権の中において、地方にお金をくださいというようなことでございますので、今後においても、高森町にあるところの財産、眠れる財産等々において、皆さんとともに、一生懸命考えながら、そしてつくれる財産を私はさらに地域住民福祉の向上のために、何とか向かっていきたいと思っております。高森の財産というのは、大きなことを申し上げますならば、発言者に対しても、この外形資産云々というようなものをできはしないか、皆さんの知恵をいただきながら、がんばってまいりたいと、そう考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） はい、ありがとうございました。

私の方もちょっとまとまらずに、質疑の内容がちょっと鈍ったことをお許し願いたいと思います。いわゆる一つのメインとなる柱があってからこそ、それに基づいて各課協力しながら進めていく、そういうのがなかなか僕自身としては、今一見えにくいように感じておりましたので、そういった質問をさせていただきました。

併せまして、また、後ほど、別の議員さんから質問があるかと思っておりますけれども、堆肥センターを本来つくる目的、そして、その効果をどういうふうにご考えておられるのか、そこだけ簡単にお答え願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 1番議員さんのご質問にお答えします。

確かに、昨今の畜産経営を取り巻く環境問題、並びに土壌汚染等によります問題につきましては、平成11年11月家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に係る法律が施行されております。

家畜糞尿の適正処理がこれにより義務づけされておりますが、畜産農家の個々の経営の取り組みの中では、自ら限界があろうかと思っております。行政がその利用促進に積極的に支援していくのは、当然のことだろうと思っております。

また、環境問題とは別ですが、土づくりの問題についても、その重要性から適切な処理を施した堆肥を大量に必要とするのが現実であります。行政が主体となりま

して、農家の再生に乗り出す時期がきたと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

だいたい当初予算で概要についての予算は通っておりますので、本来ですと、今回は公有地財産の土地だけの審議かと思えますけれども、あえて質疑としてさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 他に質疑ございませんか。5番 藤本正一君。

○5番（藤本正一君） 5番 藤本でございます。

ちょっと単純な質問でございますけれども、今、教育費のところを見て、事務局長さんにお伺いしたいんですが、これは、報酬と委託料が今度256万円出ておりますけれども、これ、報酬、ちょっと前回の組み替えですから、運転手さんの報酬ということですかね。共済費もその運転手さん、旅費も運転手さん、えらい見事に組み替えをしているので、きれいに合っているので、当初と変わっていると思っております。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） お答えいたします。

当初、人件費ということで予算を計上しておりましたところ、途中で変更になりまして、一括委託ということで委託料256万円を上程させていただきました。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

一般会計の補正につきましては、今回は、金額的にはそれほどございませんけれども、その内容につきまして、2、3質問をさせていただきたいと思えます。

今、藤本議員の方からも質問がございましたけれども、教育委員会の方にスクールバスの運転委託、こういうふうな形で今後、スクールバスの運用をやっていくということであるというふうに私は理解をいたしておりますが、東小学校のスクールバスのお話が出てまいりましたので、それと併せて、高森地区、新たに始まっておりますスクールバスの稼働状況、どのような状況であるのかということをお聞きしたいなと思っております。

それと、あと、企画課の方にこのスクールバスの件で関連いたしますので、ちょっと質問いたしますが、高森町内の路線バスについては、すべてが赤字路線であつ

たと、そういうことで、県の方から地方バス路線の赤字補填ということで、補助金が2,900万円ほど、町の予算も合わせますといただいておりますね。差し上げております。それを各路線に合わせて配分をいたしてはりましたが、高森中学校の方がスクールバスを朝と夜、出します関係で、その時間帯を走っておりました路線バスの利用状況が、おそらく皆無に近い状況になってきておるんじゃないかなと、そうなりますと、そのあたりの時間的な路線の時間の変更あたりはどのようにバス会社と協議をされておるのか、もう乗らないバスには走らせる必要は僕はないと思っておりますので、そのあたりの協議の内容等についてもお聞きをいたしたいと思っております。

それと、野中議員の方から、他の議員さんから、他の議員さんからと言われましたから、これは誰か他の議員も質問しなければと思ひまして、私も急きょ質問をいたしますけれども、畜産廃棄物の処理責任というのが、今後は畜産農家の方にも背負わされてくる、それは当然今までもあったことなんですけれども、今、野中議員の言われたトリックス、ここは企業であるがゆえに、また、環境に対するISOを取得されるがために、企業廃棄物についての全責任をこの企業が背負っていらっしゃる。その処理の方法についても、日夜研究を積み重ねていらっしゃる。そこで、排水によってイチゴをつくっていらっしゃるというような報告も受けております。実際、見せていただきましたけれども。

この畜産廃棄物、要するに、堆肥センターをつくる場合におけるの原材料、トン糞・牛糞、それに鶏糞、入ります。私どもの高森町の産業形態の中で、牛糞・豚糞については、ほとんどが個人経営である、個人経営であるというか、自分で自己資金で運用されている。ところが、鶏糞については、ほとんどが餌会社との委託契約である。そうなりますと、私は、鶏糞については、畜産廃棄物処理責任については、私はそれを委託しておる企業にその責任があるのではないかな。鶏糞を、要するにブロイラーを養わしている以上は、その廃棄物として糞が出てくるのは当然のことですから、それを委託されている業者に対して、私達は何らかの負担を背負わせる義務があるのではないかなと、考えておりますが、今後、堆肥センターをもし、本当に、要するに、当初予算とっていますからつくるんだろうと思うんですけれども、つくる場合において、その際の業者とのお話し合い等を今後、もたれていくのか、また、業者に対してどのような責任の取らせ方を考えていらっしゃるのか、そのあたりもお聞きしなければならないと思っております。

その点については、農林振興課長さんの方にお聞きしなければならないと思うん

ですが、やはり、その中で、総務課長さんの方にもちょっとお聞きいたしますが、今、昨日、日曜日でいろんな大臣の方達がテレビで今頻繁にいろんな自分の持論を申されておる。総合計画をつくりあげたのが平成11年の3月です。おそらく小渕内閣の当時ではなかろうかと思うんですが、まったく異色の変人の小泉内閣ということで、すべての構造改革をやり遂げるんだということで、一生懸命、今展開をされていらっしゃる。これは、平成11年の3月につくりあげた時の国会の内閣の考えておることとは、まったく違った方向で私は進んでおるんだと思います。そうなれば、あくまでも総合計画は、その時代には即していたかもしれないけれども、2001年から先の時代には、もしかしたならば、即しない事業も出てくるんじゃないかなと思います。そこで、費用対効果を考えた中で、堆肥センターあたりについての費用を投入すること、今後、費用を投入し得る金額が将来にわたっていくらになるか、特殊法人を整理しようという石原行政改革大臣、そういうふうな話もありましたが、赤字が出るとわかってあえてつくる必要があるかどうか、その中において、やはり一番の元締めである総務課長さんが補助金とか、いろんな助成金についての取り組みもされておりますけれども、これはまったく補助金をやる業者が、補助金を交付する団体が赤字団体であったり、意味のない団体であったら整理するのといっしょであって、総務課長の方もその方の考えからすれば、今後、町の財政を健全にもっていくためには、どうあるべきかということを最後に、教育委員会の局長、それに、企画課長、それに農振課長が言われたあとに、総務課長のご意見をお聞きしたい。そのあとに最後に町長さんのご意見も一言お聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） お答えいたします。

先ほどのスクールバスの件でございますが、現在、試行段階でございます。議会冒頭におきまして、町長が意見表明いたしましたとおり、学校統合に合わせて、逐次整備を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 先ほど、お尋ねのありました色見線のバスの運行関係でございますけれども、今、教育委員会の事務局長が申し上げましたが、今年4月から運行いたしておりますけれども、それ以前に、バスの時刻を変更いたしまして、昨

年の7月ごろから発車時間の変更に伴いますバスの運行をやってまいりました。その結果、ほとんど中学生自体が乗っていないという現状でございましたので、今年4月以降につきましても、若干一般の方の乗降は増えたように見受けられますけども、ほとんど変化はあっておりません。むしろ、その時の時刻を1時間半程度変更いたしました関係で、バスの時間をもう少し繰り上げて実施できないかというような要望がっておりますけども、乗降人員については特段大きな変更はあっておりません。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 企業責任の問題についての答弁を行います。

現在、高森に入っております商社が丸紅と中九州食鳥さん、この2件です。これについては、生産者と委託契約によるものでございます。契約の中身で、その糞尿の処理については、あくまでも生産者の方で責任をとりなさいという契約内容です。県の方にお尋ねしましたところ、商社の方には今、法的な義務づけはあっておりません。

そこで、当然、10番議員さんのお尋ねの内容で、現在、その2社の責任者の方とお会いするよう、生産者を通してお話を申し上げております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいま、ご質問がありましたように、非常に地方にとっては厳しい小泉政権の中で通達等が出ている状況であります。その中で、議員さんもお承知のとおり、私達の方でも当初予算としましては、かなり厳しい予算計上をしてまいりました。

そういうことで、当初予算の時も申し上げましたように、当初予算では、地方交付税をだいたい5%減というような見方をやっておりますし、特別交付税についても、かなり厳しいものがあるということで、現在では約4、5、000万円しかみていないということで、計上しておりますし、その中におきまして、議員の中にも昨年も申し上げましたように、各種団体が私達の方では、事務的な経費もありますが、約7、8億円ぐらい推移しているということで、これも大幅に見直したいということで、昨年、一応各課におきまして、通達をいたしまして、見直しをちょっとやろうということで、実施しましたところ、即、各種団体にそのことが理解を求めるといのが非常に厳しい状況があったということで、一応当初予算の中におきま

しては、議会の方からもご指摘がありましたように、できないんじゃないかという
ようなお話がありました。これも本年中には何とか各種団体の方をお願いを申し
上げていきたいということで、かなり厳しい予算の動向を現在やっております。

そういう中におきまして、今回の補正につきましても、議員さん方もお手元の資
料でお気づきの点と思いますけれども、非常に地方交付税が、また、現在、私達
の方に数字が見えておりません、正直申し上げまして。そういうことで、だいたい6
月いっぱいにはその数字もだいたい町村に見えるだろうということで、私達は予想
しておりますが、これも何せ非常に地方交付税のカットというようなお話も出てお
りますし、どうだろうかということ推移を見ているわけでございます。だいたい
今月いっぱいにはそのへんの数字も町村には見えてくるというふうに私達は思っ
ております。

そうなりますと、当然、本年度にまだ実施しなくてはならない事業もありま
すし、先ほどの今回の議会で、町長の方も学校統合の意見表明をされております
し、いろんな問題も山積みしております中でおりますので、そこへんも何とかクリ
アできるように努めていきたい。ただ、その他におきましては、私達の方でも町長
の方から、着任した時に、使命を受けたことが、まず、町村の財政指数のバランス
シートを作成しろということを受けまして、現在、バランスシートにつきまして
は、一応つくる作成をしております。ただ、一般に、まだ公表には至っておりませ
ん。これにつきましては、早い時期に議員の皆さん方にも現在の高森の状況という
のを早めにお知らせを申し上げていきたいということで思っております。

その中で、今言われましたように、今回の堆肥センターが果たして赤字になりは
しないかというような、ちょっと心配の危惧をされているようでございますが、当
然、施設をつくれれば、それだけの維持管理費というのは必要になるかと思いま
すけれども、これが、町の振興計画、あるいは環境問題、このへんが解決してい
くとなれば、何とか今の財政の中でキチンとしたことを位置付けて、私達の方
でもがんばっていききたいというふうに思っておりますし、また、そういう経
常経費がなるべく高くないように、私達の方でもこれは事務的に努力を一生懸命
しなくてはならないと思っております。

そういうことで、議員さん方々もご承知のとおり、今、町の方でもいくつかの問
題を抱えております。文書公開の問題、あるいは財務会計の問題、いろんな市町
村合併の問題、いろんなことを抱えておりますので、現在、ご承知と思いま
すけれども、各職員でだいたい係長クラスが主ですけれども、将来の展望につ
きまして、見

直すところは見直さなくてはならないということで、そういう作業部会的なものも今つくって、そういうことに備えてまいているような状況でございます。

そういうことで、かなり将来のことを心配させていただいておりますが、私達の方では今、差し迫ってどうこうというような状況ではないというふうに、私の方では、財政的にはそういうふうに自分なりは思っております。また、今後もそういうことで、住民の方に心配を起こさないように、私達もやっていかななくてはならないと思いますし、先の5月1日付けでも町の財政状況につきましては、住民の方々に一応告示をもってお知らせを申し上げたところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） まず、教育問題から答弁をさせていただきます。

答申を出しました。答申の結果、いわゆる設置者は私でございますので、その条例改正があります。その条例改正の前に、皆さんに知恵をいただくところは十二分に知恵をいただきながら、バス路線等々についても、考えなくてはならないと思っております。

また、バス路線について、無駄なところはないかということでございますけれども、弱者救済ということで、皆さん方におかれましても、総論は私は賛成であると、しかし、各論になると、やはり勉強することはたくさん出てくると思っております。

その各論について、十二分に論議をして、そして初めて住民福祉の向上ということにもっていきたいと考えております。また、農業問題でございますけれども、農業についての基本は、人間づくりとまったく同じように、また、国土を守る自衛隊といたしますか、これと同じように、この守るべきものは守っていなければ、いつかは私達も侵入されると思っております。その侵入を例えば、悪いかもわかりませんが、今、土壌は非常に弱体化し、そして、連作障害等々で土地そのものの整備が危ぶまれております。そこに手立てをするのは何かといいますならば、やはり、土壌づくりと私は考えておるわけでございます。

今までに、昭和39年、あるいは平成4年等々において、土壌調査があったと、佐伯議員におかれましては、農協出身でもありますし、その対策については十二分に心いただいております。

また、その堆肥センターをつくる時に、鶏問題、いわゆる鶏舎、鶏糞のそれについては、今、廣木の方に、いわゆる地方分権等についても鑑みながら、対策はどう

かということで指示しておるところでございます。

農業については、私は、生命線はあくまでも土壌づくりであると、技術はさることながら、やはりその技術を生かすためには土壌が大事であると、そう考えております。

また、先ほど、財務会計を課長の方から申し上げました。私は、やはり資産・負債・資本というようなものを十二分にただ、公債費比率とか、公債いくさん比率とかいうことではなくて、そのようなことを十二分にバランスシートで小さくわかりやすく丁寧にするのが、私は義務とっております。また、行政の説明責任にも私はあると思っておるところでございます。

どうか、今日、指定金融機関等々においても、またIT関係において、財務改革というものももってやっておるところでございます。どうか、皆さん方におかれましても、そのような視点をもって、どうぞご協力のほど、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

論議をいただくことも私は大変希望しておるところでございます。足りなかったところにつきましては、また、ご意見等々を賜りながら、やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 同僚議員の方がちょっとトイレ休憩を要求されておりますので、質問は暫時休憩ののちに私の方はよければ。よろしいですか。

じゃあ、質問をちょっと続けさせていただきます。

堆肥センターの件なんですけれども、丸紅さん、またあと1つの業者さんにおいても、生産者の方の責任で堆肥の最終処分をしてくださいという契約だそうなのですが、先般行きました工業製品をつくるトリックス、企業なんですけれども、そこが下請業者に二次製品の製造を委託しておったと、ところが、下請業者の視察に行ったところが、その廃棄、いろんな処分等について、あまりにもずさんであったがために、その下請業者との契約を切らせていただきましたと、要するに、親会社はそれなりの環境問題についての責任を負う時代に来ております。私達はあくまでもブロイラーの肉だけをいただければいいんですよと、それから先、その生産をされておる地域でどのような廃棄物の処理をされようが、私どもとしてはそれだけの契約数量をいただければいいんですよという時代ではもうなくなってしまっているはずですね。

私達日本が一番考えなければいけないのは、日本に木材がいるからと言って、熱帯雨林に行って乱伐をしてしまったがために、異常気象を招いたり、大規模な災害を各地で、世界各国で起こさせるようなことになってきた。また、希少動物についても、ペットの過剰反応のために、皆さん方が世界各地から違法に採取されて、危機の、また、絶滅の危機に至るような種まで発生してしまった。

僕達はもうそういうふうな時代ではないわけです。お互いがいろんな利益を被るためであるならば、それだけの負担を負うということの時代に入ってきておるわけです。

ですから、丸紅と言え、世界でも有数の商社でございますから、もうぼちぼち環境問題についても、自分達の仕事をやっておる末端の生産者がどのような産業廃棄物、自分のところから生産することによって出得る廃棄物について処理をしているかということについても、もう関心をもっていただかないといけない時代だと思います。そんなに自制のないようなただ、生産生産という時代では僕はないと思います。

ですから、鶏糞については、特に、私はそういうふうに委託をされておる業者に対しての責任の問題についても、十分に話し合いをしていただきたい。堆肥については、農協あたり、また、農家の皆さん方、ご存じだと思うんですけども、鶏糞というのは、そう長続きはしないんです。鶏糞だけだったら。畑については。砂漠化をしてしまう。その付加価値を付けるために、いろんな豚糞・牛糞、また植物繊維等々、混ぜ合わせることによって、そのデメリットを減らして、皆さん方に使っていただくという努力をするわけですから、その商社との話し合いを十分にやっていただかないと、私達としては、鶏糞を入れた堆肥センターについては、私はなかなか納得できないなど。その点については、委員会等で十分話し合いをしていただかなければならない。そのように思っております。

また、費用面については、いろんな管理面については、確かに環境を私は存続していくためならば、少々の一般会計負担であるということに対しては、目をつぶらざる得ないところがあると思います。実際、経済効果がないところでもやはりその環境を守り、その環境が町全体の浮揚、また、活性化に寄与するのであれば、私は、違う方面からでもお金を出していっても当然だと思います。

しかしながら、企業の考え方的に鶏糞については、もう少し私達は考慮する必要があると思っておりますので、そのあたりについては、今後、十分に話し合いを進めていただきたい。

それと、企画観光課長の方からスクールバスについて、路線バスについてお話がありました。路線バスというのは、皆さんが乗ってこそ路線バスであると思っております。ですから、少々乗っておられるにしても、それ以上乗られるということ。私達は望まなければならない。そのためには、今まで6時、7時ぐらいに出た路線バスをあえて乗らないのに出す必要があるかどうか。それよりも高森町が観光とか、いろんな面において、今から先伸びていこうというのであるならば、昼間の時間の便をもう少し増やすなり、皆さん方が病院に行く時間、買い物に行く時間等に走れる時間にバスを走らせるような工夫をするなり、むりやり夕方、今まで子供達が下校時間に使っていたバスをまだそれ以上遅らせて走る必要は僕は何もないと思います。

ですから、今から先、赤字路線として補助金をいただいております。もしも、今後、赤字が少なくなるようなバスの時間の編成というのを私達の方から指導していく必要がある。補助金をやっている以上は、それに向こうも相談にのってくる私は義務があると思っております。その程度の強気で私達は町の交通網についても話し合いをしていく必要があると思っておりますので、企画課長においても、再度、この件についてお話をいただきたい。

堆肥センターについては、今後、しっかりとした考えをもっていただけるということで、私の方としても確信を持ちましたので、答弁はいりませんけれども、路線バスについては、今後どのように向こうと交渉して行って、時間帯の変更について、どのような対応をしていくのか、そのあたりについての心構え等をお聞きしたい。これ以上聞きますと、私は21日の一般質問の時、聞くことがございませんから、企画課長の答弁だけで終わりますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 先ほども申し上げましたけれども、色見線につきましては、大きな変化はあっておりませんが、確かにおっしゃるように、色見地区は観光振興ゾーンということで、ゾーニングもされております。そういうことも併せまして、地元の希望も若干バス時間の変更をしてくれないかと、それをもっと早めに出してくれということがございますけれども、そういった要望等もあっておりますので、全体的なそういった利用状況を見極めながら、一番利用しやすい環境を整えていくように努力してまいりたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 他に質疑ございませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。

先ほど、10番議員さんの質問の中で、総務課長が答弁されましたけども、努力する、皆さん、それぞれ努力されております。その努力するところは努力するという表現ではなくて、私がほしいなと思っていたのは、どういう目的があるから、こういうふうにしたいと、そういうアカウント・ビリティで説明責任ですね、その部分が庁舎内、あるいは庁舎外、住民の側に聞こえてこないわけです。どこをどう努力した、数字の合わせ方ではなくて、私達はこの役場内で企画をこういう目的にしたい、ひいては、そのためには、ここを犠牲にしてくださいとかいう、そういう説明責任がやや不足するのではないかなと、僕はそういう気がいたしております。

したがって、総務課長に決済をもらいにいく時に、よく耳にする言葉が、「ああ、3万削られた」「5万削られた」と、単なる削られたから厳しくなったのではなくて、例えば、先ほども申しましたように、環境問題に本当に真剣に取り組むためには、少しでも節約をしなければならない。コピー用紙を少しでも節約しなければならないと、そういったコピー用紙を節約するためにどれぐらい節約できたかという目標を設定するとか、あるいは、電気代を節約した場合にどれぐらいの目標が節約できたとか、そういった十分なる説明責任の上に努力するところは努力するという答えが返ってくれば、非常に他の予算を立てる場合でも、住民側としては納得がいくんじゃないかなと、そういうふうに考えますけども、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） それぞれに目標を設けたらどうかというような意見と思えます。確かに、今、言われましたように、例えば、昨年を見ますと、経常経費を約10%はやりたいということで臨んできました。その中でも、職員にはいろいろ私達の考え方、今後の町のあり方、そういうことも話をしながら、予算査定をやってきております。また、その中で、今言われましたように、その数字の中がどうも外に見えていないんじゃないかというようなお話がありましたけども、予算の中身については、私は見えておるといふふうに考えておりましたけども、そのへんがまだ説明不足ということであれば、今後、条例の中で、年に2回は高森の財政についての公開なさいというような条例もありますので、そのへんでもう少し具体的に書いて、住民の方にわかるように努力をしていきたいというふうに思っております。

また、その中でちょっとご指摘がありましたように、私が厳しいというようなご意見があるというふうなお話がありましたけども、別に厳しくやっているつもりはござ

いませんけれども、私は私なりの町長の使命を受けまして、議員の皆さん方の付託に応えるように努力をやっている中において、経常経費が非常に本町については、私なりに高いのではないかというような自分なりの考え方を持っておりますので、すべて、まずは経常経費を抑えるということから、入らせていただいたということで、ひとつご承知置きをお願い申し上げたいというふうに思います。

よろしく願いしておきます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 今、総務課長の答弁で多少安心いたしました。先ほど、町長がおっしゃられました野の花と風薫る町、非常に素晴らしいキャッチフレーズだと思います。キャッチコピーですね。ただ、もう少し具体的なところで、どういうふうにした方がいいんだという部分を町長の方から提示していただくと、もっと職員の方もやりやすいんじゃないかなと、そういうふうに考えております。

ちょっと話が長くなりますけれども、今、課長さん達がこの役場に入られた当時は、何か一つの事業をやる時には、全庁あげて協力、横の連携をとりながらやっておられた、私はそういうふうに見ておりました。ところが、如何せん、今現在は、各課それぞれが独立した形でやっていくものですから、役場が全体的に動くという、そういう行動に慣れていないような気がいたします。以前は、若い頃はそういうとをさせていたのも関わらず、今現在は、全部で動くという体制がとりにくいような、いわゆる共通の目標といいますか、そのへんをもう少しキチッと協議、実はあるんですけれども、それを具体的に示していただくことによって、職員の方も動きやすいし、住民側も非常に納得しやすい、わかりやすい行政ではなかろうかと、そういうふうに考えます。

そのへん、最後に、町長に一言いただいて、質疑を終わります。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 藤本議員からの流れになろうかと思っておりますけれども、雇用促進のための美化作業費というようなことを、補助金をいただいておりますけれども、色見地域において、私自身、もう捨てるなど、粗大ゴミはダメだと、これをするによって莫大な費用がいるぞと、それをしなければならぬような住民の心はダメだと、そして色見の方にはここは捨てるなど、橋の上に何を張りましたか。フェンスを張り、そしてさらには、鉄条網を張りました。そういう無駄金をするなど、先ほど、藤本議員さんが言われたように、そういう無駄金は出さずに、他のところに金を入れなさいというのが、私の本心なんです。

そして、また、いろいろな請求がきます。しかし、おまえ達はこれに対して即返答をしたかと、そういうとはするなど、うちは財源的に収入源、支払源、これを10%削減しておるから、その削減に基づいてしなさいと、そのようなことを今、住民の意識改革とともに、それを先に私は職員の意識改革、これをやっているわけです。そこには十二分に数字的に私は現れていると思っております。

まず、色見地域のあの問題点の粗大ゴミの廃棄、これをひとつお互いに考えようじゃございませんか。それによって、私は色見地域にも何百万円という金が私にそこに出ると思います。ありがたい言葉でございますけど、また、先ほども九十九曲の粗大ゴミ、これも蘇陽町の方に行くところにフェンスがありました。高森町は、汚染度ゼロの水源地である、涵養地であると、そういう自負をもって私はやっておるところでございます。

例えが悪かったですけれども、そういうことで、住民意識とそして、私達行政執行委員の意識を公表しておるといところでございますので、どうぞ、その点も十二分に加味しながら、私達行政に対しまして、叱咤激励を賜りたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） しばらく休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） ただいま、11時15分です。11時30分まで休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第29号 平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 議案第29号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算(案)についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番 佐伯でございます。

老人保健特別会計、大変心配な会計でございます。しかしながら、補正額については、まだ始まったばかりということで、それほど本予算についての比重というのは少ないような気がいたしますけれども、保健婦さんが現在3名いらっしゃいます。栄養士さんが1名ということで、ちょっと休憩中に過去のことを思い出しましたところが、朋遊館ができる際に、当時の課長の方から野尻方面、草部方面の老人保健、老人福祉保健の対策ということで、保健婦さんを1名、確かあちらの方にあそこの朋遊館の対応をさせるというふうにお話を伺っていたような気がいたしますけれども、確認ですが、そのお話はどうなっておったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。

○総務課長(岩下生人君) 当時、保健婦がそちらに1名という話は私は承知しておりませんが、現在としましては、月1回は1日、現在、あちらの方に出向きまして、地域の方のケア等に現在やっております。これも、聞きますところ、かなり利用者の方が増加したということで、現在、ボランティア的に輸送関係も行っていたいておりますが、これもかなり車で目一杯とうような状況が生まれておりますので、今後のあり方につきましては、交通特別対策委員会、議会の方も設置していただいておりますので、そちらとも協議しながら、これらがもう少し早く今以上に利用できるようにやっていきたいというふうに思っております。

現在、非常に希望が多いということで、かなりその交通関係に利便性の問題で支障を来しているような状況でございますので、その点につきましては、今後、1回を2回にできるように、努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 月に1回ということなんですけれども、地域割からいたしますと、それではちょっと少ないような気がいたします。野尻、特に山東部方面の高齢化というのは、町内の高齢化よりもやっぱり1ランクほど早く進んでおるような

気がいたします。それからいたしますと、だいたい逆のような気もするわけなんです。下の方、要するに平坦地においては、特別養護老人ホームを控えておりますから、そちらの方でデイサービス、ショートステイ、いろんな活動をされておられ、社会福祉協議会の本部も高森の方でございますから、今度、基幹型の方もできておりますので、町内、平坦地においては十分な対応が練られると思います。しかしながら、山東部においては、やはり地理的な条件、いろんな交通網の条件等も鑑みますと、月に1回の指導程度では僕はダメだと思います。それをおそらく考えていらっしやっただから、当時、町長じゃなかったかな、どなただったでしょうかね、朋遊館ができる際に保健婦さんを1名、あちらの方に張り付けして、あちらの方でさせていただくというふうなお話を伺っておりました。

ですから、なぜそれができなかったのか、それあたりについても、ちょっと確認をさせていただきたいし、この件についても、また委員会の方で十分話し合っていたらいいと思うんですけども。

それと、交通の面については、交通対策特別委員会等がございますから、そちらの方でも十分話し合いをしていただきたいんですが、スクールバスが現在、東小学校・中学校のバスが4台ある。昼間は使わないんですね。朝の8時10分までの登校と下校がおそらく部活に入っていない子供達、小学校の子供達、それと部活が終わってからのバスということで、まったくの昼間というものは、スクールバスというものはほとんど動くことがないと思います。土日は部活等で使うことがあっても、平日の昼間というものは使うことがないと思います。

そのあたりで、今後、福祉バス等についての切替、両方を兼ねた形のバス運行、そのあたりも考えていかざるを得ないところが出てくると思いますけれども、その点については、これは町長さんの今後のビジョンだと思いますが、短時間に短く、わかりやすく、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 保健婦に対しましては、朋遊館並びに草部の事務所等々について、今、建設中でございます。無医村の対策ということで、一日も早く私は張り付けて、そして、若き職員を育てる、期間があるなということも考えておったところでございますけれども、ようやく育ったかなというように感じておるところでございます。

また、介護保険法等において、1名、介護保険の方に張り付けておりますので、その点について、今後において、1地域に、上においても、安心して住民の方が保

健婦に相談ができるような体制をしたいと考えておるところでございます。

スクールバスについて、これは、今、委託というような声もあるわけですが、すけれども、最初、委託にするか、職員にするかということで、相当の問題点について突っ込んで考えたところがございますけれども、職員として採用し、そして、時間の空間の時には、整備、さらには、学校等々の整備等々においても、協力していただくというようなことで、考えて職員として採用したわけがございます。ところが、もう長くなれば、整備並びに俺達は運転手であるというような考え方でおられるような言葉を聞くように存じておりますので、その点についても、十二分に今後、統合問題を通じて、皆さんとともに、条例改正とともに、私はやっていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

どうか、皆さん方のこのスクールバス、子供達の将来、百年の大計、生命の保全、あるいは今、問題が起きておりますああいう無謀な本当に心なき事態が起きないように、万全の体制を整えるためにも、皆さんとともに、条例化の中でうたっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

長くなりますと、いろいろと職員さんあたりについても、それが自分の姿であると、それが自分の形であるというような誤解をされるようでございますけれども、いろいろとベテランになりますと、住民から期待はどんどん膨れていくばかりでございます。それに応えるのが私は職員の義務であるというふうに考えております。

東小学校のスクールバス路線あたりでも、昼間は空いているんですけども、この前、委託事業をされたところの業者さんあたりになりますと、やっぱり自分の走るバス路線はきれいではなくてはならないということで、バス路線の枝打ちからいろいろされて、やっぱりバスに枝が当たらないように、努力をされているようでございます。そういう姿が、やっぱり職員になった途端に見受けなくなるということは、私としては、非常に残念で、なるべくやっぱり町の公僕として、住民サービスというものを頭に置いて、運転手であるというプライドを持っているのであるならば、バスから降りずして、1日バスから降りずして、バスを1日中、その地域の中でも走らせていくぐらいの気構えを私は持っておいでいただきたい。

そのように考えておりますので、今後、いろんな所管する委員会においても、そのような提案をしていただいて、十分な論議を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第30号 平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第30号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 7番 三森です。

これにつきましては、3月の議会で一般質問をしたわけでございます。補正につきましては、これは、当然の車体の修復ということで、これについては何ら問題はないわけでございます。しかしながら、3月の議会でも当初申しましたように、特に、企画課長にお願いするわけでございますが、自治体基金にしる、民間基金にしる、提案する以上は、企画課長については予めある程度の把握はしていただきたいというのが私からのお願いでもありますし、今日は特に、蘇陽からも来ておられます。5カ町村の第三セクターということで出発しておりますこの鉄道につきましては、今後、営業努力、あるいは経営努力ということをするより他には、当然、先長く使うためには、それより他にはないと思うわけでございます。その点をこの中で、企画課長と町長の方に一言ずつお願いいたしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 事業というものは、大変難しいものであると、また、運輸関係のことで軌条を走る独特の経営をしなければならないと。これに対応するところのお客をどう誘致するか、さらには、その走る物件をどのように守り抜くかということで、大変10年近くなりますと、老朽化がしてまいるわけでございます。これこ

そ生命を守るための輸送機関でありますので、最小限度の経費をもって最大の効果をできるように社員一同、私も共々、それから議員さんをお願いいたしました議員選出の幹事会、また、幹事等々つくって、鋭意努力をしておるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 経営等につきましては、ただいま、町長の方から発言がありましたので、私は、基金の方について答弁させていただきます。

先ほど議員のおっしゃいましたように、自治体基金につきましては、それぞれ6カ町村が転換交付金という形で交付されたものを高森町が代表ということで、管理させていただいております。これにつきましては、その推移等、整理しながら遺漏ないように管理に努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） はい、ありがとうございました。

何はともあれ、第三セクターは何事も全国で倒産の連続ということでございます。しかし、これは、先ほど町長が申されましたように、弱者救済ということで、そのための足にならなければならないというのが基本でございます。質問でも申しましたように、その点を特に、ご配慮いただき、また、今度は議員の方から先ほども申されましたように、2名の幹事会が投入されるわけでございます。そういう中で、慎重にこれからはその旨も特と幹事会等々で議論され、また、取締役会に諮られて、最善の努力をしていただきたいと思いますというわけでございます。

この中身については、また、総務委員会の中で特と審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、質問を終わります。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 企画課長、参考のために、自治体基金の当初の金額、それから、現在の自治体基金の額、民間基金の推移も合わせて、皆さん方にご報告をお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えいたします。

自治体基金につきましては、端数の小さい数字はよろしいでしょうか。当初が4億4,700万円でございます。12年度末を見込みで、3億6,300万円でございます。

続きまして、民間基金でございますけれども、これは、蘇陽・高森・白水・久木野・長陽、5カ町村で、それぞれ管理していただいておりますけれども、現在、11年度末しか手元ございません。それで、全体の合計いたしまして、9,696万円が決算額でございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第31号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（児玉國廣君） 議案第31号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第32号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（児玉國廣君） 議案第32号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 2番 甲斐でございます。

この処理施設の問題について、代表2人行っておられますので、お尋ねをしたいというふうに思っておりますが、私の手元にもいろいろ反対のビラなり、そういうものが何回かまいっております。最近も、この議会事務局の方からもダイオキシンの問題について、チラシが入っておりますけれども、ああいう反対運動がたくさん起きている中で、本当にあの組合の議会で議論はされたと思っておりますけれども、これは、本当に大丈夫なのか、疑問視しておるところでございますけれども、これは、係は誰になるかな。その点をお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（児玉國廣君） 担当議員さんでございますか、執行部から、どちらから。

○2番（甲斐廣國君） そしたら、後藤議員さん、でないと、わからないそうでございますので。

○議長（児玉國廣君） 13番 後藤英範君、広域の議員さんにひとつ、答弁をお願いいたします。

○13番（後藤英範君） ダイオキシン問題でございますか。それは、この前申し上げましたが、ここは、ダイオキシン問題が出ておりますので、今、阿蘇で1町で計画しております。反対の話でございますが、反対運動は確かにあっておりますが、その中で、工事の方も順調に進んでおるところでございます。まず、反対はあっても、そのまま工事は進んでいき、また、来春は完成する予定でございます。よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） わかりました。疑問に思っておったところでございますけれども、一部反対はあるけれども、押し切ってそのまま進めるというようなことのようにございます。やっぱり何をやるにしても、100%賛成ということはないというふうに思っておりますし、最大限新しい、今の時代でございますので、最新の機械を導入されてされると思っておりますが、一部住民もやっぱり心配を持っておられるというふうに思っておりますので、議員として、もし、どうなっているかというような質問もありますので、安心してほしいというようなことでございますので、非常に安心をいたしたところでございますので、今後もそういうふうに2人の議員さん、努力をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

もう1人の広域の議員をいたしております。

この議案第32号とは直接関係ないんですけども、そのような阿蘇広域行政事務組合のいろんな業務については、RDF関係についても、この業務の中に入っておりますので、その件についても関連してということでご質問だというふうにご受け取っております。

確かにダイオキシン問題、この国内を問わず全世界において、いろいろと言われております。京都の環境会議におきまして、このダイオキシンの排出量をどうするか、そういう形で、まず、日本においては、その排出量については0.1ナノグラムを日本の基準とするということをごさしました。

しかしながら、今まで環境について、なかなか日本は取り入れることができなかった、これが初めて国際会議において、その排出量における数値までも踏み込むことができたということは、一歩日本の環境問題に対する考え方も変わったな、そのように考えております。

しかしながら、大都市圏で考えるダイオキシンの排出量の基準値と私ども環境、緑、空気、水、こういうものを売り物にしておるこの阿蘇地域においてが、この京都で数値を出されたその数値というものが、本当に該当するものかどうかというものをやっぱり深く考えなければならない。今後において、どのように世界各国でダイオキシンの排出量を基準値というものが下がっていくかということも私達は将来的に数値を考えなければならない。

その意味からしまして、今回のRDFの設置工場については、ダイオキシンの排出量を日本が現在基準値しておる数値の約半分以下、0.05以下に落とすという、数値についてはちょっと間違いがあるかもしれませんが、実際、日本で基準値として出されておる数値の半分以下に落とすということを前提に、工事入札がされたようでございます。

ですから、あくまでも阿蘇は大自然の宝庫であり、環境を売り物にする観光地でもございます。その意味からして、阿蘇の入口、あとがせ地区にこういうことをつくるのが本当にいいものだろうか、また、阿蘇西小学校もございますから、子供達の環境面に及ぼす影響も十二分に考慮しなければならないというふうにご考えております。

しかしながら、現状において、やはり今の文化、今の経済社会において、人が生きていくためには仕方がない廃棄物であるというふうにご考えておけば、やはりどこかでそれを処理する施設が必要になってくると思います。それをする施設について

は、やはり阿蘇郡12カ町村、一生懸命考えて、なるべく被害も出ないように、皆さんの心配事が少なく済むように、阿蘇広域行政事務組合を含め、各12カ町村の自治体が各住民に対して、ゴミの減量化、また、RDFの啓発活動等を活発にしていだいて、今後、ゴミの少ない新しい地域づくりにも取り組んでいく必要があるというふうに私は議員の1人として考えております。

ですから、このあたり、今後、いろいろと住民の中からもいろいろと質問があると思いますけれども、議員の中でも勉強会等を進ませていただきまして、なるべく地域の不安がなくなるように努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、32号についてのこれは先般、阿蘇広域行政事務組合の臨時議会等で説明を受けました。まだ、事務組合の議会議決はいたしておりませんが、12カ町村が足並みを揃えて、条例改正をされた時点で、変更された時点で、私どもの方で議決をするわけでございますけれども、大きい町村については、戸籍事務電子情報処理化については、それぞれの財政で大丈夫だと思うんですが、阿蘇郡12カ町村、人口が2,000人に満たない地域もございます。そのような地域が戸籍事務化を当たり前にするにしても、やはり大きかろうが小さかろうが、ある程度の設備投資をしなければならないということから、阿蘇広域行政事務組合を核としてこのような財政の負担を軽くするためのいろんな方法でもございますので、どうぞご理解をいただきたいと思いますし、この件については、総務課長の方が一番タッチをしておったというふうに思いますので、私の方としては、広域の方から説明を聞いた中でございます。担当しております総務課長の方からの答弁が一番いいかなと思っておりますので、よければ、総務課長さん、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） まずもって、RDFの話をちょっとさせていただきますが、私達町にとりまして、一番心配なのは、現在、見えておりますその広域でやっております焼却場だと思います。これにつきましては、先の私達、幹事会におきまして、私の方でもちょっと申し上げさせていただいたんですが、RDFの話はどんどん進んでおりますが、高森町にある施設についてのあれがどうも見えてないということで申し上げましたところ、これにつきましては、まだ起債事業等の関係もありまして、国の方に許可をもらわなければならないということでございますが、これにつきましては、町としましては、非常にいつまでも煙突が建っていることは、非常にイメージが悪いということで申し上げましたところ、だいたい年内には

国の方に許可を仰ぎたいということで、その後におきまして、一応煙突につきましては、早い時期に撤去をしたいと、これにつきましてもの工事費につきましても、今度、RDFの中で処理をするということまでは十分幹事会ではそういう話になっておりますので、また、代表議員さん2名おられますので、ひとつよろしくお願いを申し上げていきたいというふうに思います。

それから、議案第32号の中身でございますが、提案説明でも先だって申し上げましたように、産山村と波野、合わせましても、戸籍のだいたい数が2,900程度ということでございます。ちょっと因みに、私達本町にいたしますと、5,500ということで、そういうことで、コストダウンのために、2カ村でやりたいということでございます。これにつきましてもは、戸籍につきましてもは、ご存じのとおり、ごも持ち出しというのは、戸籍法で禁止されておりますので、こうした中におきまして、現在あります広域事務組合の中の一部に入れた方が早いということでございます。2カ村で今から国の許可をもらうということになりますと、かなり日数等もかかるということで、本年の改正が、登録ですね、戸籍事務の電算の処理が間に合わないということで、是非とも広域の方をお願いしたいということでございましたので、提案説明を申し上げましたように、12カ町村、一応幹事会、あるいは町村長の理事会においてはよかろうというところまで、取り付けてありますので、ひとつそういうことの提案でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 休会の件

○議長（児玉國廣君） 日程第3 休会の件についてを議題とします。

19日、20日を休会といたします。なお、19日が各委員会となっております。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前12時00分

6 月 2 1 日 (木)

(第 3 日)

平成13年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成13年6月21日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
12番	甲斐 裁	1 福祉行政について	1 福祉の充実を図る目的として、町内をはじめ郡内のボランティア活動を積極的に推進する必要性
1番	野中 謙三	1 理想とする学校とは	1 平成14年4月より合併されるが、限られた予算で統合小学校の環境整備等の財政措置は。 2 廃校となる校区住民との協議をどのように進めて行くのか。
3番	後藤 和昭	1 合併統合について	1 スクールバス道路の整備について 2 廃校となる跡地利用について 3 新しい小学校の予定地または計画は
4番	甲斐 正一	1 危機管理について	1 非常時における防災体制と防災無線の活用について
6番	相馬 俊行	1 地籍調査の状況について	1 地籍調査事業の進捗状況と今後の事業推進について
7番	三森 義高	1 国民健康保険特別会計の損失補填について	1 現在までの具体的な補填状況について 2 元収入役に対する監査請求（監査委員からの賠償額・監

		て	査告示の日付け) 3 町民に対する経緯説明と債権 計画等の報告
8 番	佐楯見誓香	1 学校統合に関する問 題点について	1 学校統合に対して、92%の 反対があるがこれをどうする のか。 2 利便性の悪い小・中学校にな ぜ統合なのか。 3 交通網の整備が遅れているが どうするのか。
10番	佐伯 金也	1 個性あふれる町づく りについて	1 本町の今後の産業推移と総合 計画との関係は。 (産業振興次第では、財政力 が強くなるのでは) 2 魅力ある教育環境とは。 (少子化は総合学習制度をフル 活用する事で解消するのでは)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐楯見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	12 番	甲 斐 裁 君
13 番	後 藤 英 範 君	14 番	児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君

住民生活課長	後藤 秀希 君	保健福祉課長	岩下 昭久 君
税務課長	岩下 光廣 君	農林振興課長	廣木 富八 君
建設課長	渡辺 哲郎 君	水資源対策課長	芹口 誓彰 君
高森中央出張所長	桐原 一紀 君	草部出張所長	岩下 紀久雄 君
野尻出張所長	住吉 五夫 君	収入役室長	岩下 健治 君
教委事務局長	山村 将護 君	監査事務局長	阿南 哲也 君
行政係長	甲斐 敏文 君	財政係長	河崎 みゆき 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	色見 隆夫 君	議会事務局係長	佐藤 幸一 君
--------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、春の叙勲で議会人として、永年にわたり地方自治に貢献されましたことが認められ「勲五等双光旭日章」を受章されました山村英男さんをご紹介します。

[山村英男氏入場]

○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。

山村英男さんにおかれましては、当議場まで、大変ご足労なところ、誠にありがとうございます。

ただいまから、お手元に配布しております式次第書によりまして、私、議会運営委員長として、式を進めさせていただきます。

それでは、議長にごあいさつ並びに山村さんの経歴紹介をお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 高森町議会議員を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

山村英男さんが、永年にわたり地方自治に貢献されたご功績により、「勲五等双光旭日章」を受賞の栄に浴されましたことは、ご本人はもとより、私達議会議員にとりましても、大きな誇りであります。

山村英男さんの清廉潔白なお人柄と、永万な見識、抜群の行動力は、早くから地域住民の期待するところであり、昭和34年の町議会議員選挙に初当選以来、ご勇退されました平成3年まで、8期の永きにわたり、高森町の振興発展にご尽力されてきたのであります。

この間、各常任委員会並びに国民休暇村誘致、水資源対策特別委員会、また、議会庁舎等建設委員会では、委員長を務められ、本議場に対する思い入れは一塩かと存じます。

その後、副議長、議長の要職を歴任、本町議会の審議の充実と權威の向上に努められたほか、高森町の振興に大いに寄与されました。特に、山村英男さんの持ち論であります「農栄えずして、商栄えず」は、今の高森町を現しており、私議員一同は、この言葉を座右の銘とし、今後の議会活動に活用していきたいと考えております。

山村英男さんにおかれましては、この度のご栄誉を機会に、ご家族共々、ご自愛の上、ご活躍されますことをご祈念申し上げ、ごあいさついたします。

平成13年6月21日、高森町議会議長 児玉國廣。

○議会運営委員長（甲斐正一君） どうもありがとうございました。

続きまして、高森町長にご祝辞をお願いいたします。

○町長（今村博信君） 一言ご祝辞を申し上げます。

2001年春の4月29日、21世紀の初のこの緑の日におかれまして、山村英男氏「勲五等双光旭日章」の栄に浴されました。このことは、私達町民にとりましても、この上ない喜びでございます。

振り返ってみますと、私も同郷の同じ津留部落で、私達育ったわけでございますけれども、その時、若き情熱、そして果敢なる行動の先生には、時の対戦、これに向かって、日本を背負う若者であるとう自負のもとに、毎日清廉されておったと私、思っておるわけでございます。あの時に、私達に教えていただいたものは、日本国を背負う力強い人間にならなければならないと、そのためには、何が何でも清廉潔白な人間にならなくてはならないということを教えていただきました。その情熱と果敢なるふるさと振興の崇高なる精神は、29歳という若さをもって、この高森振興のために初当選されたわけでございます。

次来8期、32年間、その激動する昭和にあって、その改革はりりんとして輝くものがあります。また、私達の脳裏に燦々として輝いております。その第1は、高森経済をどう動かすかというところの休暇村誘致でございます。それはやはり、先生が、自分の旨として、また、勉強されました鎮西簿記によるところの農を栄えずして商栄えずというその理念がそこにあって、多大なるご貢献があったと思えます。

また、現在、高森町17.7キロの始発駅であります高森線においても、昭和3年のあの先達が苦しんだ中での産業文化、また、教育、当面の力をそのまま続行させようという理念のもとに、セクターを組ましていただき、そして、今、永遠として営業しておるところでございます。

さらには、統合問題につきましても、この若き情熱をかき立てまして、そして、今日の和を持って尊しということをもって、進まれてこられました。それが現在の高森町の姿で、私はあると思うわけでございます。

32年間のその先生の地位奮迅なる活動こそが21世紀の未来に土台となっております。

私、初当選以来、先生を議長として、また、議会議員におきましても、先生を師として、小さなことから高森町のことについて教をいただきました。これは師で

ございますけれども、本当に私といたしましても、心から感謝するところでございます。

先生、どうか、これからも十二分には気をつけいただき、さらに高森町発展のために、私達にこの経験と知識と、十二分に教えていただければ、幸いと思っておるところでございます。どうか、これからも私達高森町を十二分に指導していただき、そして、家族のために32年間という永きにわたるものは大変なご苦労があったかと思えます。どうか、ごゆっくり家族のためにもお力添えをいただければ、幸いと考えるところでございます。

大変長くなりましたけれども、言葉は尽きません。本当におめでとうございませう。心からお祝いを申し上げまして、ごあいさついたします。ありがとうございました。

○**議会運営委員長（甲斐正一君）** どうもありがとうございました。

それでは、私ども議員一同からのささやかな記念品ではございますが、副議長から贈呈をいたします。お受け取りをお願いします。

[記念品贈呈]

○**議会運営委員長（甲斐正一君）** それでは、花束贈呈を行います。贈呈者は、山村さんが議長当時に、議会事務局長をされておりました現収入役からお願いいたします。

[花束贈呈]

○**議会運営委員長（甲斐正一君）** 山村英男さんからのお言葉をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○**（山村英男君）** 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、6月定例会の一般質問に先立ち、貴重で大切な時間をお割きいただきまして、執行部をはじめ、一般傍聴者の方々、お立ち会いのもとに、私の叙勲受賞に対し、神聖なる本会議場において、かくも盛大に記念品贈呈式を開催していただき、誠にありがたく深謝いたしておる次第であります。

私は、ただただ議員を長くさせていただいたというだけで、これといった功績はなく、叙勲の榮譽に浴しましたことは、一重に皆様方の心からのご指導ご鞭撻のおかげであり、誠にありがたく感謝しており、欣快にたえないところであります。

今後は、この誉れに恥じないよう、一層の精進をいたしまして、微力ではありますませんが、社会に貢献いたす所存でございますので、今後ともご厚情を賜りますよう切にお願い申し上げます。

本日、授与をいたしました記念品は、山村家の家宝として大切にに使わせていただきます。

最後に、高森町並びに高森町議会のますますのご発展と児玉議長をはじめ、議員各位のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の御礼のごあいさつといたします。

なおまた、高森町議会だよりに掲載してご紹介をいただき、これまた、ありがとうございました。どうもありがとうございました。

○議長運営委員長（甲斐正一君） どうもありがとうございました。

これをもちまして、贈呈式を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

[山村英男氏退場]

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 一般質問を執り行います。

順番に発言を許します。12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） おはようございます。12番 甲斐 裁でございますが、着席のままお許しをいただきたいと思います。

一般質問いたします前に、私個人といたしましても、先ほど、前議長さんの勲五等双光旭日章に対しまして、私も2期8年間、大変お世話になり、ご指導賜りましたことにつきまして、心から厚くお礼申し上げまして、お祝いの言葉にかえさせていただきます。

さて、間接的な質問からいたしたいと思いますが、先ほど、先日来、6月10日におきまして、熊本再春荘国立病院におきまして、我々日本ALS協会熊本県支部におきまして、第4回の総会を開催いたしましたところ、本町より、町長さんをはじめ、執行部、担当課長、並びに保健婦、総務課長さん、ご臨席を賜り、なおまた、

議会のお取り計らいによりまして、議会より多数のご参列を賜りまして、大変つつがなく、第4回の総会ができましたことを心から厚く厚く、この場をお借りいたしまして、改めて感謝の意を表し、お礼を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

当日、参加されました議員各位、あるいは執行部の方々は、我々の病気がどうであるかということを目の当たりに見られまして、大変驚きと、さらにご理解をいただいたものと心得ております。

6月10日は、ありがたい日でございます。参議院の木村先生をはじめ、本田先生、ご本人の在席のもと、かくも衆議院、参議院の秘書各位の方々、あるいは県会議員、県の行政部より多数のご参席をいただき、さらに、町長さんをはじめ、参議院の大先生、県議よりありがたい励ましの言葉をいただき、我々、患者家族一同、大変心から熱い思いと、励ましになったことと、私、個人といたしても思っておるところでございます。本当にありがとうございました。

なおまた、このALSという病気が社会的にどういう存在であるかということでございますが、もう皆さん、ご存じのとおり、もとよりいろんな問題、ハンセン病問題が取り上げられました90年代、我々難病45の中の一員でございます。国をはじめ、裁判の結果が認めたことにつきまして、我々患者といたしましても、大変喜んでおるところでございます。

さらに、我々のこの難病というのは、1869年にフランスのある博士がつけられ、以来114年を過ぎ去り今日未だに解決の糸なく、人権は認めておるわけでございますけれども、人権あつてないような確実さがないわけでございますが、大変悲痛と家族患者はもとより、社会的にも恵まれていない立場でございます。ご臨席賜った議員さん、かくも執行部の方々は、一々患者家族の声を聞かれたことと思ひ、さぞご理解と、こんな病気であったかということ、深く思われたものであると察しておるところでございます。

どうか、我々114年見捨てられた立場をご理解いただきまして、市町村をはじめ、国においても、ご理解できますよう、今後ともご指導ご鞭撻を賜り、一層のお励ましを賜りたいと存じます。

さて、本文に入りたいと思いますが、皆様、我々一同、先ほど、受勲されました山村英男さんをはじめ、農榮えずして民ならずというふうには聞いておったわけでございます。まったく現在、高森町におきましても、過疎化の現象、一番過疎化の現象は、私のふるさと野尻でございます。次は草部でございます。老人が40

%を超すと、やがて半分、2人に1人は65歳以上であるというような現状で、それに伴い、病気も発生しておるわけでございますが、私達は「生まれる」と書いて「生きる」読みます。人間は、自ずからして、死ぬために生まれたのではないと、このように私も考えている一人でございます。生きるために生まれたと思います。人間は、いつまで生きるということは制限はありませんけども、80になっても100になっても、生きるということは素晴らしいことであろうと、その生きる尊厳を、何かしら、私も忘れてきたのではなからうかというような気もいたしておるところでございます。

病気になりまして、はじめて人のありがたさ、人の心のありがたさをこの肌身で感じております。鳥で言うならば、羽のものがれたような鳥でございますけども、こうした執行部と温かい議員さんに見守られながら、こうしてこの議席で発言できることを大変喜んでおるところでございます。

私達は、ご存じのとおり、町長と共に14年を過ぎましたが、すべて案件に対して、いろいろと討論、その他ありましたけども、すべて総合振興に向かって、着実に事業を進めてきたと信じております。しかしながら、今、私達は100年の歴史をつくるために忘れてはならないことは、人間として生きることは何であるかと、経済なくて発展はないというのも確かに議論でございます。しかしながら、人間というのは、生まれる時は同じ姿で生まれても、死ぬ時は大変な格差があらうと、このように思うところでございます。

私達は、小さい時から人の死に際、死に様、死ぬ姿が一番どうであらうと、このように先代から聞いておったわけでございます。その姿こそ、本日、私達は忘れ去ろうとしているんじゃないかと、しかし、執行部、町長さんにおかれましては、やさしいまちづくり、なるほど、理解できないではありません。住みよいまちづくり、国民のため、民のために一生懸命されている姿も理解できます。

ただ、ここで私がお願いいたしたいということは、先の党首討論でもございましたように、介護保険はどうであるかというアンケートをとった時に、今の内閣総理大臣、小泉総理は、アンケートの中に86%も「よかった」という支持があったと、多数の支持も高かったというような討論を私、見たわけでございますが、ならば、あとの14%は、その14%に私は疑問を抱いている一人でございます。なぜ、あとの14%は同じ死に方、同じ最期を告げられないのかということをや々と考えておるわけでございます。

そういう観点から、この高森町の福祉が、いろんな事業をされておられますけど

も、小委員会におきまして、婦人会のボランティア活動、あるいは民生委員の云々ということが大変小委員会で話題になりました。名前を申し上げて失礼かと思えますけども、現児玉議長から、ボランティア、ボランティアといっても婦人会にあんまりそんなに難題かける時代ではないと、また、民生委員におかれまして、昔と違って財政困難な時期に、ただ名誉だけで受けるというようなことはおかしいんじゃないかというようなお話もあったわけですが、まったく私も同感でございます。

そのような観点から、今後、婦人会活動がスムーズにでき、大きく行政に貢献できるような姿、また、民生委員さん方がいろんな立場におきまして、いろんな心の補佐ができるように、立場できるような、このような行政は取り扱われないものだろうか、このように思うところでございます。

そこで、私が担当課長にお尋ねしたいことは、今、福祉課におきまして、3名の保健婦さんがおられるわけですが、先の18日の一般質疑におきまして、母子の問題、幼児福祉の問題が出たわけですが、まったく私も同感でございます。ただ、福祉問題は、大変多種多様で、数多い中でございますけども、今、言われていますように、町村合併はもちろん、行政改革、あるいは地方分権といううたわれている中に、今こそ私達はこのようなことに取り組むことが必要ではなかろうかと、このように思うわけですが。

現在、福祉課におきまして、3名の方々に何ができるかとお尋ねいたしましたところ、業務的なことで、心のケアと、あるいは皆さんに十分なことは大変でございます。言うのは事例でございます。そのようなことから考えました時に、高森町におきまして、アンケート調査ということは、私は質問はいたしませんけども、やはり、大変苦労されている方もいるということをご理解いただければ、幸いかと存じます。

そういう観点から、今後、福祉活動におきまして、社会福祉課もあります。いろんな諸団体もありますけども、やはり執行部が中心となりまして、今こそ福祉という重点において、命の尊厳、どうぞ100歳でも150歳まで生きてくださいというようなことが、我々に課せられた今後の課題ではなかろうかと、このように察しております。

そういう観点から、町長さんも同じ気持ちで、同じように福祉のことも十分に考えておられます。がゆえに、我々のこの難病の会にも率先立って参加され、婦人会が、今日は傍聴されておりますので、私がここで婦人会に大変お会釈言うわけじゃ

ございませんけども、高森の議員さんは日本一の福祉の関心を持たれているものと本当に思っております。大変ご理解しておるところでございます。私は、この手も足もかなわないこのからだで、皆さんに守られて、本当に今日までこれたというのは、この同席されている議員各位のお陰で、このような心のケアが高森町から日本を、世界へとまたにかけて、そしてさらに、福祉の充実ということに一心不乱に取り組んでいただければ、この上もない喜びと私は歓迎でございます。難病がゆえに言うわけではありませんけれども、私は幸いに恵まれて、子供もいます、家族もいます。大変ありがたく見守られております。しかしながら、やはり子供のいない人、あるいは老人1人になった時に、私ですら自分の死に場所がまだ決められません。どこで逝ったらいいかと、高森町には幸いに老人の施設がございます。私も遠く離れたくはございません。逝くならばやっぱり高森がいいと、梅香苑に行きたいのと、なぜならば、心のケアでございます。

本日、私がこうして一番先にこのようなお取り計らいをしていただきましたことにつきまして、私から自らお願いしたわけではございません。先日の小委員会に出席できず、熊本病院に走ったわけでございます。そのような観点から、議長さんをはじめ、議会の全員の方々の私に対する恩恵かと思っております。一番先にさせなければ、彼が体力が持つだろうかと、このような温かい心だろうと思います。このような温かい心をどうかして、高森町から発展していただきたいと思っております。

ボランティアということでございますけども、ただボランティアではございません。呼びかけてほしいでございます。町長さんもお存じだと思いますが、熊本再春荘で開けた時に、あのベテランの司会者、あるいはいろんな方々、本当にボランティアで我々にご協力いただいております。

本町におきましても、決して自分さえよかろうというような方々ばかりはおられないと思います。必ずや執行部をお願いいたしまして、本町自らこのような活動にお願いしますということをお願いしたならば、私がやってあげましょうという人が必ずやいると私は確信しております。どうか、そのようなことで、今後、福祉の充実と、総論ばかりでなく、各論に迫った現実の実のある実社会をつくっていただきたいと、私の最後の願いでございます。

本当に大変議会の皆様方にはご理解をいただきまして、トップでこういうような配慮をいただきましたことに改めて謹んで議長にお礼を申し上げます。各議員さん、ありがとうございました。

これもちまして、私の質問を終わりたいと思いますが、担当課長の今後の考え方、そしてさらに、町長はどのようにして、今後、町の福祉発展に方向付けをするかということをお聞きいたして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 12番 甲斐議員の方から懇切丁寧にボランティア、あるいはALSの対応ということ、また、保健婦に対しての活動状況ということでご提案があったかと思えます。

まず、この高森町の福祉の充実を図る目的ということでは、やはりボランティア活動の方々が大変自分の仕事を持ちながら、そして、奉仕的精神、身を呈してご協力をいただいておりますことに、まず、私は感謝申し上げなければならないと思っております。その活動の中には、いろいろなものがあると思えますけれども、いわゆる地方教室に参加されまして、その活動や、あるいは機能訓練事業等々においての活動、さらに、非常時災害時の対応対策等々についても、大変活躍をいただいております。

この幅広い活動をもってこそ町の福祉の原点と言えるボランティアの活動が私ができる、そのような環境づくりをしなければならないということも考えておるところでございます。

本当に甲斐 裁議員におかれましては、平成8年だったと思えますけれども、あのALS難病に対して、何とかしてこの高森町から発信をしたいと、全国に35はあるけれども、36番目のこのALS協会を設立したいという注視のもとに、毎日毎日、あの体育館において、橋本保健婦を中心に、また、熊本県の振興局の保健福祉課を通じて立ち上げたところでございます。そして、私は、その後援会の会長として、全国に発信するための活動をした記憶があるわけでございます。あのALSの患者の方々や、その苦しむ家族、この人間の生命の尊厳、生きる尊厳を何としてでも私もこの原因を究明して、そして、全国、あるいは高森を発信基地として94市町村に私はこの方々がおられるところの連携・連帯、そしてお互いが安心し、そして、この病気に対する希望と夢を与えるために、このALS協会の設立に参加してものでございます。

昨今のこの病気等々において、非常に私も心配するところ大でございますけれども、このALSについては、私の決意として、94市町村に発信し、そして、お互いの連携をとる、また、ボランティアの活動の人が必ずやその手助けをしてくれる

と、一本の管が1秒でもそのたんが詰まれば、その人の生命はないという姿を見た時に、私は誰でも生命の尊厳を私は思うのであり、また、感動するものであると考えておるところでございます。

どうか、甲斐議員におかれましても、率先して、このALS病と闘い、そして、我々はそれを一生懸命お互いが助け合う環境づくりをするものでございます。

さらに、保健婦の活動につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきます。

安心して、一生懸命手を携えながら、高森町の議員さんがあの会合の中に集まられたことに対しましても、私は感謝を申し上げ、そして、私事でございますけれども、その私のいとこがその精神内科として、お宅を担当し、また、県のALS病に担当しております。とくとそのことを国会議員、県議員、町議員、行政、皆に知らしめていくことを考えておりますので、どうぞ、ご安心をいただきたいと存じます。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 12番 甲斐議員さんの質問にお答えいたします。

ボランティア活動につきましては、町長も言われましたように、ボランティア協会を中心に行っておられますけれども、そのほかには、上町天神ボランティアグループのひめゆり会、それから手話サークルのわくわく高森等、いろいろ活動が盛んに行われておりますが、まだ、現在、整備中のところもありますので、これから充実を図っていきたいと考えております。

また、保健婦の活動につきましては、現在、保健婦を保健推進係に2名、それから、介護保険係に1名配置してありまして、保健推進係では、胃ガン検診をはじめとする各種検診、機能訓練事業、痴呆予防教室や地域学習会等での指導、相談業務を行っております。介護保険係では、介護認定のための訪問調査やケアプランの調整、ケアマネージャーへの相談・指導、さらには、介護保険事業対策者外への介護予防生活支援事業の実施等、多様な業務を行っております。

このような状態の中ですので、町民に対して、いつでも相談できる体制を確保するという事は、時間的にも大変無理があるかと考えております。

そこで、本年3月、社会福祉協議会内に既存の在宅介護支援センターに加えまして、基幹型在宅介護支援センターを設立し、双方の支援センターが連携をいたしまして、サービス利用者の認定やサービスプラン及び調整を行っておるところでござ

います。

これに併せまして、今、行っております各種検診、各種教室の中での人員の配置のあり方や介護保険事業での各種業務の委託等につきまして、再検討を図りながら、少しでも保健婦が自由に動けるよう改善しながら、いつでも町民に対しまして、議員さんおっしゃいましたように、安心して対応できる心のケアと申しますか、そういう体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

なお、福祉行政につきましては、各担当一人一人認識をもって、町民の方々に接しておりますけれども、さらに、細かな気配り、温かみのあるやさしさの心をもって対応していくべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） ありがたいお言葉をいただきました。どうか、心のケアだけでも結構でございます。そして、さらに、婦人会活動、民生委員並びにボランティアという方々に、担う人も取り計っていただきたいと重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中謙三です。

本日は、一般質問、学校についての質問をさせていただきたいと思っております。本日は、3名の方が学校に関して質問されますので、重複する部分があるとちょっと申し訳ない気もいたしますけれども、私の方の質問をさせていただきます。

最近、新聞、あるいはテレビ報道によると、世の中、非常におかしいなど、包丁をちらつかせる人間が本当に増えておって、子供達は非常に不安がっている、世の中の大人達はどうしたんだと、子供の悲鳴が聞こえてくるような気がいたします。

理想とする学校とは、よく言います。理想を追う者は足下からすくわれると、理想ばかり求めると、自分の足下が崩れるよという言葉もありますけれども、あえて、理想とする学校は、総評して質問したいと思っております。

孔子の言葉に、町長に対抗して、孔子と、孔子の言葉に「心ここにあらざれば、見れども見えず、聞けども聞こえず、食えどもその味を知らず」という言葉があります。つまり、気持ちを今現在に集中させなければ、何も見えないし、わからないの

だという意味だろうと思います。常に他の物事に心が行っているようではダメだと、孔子は言っているのではないのでしょうか。

この言葉を学校に置き換えたら、どうなるかと、ちょっと考えてみました。心を常に学校の児童生徒、環境に神経を集中しておかないと、その学校の児童生徒の気持ち、あるいは考えはなかなか理解できないと、そういうふう言っているように感じております。行政側も議会側も、そして住民の方々も常に学校に神経を集中させるという、その姿勢をとっていきたいものだと考えております。

さて、先日、6月15日、本会議初日の冒頭、町長の方から重大発表がございました。平成14年4月1日をもって学校を統合すると、行政のトップからの学校施策に対する明確な方向が示されたわけでございます。約2年間の長期にわたり、町長の諮問した統合審議会の答申を踏まえての断固たる英断をもっての結論であろうかと、そしてその発表するに当たる勇氣はとてすばらしく、行政の首長としてのまさにリーダーシップであろうかと、そう思っております。判断を下すという勇氣、この勇氣こそがやはり一番必要ではなかろうかと、そのように思っております。

そこで、まず第1点、町長にお伺いしたいと思います。

統合審議会の答申内容をどういう形で検討され、どういうふうに熟慮され、こういう発表に至ったのか、さらに、その統合の期日の根拠はどういうふうな判断材料であったのか、さらに、今後、統合に向けた財政措置、その財政措置に対してどういったお考えであられるのか、今後の計画等を示していただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 1番議員さんの質問に対しまして、孔子の言葉が出てまいりました。私も「温故知新」という言葉を使いたいと思っております。我々においては、今すでに私、65歳の今日は誕生日でございますので、老耄であってはならないということで、古きを訪ねて新しきを知ると、私はそう感じておるわけでございます。

70、80は、今は洩垂れ小僧というようなことでございますけれども、社会の流れにおいては、大変我々の考え、これについていける時代がないというような感じもするわけでございます。激減しておると、そのような中で、私は、この百年の大計の統合問題に諮問をいたし、そして、答申が2月に出たわけでございます。その間、熟慮に熟慮を重ねた結果、4月、平成14年度の4月1日を目途に統合したいということを表明し、また、意見としておるところでございます。

その意見の中で、平成14年4月1日、学校教育基準において、要領・要綱が発

表されました。そして、平成14年4月1日をもって、週5日制という制度を施行されます。これは一つの私も原点となるもの間違いありません。

さらに、これからの学校、個性が輝き、励まし合い、また、高め合う、その友達との交流、これが私は大事であるし、子供達が精一杯の力が発揮できる生活、児童生徒相互が影響しあいながら、温かい人間関係を築くということを私は表明の中でいたしたわけでございます。

人への信頼感が生まれ、また、各種勇気や主体的な人間性としての一番大事な人格が築き、また、その態度を私はたくましく、気高く、崇高なる精神をもって残さなければならないと、このように考えておるわけでございます。

人一人のよさを生かす、児童にとって、魅力ある学校教育の創造を目指すのは、我々為政者であると、また、議会の皆さんでもあると、そして、子を持つ親も私は責務でもあると、この実践活動、21世紀の教育の実践活動の安全の場を築くのが、私は使命でもあると考えて、表明をしたところでございます。

教育委員会においても、私はまさにその主旨に賛同と、また、議会の皆さん方におかれましても、その主旨には賛同であると、私は考えておるところでございます。

どうか、その21世紀に向かう学校教育の視点をもって、私は提案をしておるところでございます。

また、この答申の中でのいろいろな言葉がございましたけれども、それを私は、過疎の中に、いわゆる過疎地に残れる人々は忍耐と勇気と、私は能力のある人々がここに現在、高森町を構築されておると考えております。

その人々の忍耐と勇気と能力とが一体となって、初めて和を尊しとする高森町が形成されると、そこには、学校が一つになることも一つの選択肢であると、そこに私は発信できると、今、高森町においても、過疎化が進んでおるところの精神一体を私は求める時期でもあると、そこは学校であるとも思うわけでございます。

そこにおいて、振興計画、基本計画において、山東部1校1校、そして、平坦部1校1校のこの協力のある連携をもって初めて和が尊しという言葉に私は帰るのではないかと、そして、活性化が図られると、和こそが大事であるということの一念をもって表明したところでございます。

財政につきましては、今、振興計画、基本計画にいろいろなる事業を展開しております。学校の問題点につきましては、すでに私は受け皿は十二分にできていると思います。また、社会資本投下において、いろいろ心配もあろうかと思えますけれ

ども、学校につきましては、社会生活諸々十二分に付言なきものを私は展開しておるし、また、学校等においても、受け皿はちゃんとしていると、キチンとしているということにあります。

そこで、財政的には、私は、その振興計画、基本計画に則って、十二分に対応できる財政があると私は考えております。

また、17年度といういわゆる日本の経済、あるいは地方経済、地方分権等々によって、合併という声も出ております。それも一つの視野に入れておるところでございます。財政的には、私は皆さんと共に考え、そして英知をもってやっていけるならば、必ずやいけるということを確認しております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

最後の方の財政に関して多少心配もいたしておりましたけども、町長の方で「任せてくれ」と、「財政的にはキチンとやるから、任せてくれ」と、要約すれば、そういうふうにとれるものと理解しております。その町長の勇氣ある決断をもって、住民の心配を解消していただければ、幸いかと思っております。

次に、教育長の方にお尋ねしたいと思います。

何事も基本を大事にする、これはもう皆さんすべて同じだと思います。例えば、プロの写真家に「どうやったらうまく写真が撮れますか」という質問をする。そうすると、必ず決まってこう答えるそうです。「まず、レンズのキャップを取ってください」やはり基本ですね。さらに、王貞治、あるいはハンクアロン、ベーブルース、こういったホームラン打者がおりました。その中で、ベーブルースが言った言葉、ハンクアロンに抜かれ、王に抜かれ、その時にホームランの数を抜かれた時に言った言葉、「ホームランの数はバットを振った数に比例するものだ」と、やはり日ごろの努力、バットを振る数、それによって、その成果が得られると、やはりこれも基本を大事にしないと、そういう意味だというふうに私は感じております。

そこで、行政の基本とは何か、教育の基本とは何か、このことについてお伺いしたいと思います。

行政の基本、言うまでもなく、住民の皆様の意見を常に聞きながら、住民の益となること、あるいは住民の求めること、そういったことを察知しながら、進めていく、住民との対話をしながら進めていく、やはりこれが行政の基本だと思っております。

ただ、次に、教育長にお伺いしたいのが、教育の基本とは何か、このことについてお伺いしたいと思います。私は、学校、あるいはその中の児童生徒を平等に扱っていくこと、これもまた、基本の一つだというふうに考えております。

先の3月定例会の折り、教育長はこうおっしゃられました。「町内の小学校・中学校に対しては、常に平等に行っている」と、そういうふうに答弁されております。果たして、現実はいかがなものでしょうか。

例えて申しますならば、教育環境、例えば、理科室、家庭科室、音楽室、そういった特別教室は本当に皆平等でありましょうか。あるいは、教材面に至ってはいかがでしょうか。さらに、単式学級、複式学級、そのことにつきましても、果たして平等かどうか、もちろん、法律、教育法に基づく部分に関しては常に平等に取り扱われていると思っております。しかし、先ほどの3月の議会におきましては、統合した学校、あるいは統合していない学校、ともにそれは平等に扱っているという教育長の答弁がございました。このことに、私は多少、疑問を抱いておりました。やったところもやっていないところも本当に平等に扱っていくというのであれば、じゃあ、老朽化した校舎はどうなるのか、あるいはそういう環境面は、果たして本当に平等だと子供に言い切れるのか、そのへん、私は非常に地元に戻った折りも答弁に困りました。

複式学級のために今後、学校統合を図っていく、学校統合が複式解消の目的ではなくて、児童生徒の本来の平等制をあえて主張するのであれば、そういうふうな施策を打ち出していただきたいと、そういうふうに考えております。

そこで、あえて、教育長の方にお尋ねしたいのですけども、その教育長の思われる平等とは、いったいどういうふうなとらえ方をされておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 非常にとらえ方が難しいわけございまして、私なりに理解してお答えしたいというふうに思います。

まず、私達教育行政は、児童生徒が十分な施設環境が整ったところで勉強をさせたいというのが、私達教育行政の責任ではないかなというふうに感じております。教育の基本というのは、私は、子供達の人格形成を目指していくことが、教育の基本ではないかというふうに考えております。

そこで、やはり学校とは、子供達が喜んでくるところが、私は学校だと思っております。そのためには、今、1番議員さんがおっしゃいましたように、いろいろな

面を整えていかななくてはならないというふうに考えております。ということは、私は、器だけよくても、やはり適正規模の児童生徒数の中で切磋琢磨をしながら、この難しい情勢、世の中を生きていくための子供達を育てていくべきだと私は考えております。

平等という言葉が出ましたけれども、平等という基準がなかなか私も難しゅうございます。いわゆる私が考えます平等といいますのは、端的に申しますと、東小中学校と草部南部小学校・中学校、色見小学校、上色見小学校、高森小学校と見た場合に、やはりどうしても統合せざるを得ない学校環境にある学校があると思います。そういう学校を同じレベルの環境に整えて、子供達を勉強させていくことが私は平等ではないかというふうに考えております。

答弁にはなかったかどうか、自分でもわかりませんが、以上でお答えいたします。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 確かに平等という観点は非常にとらえ方として難しいと私自身もそう思っております。例えば、逆に言えば、こういった話があります。世の中でいぢん楽しく立派なことは、一生涯を貫く仕事を持つことであると、そういう言葉がありますけれども、教育長を見ておきますと、現場で先生をされ、教頭をされ、校長先生をされ、さらに、教育長をされる、まさに一生涯を教育行政に打ち込んだ一生涯貫く仕事、そういう面からしますと、まさに私からすれば、羨ましくて仕方がないわけです。誰でも自分の仕事を一生涯貫ける仕事を持つということは、なかなかできるものではありませんし、羨ましいもの、そういうふうに思っております。

そこで、全国的に複式学級の解消策、あるいは、自治活動の支援や授業の補助員としての採用、各自治体が独自に臨時採用として現場に教育資格を持った方を現場に配置していく、そういった取り組みもなされております。その中であって、先の3月定例議会において、教育長の方はこのことも検討していくというふうに返答がされております。

それから3カ月経っております。その3カ月の間に、どういうふうな検討がなされ、どういうふうに方向付けをされているのか、そのへんを併せてお聞きしたいと思います。

さらに、今後、町長が発表しました統合ということに向けての心配事ではございますけれども、早急に地元の不安、あるいは保護者の不安、そういったのを解決していただきたいと、そういうふうに思っております。

先に一昨日、下色見の方でも保護者の会合をやりました。残念ながら、教育長、あるいは教育事務局長、そういった参加、出席を求めましたけども、残念ながら出席されませんでしたので、地元の方の保護者、あるいは地域の地区区長さん方としては残念に思われておりました。

まず、トップが統合すると決めた、じゃあ、すぐに教育行政のトップである教育長が「よし、じゃあ、これをやろう」「これをいこう」「こういう施策をもってこういうふうに説明しよう」と、私はすぐに動いていただきたかった。内部の事情、あるいは俗に言う今流行の事務方の都合、そういったことで、説明責任が遅れているということは、非常に逆に不信を招いてしまう、「本当に大丈夫なんだろうか」と、保護者の会の結論はそこでした。堂々と今現在の説明をできるような体制、そういったことを取り組んでいただかないことには、保護者も地域もなかなか納得できないんじゃないかと、そういうふうに考えております。

そこで、あえて、今後、こういった形で当然ながら地元の説明会を進めていくのか、そして、子供達の不安を、そして、保護者の不安をこういった形で解消し、先ほど、教育長が言われた学校は子供達が喜んでくる学校にしたいと、そういうふうな学校にどういう形でつくっていかうとされているのか、そのへんを併せて答弁を願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） まず、1番議員さんのご質問の内容、後先になる答えになるかと思いますが、15日に、町長さんの方から「14年4月1日に統合を目途とする」という発表があったあとに、「どうして地元で早く説明に来ないのか」というお話からお答えしていきたいと思っております。

それ、確かに子供達も先生方も地域住民の方もいろいろ不安はあられたかと思っておりますけれども、座談会にお招きいただきましても、一般質問、議会、教育委員会等がまだ済んでおりませんので、お伺いいたしましても、何も返答できかねないのではないかというようなことで、お断りしたわけですので、ご了解願いたいというふうに思います。

2番目に、補助教員の採用ですけれども、これは、町がやればできないことはないと思っております。

ただし、考えてみますと、これもいろいろ問題点がございます。今、本町には、複式学級が6学級あります。そうしますと、補助教員を6名という補助教員を採用しなくてはなりません。これが1点。

2点目は、どういった形で、その複式学級の形態をしていくか、補助教員ですから、複式学級を2人でみるのか、別々の教室に分けてみるのか、別々に分けてみるということになれば、いろんな事故が起きた場合の補償はどうなるのか、これは、県に伺いましたところ、そういう判例はないということでございます。となれば、その補償問題から町はどうやって対応していくか。

2点目は、補助の先生と本採の先生の間関係が出てきます。これは、例を挙げますならば、立野小学校に一昨年あたり、こういう制度を取り入れてやって、話に聞きますと、やはり人間関係で壊れたという話を聞いております。

もう1つは、学校自体が本当に補助教員を実際ほしいのかどうか、確認をしております。このままでやっていてもいいという自信がえられるのか、ないのか、まだ確認いたしておりませんでした。たぶん、草部中学校、東中学校の校長先生にお伺いしますと、十分今現在ではやっていけているような話は聞きました。

それから、今までのを含めますと、町への財政負担というのをやはり考えていかななくてはならない。

もう1点は、やはりさっきの補助先生と本採の先生の間関係の中に、本採の先生は1日290円の多学年手当が出ております。そういった問題もありまして、いろいろ、考慮いたしましたけれども、私としては、やはり解消に向けた方がいいのではないかと考えております。

続きまして、地元とのお話し合いでございますけれども、先ほど触れましたけれども、まず、議会が終わりまして、一般質問等でいろいろ論議されましたことを私達、まとめまして、教育委員会に諮り、そして、その後、校長会を開きまして、先生方の不安、子供の不安、住民の不安ということに対して取り組んでまいりたいと、早速22日の日に教育委員会を開催したいと、蛇足ですけれども、加えておきます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 確かに、教育長がおっしゃるのはよくわかります。先ほどの平等性という考え方の視点ですね、あるいは今、お答えいただきましたいろんな補助教員についても、その見る視点、視点がどうも私等地域の人間、あるいは保護者からすれば、何か違うような気がするわけです。常に子供のためという目標をもって、あとは大人社会が解決していく部分だと思うわけです。事務的なところで解決ができるやり方ではないかと思うわけです。

ですから、あくまでも視点を子供の方に持っていけば、当然ながら、町長が発表した時に、すぐに学校に飛んで、「大丈夫ですよ」と、その一言でいいわけです。その中でどういうふうにします、こういうふうにしますという方向性をキチンと示す必要はないわけですね。教育行政のトップである教育長が行くことによって、校長も不安を多少解決できるだろうし、保護者も、さらには、保護者が安心することによって、家庭に帰った時に子供の不安が解消できると、現に、色見小学校・上色見小学校2校とも私は行ってまいりました。校長先生の対応の仕方は「今のところ、大丈夫です」という非常に楽観視しておられるわけです。上色見の校長にしましては、「ちょっと不安がありますかな」という、担任の先生にお伺いしてもそうでした。ところが、子供達は家庭に入ると、「色見小学校はなくなるね」と、「燃やすよ」とかですね、「私は高森小学校に行きたくないわ」とか、何かあらぬ方向に子供達の考えが進んでいくわけです。

だから、まず第1に、すぐに、せつかく町長がトップダウンという方式で下ろしたんだから、教育長の仕事としては、まず、そういった不安を一掃してやること、とりあえず、行くことによって、不安が解消されるわけです。色見の保護者会が集まった時、あるいは昨日は、上色見の保護者の方が集まりになりました。でも、お互いに寄ること、あるいは話し合うことによって、解決策は見えないまでも安心が1回得られるわけです。不安が解消される、僕はそれが本当の教育ではないかというふうに感じております。

ですから、視点の方をもう少し、目線の子供の目線で見えていただくように努力していただければと思いますけども、再度、そのへんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 私もこの仕事に携わるようになりまして半年でございまして、学校統合というような町長さんはもちろん、政治生命をかけられて、がんばっておられると思いますし、私もうがんばっていきたくて考えております。中で、先ほど申しましたように、私もいろいろなことを聞いていかないと、私がお伺いしまして、心配そうな顔をして行けば、校長先生も子供も不安になるんじゃないか、それよりか、私はもっと勉強して、堂々とした方がさらに安心感が深まるのではないかと私は考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） もう一度、議長、質問よろしいでしょうか。

このことは、お互いの考え方の違いというのもありますし、どういった視点において、事を進めるか、その信念、あるいは哲学の違いですね。まさにそのへんかとは思いますが、ただ、やっぱり何度も言うようですけども、教育長になられて何カ月経とうが、1週間だろうが、10年だろうが、そういったのは住民側からすれば、一切関係ないことです。やはり、教育長は自信をもってやっていただかないことには、その何カ月しか経っていないという考え方自体が不安を招くわけですね。私は教育長だと、胸を張って堂々と自分の思う考えを進めていただかないことには、委員会の内部の方も進まないだろうし、教育委員長との協議も進まないんじゃないかと、だから、あくまで建前論ではなくて、私が教育長になったんだから、高森の教育はこういうふうにすると、あるいはこういうふうにしたいと、引いてはこういう会議をもつから、こういう話し合いをやってくれと、そういうふうにもう少し積極的に取り組んでもらわないことには、せっかく、本当にせっかくですよ、住民の意思、あるいは統合審議会の長いことかけていただいた、その協議が無駄になるような、そういう気がいたします。

そのへんを再度、教育長の今後に向けての意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 私、正直でございますので、本音をちらっと申しまして、本当にお叱りと励ましの言葉をいただきまして、ありがとうございます。私は、励ましの言葉と受け取りまして、自信をもって、今後やっていきたいと思っておりますので、議員各位の皆さんのご協力をお願いしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 通告制でございますので、多少違った分があったことはお許し願いたいと思います。

また、格言でいきます。「希望が逃げても、勇気は逃がすな」と、これはゲーテの言葉です。審議会答申の内容はすべて対象校区、全町民の希望であります。しかし、決して統合しようとした、その決意である勇気は逃がしたくないと、そういうふうに思っております。「喜んで行い、行ったことを喜べる人は幸せ者」、これもゲーテ。言い換えれば、住民総意で喜んで統合を行い、行った統合小学校、住民総意で喜べる、そのようになった時が本当の高森町教育の指針ではなかろうかと、

そういうふうな施策、あるいは会議の進め方、誰もが不満を持たない、陰口を言わない、こうやったからよかったという、その統合審議会の答申に基づいた政策で進めていただきたいと、そのように思っております。

今後、統合に向けて、十分すぎるほどの協議会、各関係団体の協議会、重ねて、度重ねて開いていただくことを要望といたしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 野中謙三君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

暫時、休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。ただいま、11時20分程度でございます。半まで休憩をとって再開したいと思えます。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、一般質問を執り行います。

3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） 3番 後藤和昭です。

学校統合について、質問をいたします。

本議会の当初のあいさつの中で、町長は、学校統合について、強い決意のほどを示されましたが、その中で、草部南部小学校・中学校、高森東小・中に、上色見小学校・色見小学校を高森小学校に平成14年4月1日に統合するとのことですが、学校統合審議会の中で、答申が出されていた17年4月1日をもって統合することとし、その間にいろいろと整備されなければならないとありましたが、その条件整備について、果たして間に合うかというような感じがいたしますので、次の小さい3点ほどをお尋ねいたします。

スクールバス道路の整備について、第1点目です。質問いたしますが、道路の幅の狭いところ、また、危険箇所等をどのように改修されていくのか、質問いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 3番議員さんの質問にお答えをいたします。

スクールバス運行の支障のことについて、どうするかということであろうかと思
いますけれども、スクールバス運行に支障のある道路につきましては、すでに把握
をしておるところでございます。本年度予算の範囲内でできるものについては、着
手するというお答えをさせていただきたいと存じます。

また、この延長につきましては、色見環状線等々についての問題点につきましては
は、建設課長の方で説明をさせますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 今、町長の方からありました色見環状線の件でございま
すが、これにつきましては、本年9月に橋梁の橋台部を発注したいというふうに考
えております。来年の3月までかかりますので、その続き、引き続きまして、来年度
予算におきまして、しょうばん橋を架けていきたいというふうに計画してござ
います。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） 自席から失礼いたします。

2点目でございますが、廃校となる上色見小学校、これは私が上色見の方に何し
ていますので、上色見小学校のことを質問させていただきますが、跡地利用をどの
ように考えておられるか、よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 自席からよろしいですか。自席からお答えいたします。

廃校地についての利用ということでございますけれども、この問題点につきま
しては、地域住民の皆様、あるいは、PTA、この合意の形成を私はみなければなら
ないと考えておるところでございます。

地域に活性化に資するように検討を重ねてまいるということで答弁したいと考
えております。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） 3点目に、新しい小学校の予定地または計画はあるのか、こ
れは、統合審議会の答申の中で、平成17年度を目途に行うとありましたが、町長の
先日のあいさつの中で、当面の間は今の小学校でとありましたが、統合審議会の中
に沿った形で、今後、行うのかどうか、質問いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） この17年度を目途ということで答申をいただきましたけれども、先ほど、申しましたように、平成14年4月1日に目途として統合するという事を申し上げております。この高森小学校の問題点につきましては、今、建て替えて約20年というようなことであろうかと思っております。まだまだいろいろな点において、手を加えるところもあろうかと思っておりますけれども、健全なる学校の設備であると私は思っております。

そこで、17年ということが出ましたけれども、この健康なる統合小学校としての機能は十二分に私は働くと思っております。

以上で、振興計画、または、基本計画に沿って、各課の職員といろいろと相談をしながら、これを研究課題としていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） どうもありがとうございました。今後の議会の中で、いろいろ審議されると思いますが、1番議員さんからも申されましたが、話されましたが、上色見小学校の保護者会議が昨夜7時30分から、上色見小学校において行われたわけでございます。学校統合について行われるその中で、全員の保護者の皆様が14年4月1日をもつての統合には少しは無理がいきはしないかと、いろんな諸条件が重なるわけでございます。その中で、統合審議会の答申が2年以上慎重審議、時間をかけて出されているのですから、これを遵守してほしい、そのためには、議会の方も円滑に統合できるように力を出してほしいというような強い要望がありましたので、報告しておきます。

これをもちまして、私の質問といたします。

○議長（児玉國廣君） 後藤和昭君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一でございます。

私は、危機管理ということで、質問させていただきますが、細かく言って、非常時における防災対策と防災無線の活用についてということでございます。

いよいよ本格的な梅雨前線も活発になり、大雨の時期を迎えるわけでございます。防災について見直すことがあるのではないのでしょうか。6月15日の新聞で、自主防災に対する認識にズレがあると報道されておりますが、事があっては遅いわけです。昭和63年5月、草部南部地区において、大変な災害が起き、忘れること

のできないことです。

さて、本町におかれましては、昭和61年4月に、防災行政用無線が開局され、大変ありがたいことでございます。山東部におきましては、日によっては電波がうまく届かず、器具につきましても、室内用、その当時のを付けられたものでございます。また、消防の積載車についても、無線の電波が届かないというふうに聞いております。町長におかれましては、防災無線の点検、また、野外防災無線のない地域においては、今後、設置を考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、まさに、私、頭をよぎるのは、28年6月26日、28歳の時のあの猛威を振るった災害を思い出しておるところでございます。あと4、5日であるような事件が起きはしないかというような危機的感覚は誰よりも私は持つておるところでございます。

今、甲斐正一議員の方から携帯電話ということであろうかと思えますけれども、消防署、あるいは関係の方に持たせるかということでございますけれども、その点につきましても、まだまだ考えるところが十二分にしなければならないし、あの偏角地である皆さんが心配がなきよう、私も対策を考えていかなければならないと考えておるところでございます。

今、そのように消防署等々について。1台1台に無線電話を置くかということについては、検討課題とさせていただきたいと存じます。

鋭意努力をもってやっていかなければならない、また通信衛星等々の問題点もあると思えますので、その点につきましても、向上の一環としてお願いをしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） 携帯電話等、防災等につきましては、全般に考えているというような町長の答弁でございます。最近では、本当に1人1台といったような携帯電話の普及率でございます。そういう中で、草部、また草部の一部、野尻の一部、そして、民間ラジオ、NHKのラジオなどの放送の受信も非常に悪いわけでございます。通信の不便性が危ぶまれる、防災に対しても大変危機を伴っておるわけでございます。今後、そのような危機に対しまして、町長におかれましては、中継塔など

を考えていただきたいと、早急な中継塔を考えていただきたい。また、ドコモだけが携帯電話の会社ではないというふうに私もお聞きしております。AUとか、いろいろあるということですが、総務課長が一番その点は通じないかということで、総務課長にもお聞きをしたいというように思っております。そして、いち早く、なるべくそのような中継塔を設けていただければ幸いと思いますが、どのようなお考えでしょうか。町長と総務課長にお願いしたいというふうに思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 大事な意見でございますけれども、防災無線の改革ということについては、それについては、考えなければならぬことは考えるということでございますけれども、今、中継塔等々の話もございましたけれども、これにも十二分に対応できるのは対応できるか、これは研究課題とさせていただきたいと、真摯に受け止めたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいまのご質問の中で、NTTドコモさんの方に私達もご存じのとおり、再三再四、野尻地区の方の携帯電話の無線ができるようなことをお願いするというので、再三再四要望も申し上げております。その中におきまして、NTTドコモの九州の方からも技術部長さん、それぞれお出でいただきまして、いろんな角度からご検討もしていただきました。これも議員さん、ご承知のことと思いますが、ただし、その中で出ましたのが、どうしても採算ベースというのをNTTドコモさんの方も重視されておるということの中におきまして、鉄塔を町の方で負担できれば、何とかお加勢もできるという話も出ましたけれども、その中で、一応5,000万円ほどかかるという話も出ましたので、一応これもちょっと検討させてくださいということで、現在、私達の方でも検討している状況の中でございます。

それから、今、お話がありましたように、あるいは、AU、いろんな携帯電話の会社もありますので、今後、そのへんのところにも働きかけもやっていきたいというふうに思っておりますし、また、そういう場所におきまして、今後、国の方にも要望というのを出せば、将来、何らかの形が生まれるんじゃないかという話も聞いておりますので、一応それも強力的に企画課を通じまして、先の方に要望もしていきたいというふうに思っております。

それから、防災無線の中で、ちょっと出ましたように、その期間、どうするかと

いう問題になろうかと思いますが、それにつきましては、今、町長が申し上げましたように、現在は、デジタル方式になっております。と言いますと、これを今現在の町の防災無線をそのまま移行に変えました場合に、約4億円から5億円かかるんじゃないかというような、現在、私達の試算もやっているところでございます。そういうことも併せまして、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） 大変ありがとうございました。前向きな意見で、大変安心しているところでございます。

非常に私達の地域と申しまして、本当に山東部に山道でございます。消防団の減少、また、今後防災認識の強化も必要じゃないかと、高齢化に向けて必要じゃないというように思っておるわけでございます。消防団に対して、手当等の考え、そして、団の活性につながればというふうに思っておりますが、今後、この山東部におきましても、消防団の目減りということでございます。大変消防団の団活動に対しましても、私ども敬意を表するわけでございまして、今後の団運営として、どのようなお考えをされておりますか、まず、総務課長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 消防団のご質問でございますが、現在、私達町では、ご存じのとおり、400人の団員から330名の条例提案を申し上げまして、一応皆さん方にお願ひ申し上げましたところ、可決をいただいたところでございます。その中で、現在、314名という方が団員として、今ボランティア的にかんばっていただいております。現在、ご存じのとおり、私達町の中におきましては、消防自動車4台、小型ポンプ積載車17台、それから、広域と連携をとりまして、消防体制に当たっているわけでございます。

この団員の今後の考え方ということでございますが、消防団におきましては、現在、役員の任期、こういう形も現在、検討されておりますし、分団の見直し、これも現在、消防団の方でやっておられます。これも、ある程度の時期には答えを出したいということで、消防団長をはじめ、今現在、役員の方、検討されておりますので、それがある程度決まりました段階においては、皆さん方に分団の見直しも出ました段階では、ひとつ皆さん方のご協力も切にお願ひを申し上げたいと思っております。

ます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） 非常に力強い言葉でございました。自治消防団というのは、非常に欠かせないものでございまして、いち早く地域の災害、また、いろんな問題を誘導していただく、本当に大切な団でございまして。今後、本当に消防団におかれましても、330名というような非常に人員の少ない中、また、高森町175キロ平方メートルの広い範囲の中の警備でございまして。本当に大変なことと思いますが、いち早く団の消防の活動の運営に支障を来さないように、今一度お願いしたいというふうに思いますが、総務課長、ひとつよろしくお願いして、私の質問を終わりたいと思いますので、もう一度、そのような形をとっていただきますかを聞きたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 再度、申し上げますが、安心、安全のためのまちづくりのために、私も一生懸命努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） 大変ありがとうございました。今、総務課長の方から、安心、安全というような言葉が出ました。本当に暮らすためには、安心、安全が一番の必要でございまして。防災にさらに、磨きをかけていただき、そして自主防災の強化を広げていただくのが一番じゃなかろうかというふうに思うわけでございまして。どうか、自主防災、また、防災に大きな輪を広げていただき、今後、高齢化に向かって対応していただきますよう、よろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） 6番 相馬でございます。

地籍調査事業の進捗状況についてということで、2、3お尋ねいたしますので、よろしくお願いをいたします。

土地の戸籍と言われる地籍調査は、明治初期の字きり図を100年を超えて、全面的に作り替え、国家的大事業であります。このことを踏まえ、地籍調査事業につ

いては、高森町総合計画によれば、今後の目標として、当初計画から大幅に遅れているため、第5次10カ年計画中に完了するように努めますとありますが、まず、12年度末までの進捗状況をお聞きしたいと思います。

次に、大幅に遅れている原因は、この事業がほとんど国・県の補助事業で行われているために、国の予算に左右されていることは、十分ご理解いたしておりますけれども、今後、この事業が計画どおりに推進していくためには、今の体制でよいのかということをお聞きしたい。

ご承知のように、今からの調査区域は山東部ですが、特にこの地域は過疎化・高齢化が進み、その上、調査面積が広大であり、また、不在地主も多く、境界確認等、事業の推進に支障が来されることは明白であり、公租公課、及び近代的土地情報の提供の観点からも一日も早い事業の完了が求められていると思います。

そこで、まず、当局としては、この事業を計画どおりに完了することができるのか、そのためには、国の補助事業以外の単独事業も併せて行われるのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） お答えをいたします。

この地籍調査は、先ほどもおっしゃいましたように、土地の戸籍でございます。そして、今、ご案内のとおり、進捗率といたしましては、後ほど係の方から申し上げさせますけれども、平坦部の中で今までやってまいりました。そして、その平坦部の進捗率は相当の速さでできるわけでございますけれども、山岳地帯、いわゆる清栄山、さらには、野尻の奥の方によりましては、到底今、この職員、そしてまた、高齢化していただいて、調査に参加されておられます方々も大変高齢化でございます。しかしながら、いち早くそういう一番山岳地帯の方を私はやらなければならないと。いわゆる外部をやらなければならないと、平坦部はあとからでいいというようにしておるところでございます。

熊本県におきましても、10%カットの措置費がきたわけでございますけれども、私達は、その税金、固定資産税、税客体を一日も早く完了させたいということで、鋭意努力をしてみなければならないと思っております。等々につきましては、自主財源をどうするかと、それを突っ込んで、一日も早く切り上げてやるかということにつきましては、やはり議会の同意、あるいはまた、町の振興計画等々において、討議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） 自席から失礼をいたします。

課長の方からまず、進捗率をお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えいたします。

現在の進捗率でございますけども、昭和54年度から開始いたしまして、13年度で22年目に入っております。現在、13年度事業を完了しました時点で51.5%が完了する予定でございます。

次に、体制のことがご質問ございましたけれども、職員の人的な問題もありますので、確かに難しい面もございますが、今現在、職員だけでやっております調査を外注化という方法が全国何件かということもございますけど、そういった制度を取り入れて実施しているところもございます。そのへんも含めまして、先ほど出ましたように、税の課税客体の把握と言いましたけれども、町税に直結する問題でもございますので、外注化に向けても調査研究を進めて、なるべく一日でも早く終わりますように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） 町長、先ほどおっしゃいましたけれども、平坦部を先にやれということで、高森・色見済んでおりますけれども、それでも22年かかっておるわけですね。山東部に入っていきますから、何年かかるかわかりませんが、13年度の予算計上の中で、説明の中で、第5次10カ年計画でやりたいと、平成12年から21年までで完了したいという説明の中で、予算措置もされているわけですね。もちろん、これは県の方の減額もありますし、町単独の方も減額をされております。予算の中で、うたいながら、予算的には減ってきている。先ほど、課長が言われましたように、体制としては、今の体制ではどうしてもできないわけですね。で、外注化、外の人に任せてやってみると、進捗率を上げるためにもやってみるということも一つ。それから、囑託として専門家を入れてやっていくということも一つの方法ですね。職員はどうしても一生懸命やっておりますけれども、2、3年したなら、異動があります。異動があれば、せっかく覚えたのに、また新しい人が入って覚えるまでちょっとかかる。囑託として専門家が入っておれば、そのへんも少しは変わってくるのではないかと思うわけですね。

やっぱり進捗率を上げることが最大の課題として、13年度予算の計上の中らう

たわれたんですから、体制もひとつ変えようというあれはないと、やっぱり私達も納得できないわけですよ。そのへん、町長、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 先ほど係が申しましたように、面積が166.99平方キロやっていると、進捗率については51.5%やっているということでございます。これを考えた時に、今から調査期間がどのような方法でもっていくかということになりますと、地権者の高齢化がまずあげられると、また、おられないということ、よそにおいて、到底立会人が難しいというようなこと、それからまた、現地に詳しくないというような人がたくさんおられるわけでございます。それをもって、我々は鋭意努力をし、一日も早い完了をみたいと。ところが、考えて提案をいたしましたけれども、やはり20年はかかるぞというような現在でございます。

しかし、その20年間ということになりますと、もう山はどのように荒れ放題になっているかわからないし、またどこのものかわからないような状態になってきたと、それでは困るということで、今、ご提案いただきました嘱託制にして一日も早くやるか、また、専門家を入れてやるかということにも、皆さんとともに、私、考えて提案したところでございます。

何としてでも、この問題点について、一日も早い、そして自分の財産は自分でわかるような状態に持っていかなければならないと、そうすることが、町の税収客体につながると私は考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。

まだ、山東部が特に高齢化が進み、不在地主も多くなるということで、町長、心配のように、事業が非常に難しくなるということですから、一日も早く完了に向けて、町当局としては努力をしていただかなければならないわけですが、高森町175平方キロメートルということですが、坂本村というところがありますね。そこが200平方キロメートルという高森町よりか広いわけですが、その体制は10人体制で、地籍調査室というのをキッチンと設けて、前向きに取り組んでおるわけです。

国の方もこの地籍調査事業については、積極的に取り組んでいる、町村に対しては、積極的に予算も流しましょうというようなことが前に言われておったわけですね。そういうことですから、ひとつ大いに前向きに取り組んでいただきたいと思い

ます。

最後に、総務課長、囑託として職員を抱えることについて、どうお考えか。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 別に囑託制で、町に云々ということは身分的にはないと思います。ただ、今、町長が申しあげましたように、先だつての課所長会議でも町長の方からそういうことの検討ということも言われておりますし、当初予算でも町長が申しあげましたように、一応これは早くやるべきだという姿勢でおられますけれども、今回、県の方も非常に財政面が苦しくなったということで、こういう形にもなりましたが、町においても、ご存じのとおり、前回の行革の中で、地籍調査係も4名体制ということで、一応増員もその当時しましたけれども、まだまだこれでもどうかということでもあります。また、今、言われましたように、囑託につきましても、先ほど言いましたように、担当課長が申しあげましたように、委託というのはどうなのかと、そのへんも模索してみようということで、現在、これも早い時期にどういう形になったらいいかということ逆計算をして、ひとつこの目標の年度を設けて、これもひとつ逆計算をして、やってみることも必要じゃなかろうかということで、現在、検討はしておりますので、この中で皆さん方にまたいつかお知らせをしたいというふうに思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。地籍調査事業は、この2、3年で完了するような事業ではございませんので、長期的な計画のもとに、公租公課及び社会資本基盤整備の面からも一日も早い事業の完了を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君の質問を終わります。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） ただいま、12時5分です。1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前12時05分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） こんにちは。7番 三森でございます。

午前中に引き続きまして、本日は8名の一般質問でございます。大変長きにわたる一般質問、高森町の議会といたしましても、始まって以来の質問の数ではなかろうかと思えます。それだけに、高森の町議会の活発なる議会活動が行われているものと私は信じておるところでございます。

ただいまから、質問を行います。その前に、議会当初、町長決意発表がありました学校統合、いよいよ前に進み出したわけでございます。遅きに始した感がございますけれども、これからは地域の今後の問題等々の話し合いを進めながら、すばらしい統合ができることを祈念するものであります。

国・県においても、市町村合併について、17年度合併を打ち出してまいりました。本町も真剣に考え、今後の高森町の将来に向けての議論をしていかなければなりません。

高森町の基幹産業、農林業も大変厳しく、農産物の自由化による価格低迷、全国の農産物の販売高・売上価格が平年よりも下落したと報道なされております。ますます厳しいものがありますし、このような経済不況の中での行政としての経営も大変なものになろうと思えます。

そのような中での私の質問は、3年2カ月になります元職員の不祥事関連について質問をいたしたいと思えます。

その都度、質問をいたしてきたわけですが、今までの執行部答弁の中で、疑義が生じてまいりましたので、発覚当初に戻りますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

私自らも勉強しながら、皆さん方の共に、今一度立ち返って質問をしたいと思えます。

元職員による不祥事、国民健康保険特別会計の損失補填について、まず1点、平成10年4月24日発覚以来、3年と2カ月になるわけですが、総額1億2,604万3,280円から、現在まで返還金、弁償金がどれだけなのか、また、国保特別会計への補填状況はどうなっているのか、正確に説明をお願いいたしたいと思えます。まずもって、総務審議員担当の経歴がございますので、その点、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） お尋ねでございますが、賠償額に対する総返還金額は、ただいま3,266万6,459円でございます。これは、平成12年12月12日が最終の支払日となっております。

それと、返還金、国保に対する平成11年度で、国に対しまして、療養費給付の相殺でございます。公金でくるべきものから差し引かれました金額が4,985万6,028円でございます。それから、返還いたしました金額が2,301万4,000円ということで、総計の7,287万28円でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ただいま、審議員の方から説明がございました。相殺4,985万6,028円と、返還金2,301万4,000円、7,287万28円と、現在なっておるということでございます。

要するに、現在までの金額は、以上報告があったとおりでございます。

それでは、私は、町長にまず、監査委員へ元収入役に対する監査請求をなされた日付、また、監査委員から賠償額決定に基づく監査公告し、元収入役に対してなされたその告知がなされたその日付を町長にお尋ねをいたしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 収入役の賠償命令を監査委員にお願いをまずいたした経緯は、10年6月30日に本多典生氏が辞任されました。よって、7月10日にまた田上嘉人氏を監査委員に就任していただいたわけでございます。しかしながら、田上義人氏をご病気でご逝去なされました。よって、11年度、吉良嘉人氏を10月1日に就任をお願いを申し上げたわけでございます。それに対しまして、2月8日に後藤萬藏氏に対する再度監査請求を吉良嘉人氏並びに杉永監査委員をお願いをしたところでございます。

そして、12年2月25日に収入役の賠償命令648万4,770円ということが決し、12年3月31日、確約書をいただき、その確約書をもって、5月31日に支払うということを確認をいただいたわけでございます。

以上、その間において、何か間違いがありましたならば、お許しをいただきたいと存ずるわけでございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。

それでは、町長には、まずもって、監査委員への監査請求をされた目的というものをまず、お答えを願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 自治体の長は、こういう不正が起きたならば、この問題点に不正はなかったか、また、収入役に対する責任者として、間違いがなかったかということをもって、監査請求をお願いする義務があるわけでございます。その義務に向かってお願いをしたところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。

それでは、2番目に、順を追って、わかりやすくいきたいと思いますので、その点、あしからず、よろしく答弁の方もお願いいたしたいと思います。

監査委員からの賠償額決定に基づき、監査告知がなされました。その後の処理はどうされましたか、支払命令をかけられたのか、かけられなかったのか、その点をご説明方、お願いいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 監査委員から命令がまいりましたので、私、これ、監査委員の指摘は指摘として、また、行政上の問題は問題点として、これを十二分に総務課長並びに時の調査委員長の相馬助役等々に命じた経緯をしておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 今一度、お聞きしますが、支払命令をかけられたのですか、かけられなかったのですかということです。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） それにつきましては、かける前にまだまだ調査機関等において、県の上司に対して、こういう監査請求の決定がなされたが、どうしなければならないかということも私は考えなければならないということで、勉強に総務課長、時の総務課長 有働、ここに収入役等々に命じた経緯であります。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） そうしてきますと、町長の先ほどに戻りますが、監査委員へ監査請求をなされた目的というものが、当然何か間違いがありはしないか、不備な点がありはしないか、不正な点がありはしないかを監査委員に監査をお願いをされた

事実を今、申し上げられたわけですよ。ということは、いつも町長が申し上げられております地方自治法243の2、これに基づいて、監査委員は賠償額の決定をされたわけですね。ということは、法的に、地方自治法からすれば、監査委員が認めた以上は、支払命令をかける必要があるとうたってありますが、その点はいかなるものですか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 確かに監査委員から私の方に報告が出したわけでございますけれども、私自身としての行政的なものはないか、他に対するものはないか等々に十二分に検討し、そして、その上司からの指示を仰ぎながら、そして、議会等にお諮りを申し上げ、私はすべきものであると信じて、そのように命じたわけでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） そういうことですから、前に進まないということでございます。なぜかと申しますと、12月の議会の中で、どうして緊急的質問的なものが出てきますか。はっきりとした首長の決断がないからこそ、あのような緊急質問という事実になってくるわけです。ちゃんとした自治法に則り、やっておれば、何ら問題はないと、私は思います。

それについて、今一度町長にお尋ねいたしますが。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私は、自治法に則って、そして、県の方に上司団体に対しても、聞くのは私は為政者としての責任説明でもあろうと思っております。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 町長の言われる為政者というのは、誰が為政者ですか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 為政者は私です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 私は、そのような為政的なものを私はお伺いしているわけではないわけですよ。あくまでも、これだけの不祥事があったものを町として、どう対処するのかを私は言っているのです。そのために、地方自治法もあるわけですよ。わざわざ監査委員さんを2人張り込ませて、監査をされて、賠償額決定、これだけはもうちゃんと収入役としての職責を全うしておれば、不祥事は起きなかったと認められたのが648万円ですよ。それをなおかつ賠償命令を出ないと、監査委員さ

んもただじゃないわけです。日当を払って、わざわざ監査請求を出されて、監査していただいた、その目的が意味ないじゃないですか。私はそれを申し上げているわけです。町長の金じゃないわけですよ。国民の、町民の税金ですよ。これにおいても、さっき相殺の件も出ました。いかにこの件で無駄な金を使っているのか、不祥事のおかげでいかに税金をつぎ込んでいっているのか、私はそれを申し上げているわけです。

その点、為政という言葉は町長がいわれる言葉が私は、腑に落ちません。その点、どうですか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、言葉を聞いておりますと、相殺という言葉が聞こえたわけでございますけれども、私は相殺だろうと思っておりますけれども、言葉尻をとるわけではございませんけれども、その言葉の違いから、私は為政者は必ずやっぱりそういう問題点が提起したならば、上席にお願いし、その上席から「それはなるほどすばらしい」と「それが一番住民の公税に対する対策である」と、それにまた、住民の声を聞かなくてはならない、住民監査方法もあると、いろいろな総合点を考えて、私はそういうふうにして、有働、当時の総務課長に命じて、県の方に行ってこいということでございます。その点につきまして、詳しくは、私に報告があるまでに、有働、現在の収入役がご報告を申し上げさせてよろしゅうございますか。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） お答えいたします。

当時、私が総務課長、もうお辞めになりましたけど、相馬さんが助役で、一応助役をチーフとして、本件についての解決を取り組んできたところでございます。

ただいま、三森議員がおっしゃることは、地方自治法の243条の2第3項のところ、町長は監査報告を受けたならば、期限を定めて支払命令をかけなくてはならないという規定がございます。その件だと思います。

本件につきまして、町長の方からよく勉強して、事後遺漏のないようにやれという命を受けましたので、実は、私、要するにまったく素人でございますので、県の専門家の方にお尋ねをしようということで、私と現在、当時、行政係といたしておりました、現在、農林振興課長の廣木と2人で、県の方にまいる予定でございましたけれども、相馬助役の方が僕がチーフだから、僕が行ってくと、君は留守番しておいてくれということございましたので、私は残りまして、相馬助役と廣木がまいりました。

監査請求をした目的といたしましては、昭和43年の佐賀地裁の判決に基づきまして、不申請連帯債務ということで、収入役以下についても、何らかの責任があるという佐賀地裁の判例が出ております。これに基づいて、町長は、収入役に対する監査請求をしたわけでございます。

そういうことを踏まえまして、今申し上げましたように、前相馬助役と廣木君が行ってまいりました。その結果、当時、県の担当者は、阿蘇事務所と申ししておりましたが、阿蘇事務所の課長と、それから私達、それと県の総務部の市町村課の方の担当の方に行政担当の方に行って、いろいろご指導を仰いだわけでございます。

その結果、ここに当時、復命書が書いてございますけれども、県としては、収入役に対する賠償請求の件については、結論を提示するとは非常に困難であり、現時点において、地方自治法の定めるところによって、処理されており、元職員に対する措置は適法と思われ、収入役に対して、新たに賠償請求をすることは、別件の発生がない限り、いかななものかと思慮されるということでございます。

その理由といたしまして、ここに9つの理由が提示してございます。主な理由を申し上げますと、平成10年5月18日付けで報告された監査結果の数値に今回決定された賠償額が含まれていることということですね。この意味は、安藤巖夫に対して賠償請求をいたしました額と、今回、収入役に対する監査請求に対する報告の額が含まれているということでございます。

それと、新たに賠償請求することは、亡失額を超過することから、二重請求となること、平成10年5月18日付けの監査内容に誤りがあったとなること、これを改めてやれば、当時の監査の内容に誤りがあったということになりはしないかという心配ということでございます。

それから、支出決裁権限を有する収入役等に提出し、支払義務のある現金であると誤信させ、計画的に詐欺行為を繰り返したことと、あくまでも本人が詐欺行為をしたという、それらの主な要点から、非常にこれは問題があるというような県の方で指摘を受けましたものですから、私達はその報告を受けまして、いや、もう少しいろいろと法律の専門家あたりに聞いて、勉強して、そして、要するに、収入役に対して、命令をかけた場合、町長がかけた場合、これは、収入役と町長の争いになるわけでございます。

そういうことから、安藤巖夫の件で、大変高森町のイメージがダウンしているのに、さらに、同じ屋根の下で争いをまた三役同士で繰り返すということは、いかななものかという、我々の心配もございました。さらにイメージをダウンさせるとい

うことになりはしないかという、しかし、これは法でございますから、そういう義理人情で立つべき問題ではございませんけれども、そういうことを加味いたしまして、勉強を重ねているうちに、3月31日付で前収入役 後藤萬藏氏から町長に対して、出納閉鎖まで、5月31日までに監査報告に伴う金額をお支払いいたしますという確約書が入ってまいりましたものですから、それを受けて、確約書を入っているのに、さらに、支払命令をかけるのはいかがなものかということで見合わせて、そのままになって、5月31日を待ったわけでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 今、収入役の方から縷々説明がありました。佐賀地裁の件も出ました。これは、よそを出すと、悪うございますけれども、波野村、3月31日の熊日に佐賀地裁の例を出しております。元女性職員賠償額の半分2,007万円、これは、元女性職員に損害賠償金として支払命令をかけております。また、監査委員は、関係職員10人に計1,000万円の監査結果を請求人に通知したとあります。支払命令を村長はかけてございます。また、行政処分も受けております。それは、収入役も入っていますよ。職員を支払う意思があると言っております。

そうなりますと、高森だけがどうしてできないのか、県から指導があつていけない、よその町村は、まあ、よその町村を出すと悪いかもしれせんよ。しかしながら、こういう例もあるということを私は申し上げておるわけです。いかに、首長は、統合小学校ではないですけれども、判断すべき時には判断するのが、それができないからこそ、町民に知らせる義務も全うしないと私は思いますよ。まず、自分達の道義的なものを片づけておけば、どんなに町民に出しても怖くないはずですよ。それが無いからこそ、再三私が申しておりますけれども、町民に何ら出されていない、ただ、それはあとで出ますけれども、6月の「たかもり広報」で終わりとして、町民に対して、出ております。発覚後、6月の広報でですね。それ以来、何も出ておりません。それについては、あとでまた出てきますけれども、要するに、高森だけが、高額療養費のあまりにも高額な不正だからできないのか、波野は金額が小さいからできるのか、そこの違いはあるわけですか、ないわけですか。町長、その点、ちょっとお尋ねしますが、隣の町村を出すと、非常に悪うございますけれども、そういう事実が出てきていることは、実際ありますので、その点をちょっとお尋ねいたしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 監査請求においては、私は、法治国家である以上は、法の下に置かなくてはならないということを常々申しております。234条の2項ということで、常々申しております。私は賠償命令にかけては、今、何ら遺漏なき賠償命令をかけて、そして、六百数十万円の収入役に対する賠償命令が発したと、そして効力を発したと、そして、3月31日をもって、確約をもって私は整理したと、そのように私は受け取っております。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） だから、緊急質問というのが出てくるわけですよ。648万数千円の金を収入役が払ったから、私は支払命令をかけなくても、確約書に基づいて、ちゃんと入っておるといふ言い方をされるですね。648万円が緊急質問で収入役が出しておりますか。その点、収入役。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） 648万4,770円という金は、先の12月で後藤英範議員からご質問がありましたように、各々それなりの関係者をご相談を申し上げて、一応名目上は前収入役の名義で町に納めているというところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 名目上、そういうことだから、私がさっきから言いよるでしょ。そういういい加減なことだから、こういう問題がいつまでも片づかないわけですよ。名目上と、法的な部分を名目上でどうしますか。町民は知らないんですよ、誰も。議員さんも知らないんですよ。そこを私は言っているわけですよ。それはなぜそういう事例が発生するのか、私は、首長の決断、首長の判断が誤っておると、私は言いたい。それが首長の違いと、私はこの場ではっきりと言いますよ。先ほど、委員会の中でも出てきております。本人が出てくると、そうです。もう4年数カ月の任期でございます。模範囚であれば、当然早く出てきますよ。もう当然、今年度中に出てくるかもしれませんよ。なおかつ、道義的なものを片づいていない。収入役に言わせれば、名目上、収入役と一緒に払いましたので、責任は果たしましたと、道義的なものは果たしましたと、そういういい加減な判断をされて答弁をされる。もっともな町民を、逆に言うと、殺したような答弁ですよ。私も質問の中で大変問題にしているわけですよ。結局、私達も騙されていっているということですよ、言葉の中で。そこらあたりをもう少し真摯に受け止めて、本当に解決しようという気があるのかなのか、その点、町長、お尋ねいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） この問題は、片づけなければならない問題であります。監査請求によって、私達は私達の自治法上の問題点、あるいは、住民監査の問題点等々において、一生懸命、住民の皆さんにわかりやすく、私は公告まであったと、そういうことにおいて、緊急質問等々があったということでございますけれども、その問題点はどこにあるか、私は、3月31日確約書、5月31日完全なる支払ということをもって、私はその問題点については、できたと、よかったと思っておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） すばらしい答弁でございます。そうなってきますと、収入役、お宅の考えられたことはおかしくはないですか。確約書に基づいて648万数千円が入っていると、立派なことですよ。何でお宅達が金を出しておるんですか。されておる意味がないじゃないですか。道義的な責任を果たしましたと、おかしいじゃないですか、そうなってきますと。そこを収入役、どうお考えですか。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） 12月の議会にも申し上げましたとおり、我々もひとつ道義的責任はあると感じておるというところから、この件については、648万4,770円について、監査の方で、前収入役に支払うべきだという報告がなされました。しかし、我々といたしましては、前収入役でこれを負担させるのは、酷ではないかという、我々の感じでございますから、これは。で、じゃあ、その648万4,770円の中から某かの我々も道義的責任をとらせていただくという、それは、我々の道義的責任の取り方と議員さんの道義的責任の考えの違いはございますけれども、そういうことから、助役以下、5名の職員がお互いに協議を重ね重ねて、それでは、あなたがいくら、こなたがいくらという形で、648万4,770円の耳を揃えたところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 何しろ、正確に申し上げますので、私も6名で648万4,770円耳を揃えて払われた事実は5月31日付けをもって入っておるということは、当然間違いありません。しかし、収入役は別として、元収入役ですね、5人が協議して、収入役に協力したと言われておりますね。5人協議をした中で、1人は国保に使ってくださいという申し入れがあって渡されておる金もあるはずですよ。そうなってきますと、その点はどうなりますか。5人協議をされたらと、1人は収入役じゃなくて、国保の方に使ってくださいという申し入れをお願いして渡して

おるといふ職員もおられますよ。そういう事実も聞いておりますよ。その点、どう答弁されますか。その点、収入役、どうぞ。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） まったく、私はそれを関知しておりません。すべて5人、前収入役を外して5人の中で協議したことでございますので、当初におきましては、いや、その収入役にそれを荷担するのはおかしくはないかという意見はございました。しかし、最終的には、全員一致でございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 大変、そこらあたりも私どもとしては、大変情けない答弁ですよ。正直申し上げてですね。何で確約書までとっておられるんですよ、町長は。支払命令のかわりに確約書をとっておられる、5月31日には入れますよって、自信もって確約書のとおり入れてもらいましたと言われてますよ。何で5人協議して、それに荷担して、648万4,770円の金を耳を揃えて入れなんですか。何のための確約書ですか。町長はそのために胸を張って言われているでしょ。頷かれておりますよ。では、収入役、お宅達は何を支払っているわけですか。その点を私は申し上げているわけですね。どうもそこらあたりが、考えの違いと申しますか、ただただ足下だけを見過ぎてはいませんか。もう少し大きく目を開いて、対応されないと、解決しないですよ、これは。何で私がいつも同じことばかり言わなくてはいけないんですか。何でまた前にさかのぼって、監査請求から聞かなくてはならないんですか。これは早く消化している部分です。いよいよどうかしようということになって、こういう形が出てくる。また、振り出しですよ。これは、緊急質問が出て、広報に議会便りのきずなに出て、実際、出て、今の議員は何をしているかと、何という様だという結末ですよ、結果的には。自信もって出しているのが、結果的にはそういう見方しかされないわけですよ。なぜならば、執行部が頭がいいものだから、議員を手玉に取っているばいということになりますよ。まだ、あとに出てきますよ、そういう問題が。問題は、収入役は責任もそれで少しでも元収入役とともに、少しでも荷担して払いたいという気持ち、しかし、それは先ほど申しましたように、町長が確約書というものをとっておりますので、その点については、別返しして考えていただきたいと思います。

先ほど申したように、結局は、道義的責任じゃないでしょ。収入役に荷担して、収入役におかせただけの問題であって、何もあなた方が全員払ったからといって、あなた達が名前入れて出したわけじゃないでしょうが。特に、収入役は、当

時、総務課長、例月出納検査でも7回も指摘されておりますよ、国保の問題だけでも。本多典生氏、元代表監査委員、一身上の都合で辞められました。百条委に呼んで、意見を拝聴したところが、残念ですと、自分達がおって解決ができなかったと、見つけができなかったと、指摘はしけれども、そういう事実を見つけができなかったことが残念だと悔やまれて辞めておられます。そういう人もおられるわけですよ。ところが、お宅達は荷担して、一緒に払って、責任は果たしてありますから、道義的な分は終わっていますという答弁をされる。その根拠が、私は、今まで長きにわたり、こういう形で残っておるという事実を曲げた形で残っているというのが残念でならないわけですよ。

今は町長の方が堂々としておられます。なぜかと、確約書をとっているから。ちゃんと確約書というものをとってあれば、強いですよ。私達も確約書に基づいて動いておられたならば、確約書に基づいて議会としても対応できた、そこらあたりをもう少し真摯に受け止めて、対応されないと、本人が戻ってきて、本当に解決できますか。自分達のは片づけないで、本人が戻ってきて、話し合いをして片づきますか、すぐ。片づくはずがないでしょ。今話し合いができません。鑑別所で話し合う機会がございませんので、計画ができません。それなら、帰ってきたならすぐできますか。全額返ってきますか、すぐ。その点を私は申し上げたい。それだけ自信を持たれるならば、最後にお尋ねします。

それから、何しろ、いろいろと疑義が生じてきているものですから、私も大変苦慮しております。12月の私の質問の中で、総務課長が答弁されたと思います。賠償金648万4,770円は、要するに、返還額3,137万528円の中に入っているとの答弁がございました。私が国民健康保険税の用途不明金関係で、税務課から、税務課に入っている状況の書類をいただいているわけです。どこにどういう形で入っているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいまのお尋ねの点でございますが、平成12年度の会計に入れてあります。健康保険の会計に入っております。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 要するに、12月13日までには、この書類には入っていないわけですよ。書いてないんですよ。だから、どういう形でどの部分に入りますかと、そこから当初申しましたように、一緒に勉強をしなければいけませんので、お尋ねをしているわけです。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいま、先ほど申し上げましたように、平成12年5月31日に648万4,770円、これにつきましては、入った金額で巖夫の弁済金のうちに入れてあります。先ほど、言いましたように、3,267万6,459円、この中にその六百某も一緒に入っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） わかりました。それは、あとで結構ですので、ちゃんとした入った事実の、入っている事実の書類を見せていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願いいたしたいと思います。

先ほどから縷々いろいろと説明をしておるわけです。ちょっと先ほど入ってきましたので、重複するかと思いますけれども、要するに、これが10年の4月24日ですか、発覚をいたしまして、その後、税務課、高税第179号、平成10年5月26日、今村博信町長ということで、国民健康保険被保険者様として、不祥事件について報告という形で出ております。何ら迷惑を被保険者の皆様に対しましては、迷惑は絶対におかけしないよう努力いたしますので、ご安心くださいと、確かに、被保険者の方々はこれは、病気しても病院に行かれないんじゃないだろうか、金がないんじゃないだろうか、けがしても病院に行かれないんじゃないだろうかという心配があるかという、その気持ちを少しでも和らげるために、そういうことはありませんというかたちの報告だろうと思います。それで、被保険者様に対するご迷惑はそういうことで出しております。

また、町民に対しては、先ほども申しましたように、6月号の「広報たかもり」の中でお詫びとして出されております。しかし、先ほど、相殺しましたですね、療養給付費相殺4,985万6,028円、交付金が来ないということで、結局は一般会計から繰出をし、健康保険の方に繰り入れております。これは、何かというと、結果的には、皆さん方の税金ですよ。これを入れた時点で、町民に何かご報告なされたですか。結果的には税金を使わせていただきますと、この点について、町長、一言お願いいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議員の皆様に対しまして、いわゆるいろいろかもしがありますが、いわゆる調整金の問題点、また、交付税の問題点等々で論議をかまして、そして、特々については云々ということで、私の方も確約した事実については、一生懸命自ら努力をもって解決させていただいたものでございます。この点につきまして

は、十二分に皆様方もご承知のとおりでありますし、また、交付税でございます国からの交付金等々においても、1年間待ってもらった経緯はあります。これに交付税を付けるということで、1,920万円かこれは、県も国も・・・たわけでございます。これに対しまして、県の方と私は再三再四お話を申し上げながら、この問題点解決のために、県と国と橋渡しをいただいているところでございます。この問題点につきましては、議員の皆様には私は厚生省に上ってまいりますということをお願いを申し上げ、そして、広報においても、その醸し出したいろいろな点において、住民の皆様にお詫びをしている経緯が私はあったというふうに自分では思っているところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 私は、特々交付金のことではなくて、4,985万6,028円の相殺分について、町民に知らせる義務はありはしないか、要するに、町民の税金を使わせていただきますと、不祥事に対してですね、それを私は言っているわけです。その当時も町民に知らせる義務はありはしないかと、再三申し上げております。なおかつ、今なおもって、まだ何もあっていない。それを私は申し上げているわけです。被保険者に対する病院にかかるための心配、お世話は迷惑はかけないということわかります。しかし、町民に対する不祥事に対する穴埋めに皆さん方の税金を使いましたという知らせは熊日が出ておりますね。新聞社が出ております。これ以外に町から何も出ていませんよ。このほかに出ておりますならば、総務課長、先ほど、特々、いろいろと出ておるといような言い方をされましたが、総務課長、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ご指摘のとおり、そのへんの小さいことは広報誌等では掲載しておりません。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 小さいことですか。小さいことではないでしょう。これはどうにでもできますよ。場所しだいでは。どうも感覚のズレと申しますか、私流に言わせると、そこらあたりはもう少し真剣に考えていただかないと、自分の金だったらどうしますか。それで通りますか。人にとられたと黙っておりますか。小さいことだからよかろうと、そうではないでしょう。私は、始めから町長にも申しておりますように、やっぱり町長の姿勢をちゃんと下の部下が受け継いでおるとい立派な構図ができておると私は思います。そこらあたりは、もう少し真摯に受け止めて、

何遍でも言いますけれども、ちゃんとした道義的、政治的、町長は政治的にも道義的にも行政処分とは別ですと言われておりますよ。その政治的・道義的な部分がいつ出てくるのか、いつ出てくるのかと、再三再四お願いをしておりますけれども、なおかつ出ておりません。そこらあたりも含めて、まず、足下から道義的な部分を精査されまして、なおかつ町民にちゃんとした形で知らせるべきことは知らせる、そして、知ってもらう、理解してもらうということをまず、手がけることが先決じゃないですか。そして、町民に安心してもらうと、到底1億2,000万円、これまた、水道課は別ですよ。国保だけでそれだけです。水道課も1,085万円、賠償額が決定しているだけでも1,085万円、だいたい1,800万円、それも定かではないであろうという1,800万円、それについてもまだあるわけですよ。とうとう本人自供による会計室の調査もとうとうできず終いですよ。それだけ、先送り、先送り、先ほどから言いますように、本人が出てきます。本人が出てくる前に、もう少し周辺の道義的責任をとられて、町民にちゃんとした形で知らせるというのをまず私は、町長が収入役に申されたように、5月31日をもって確約してくださいと、確約しますという確約に基づいて、この件について、ある程度の確約をいただきたいと思いますが、町長、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 道義的政治的責任、これについては、私は、百条委、並びに選挙というものについて、政治的責任をもって、このたびにまた臨んでおるわけでございます。私の中での監査等々においても、ちゃんとした経緯をもって、私は決算をしておるところでございます。私は、道義的責任、また政治的責任においても、今までに一生懸命やってきたところでございます。そこが私の確約でございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） それでは、総務課長、町長がああいう形で、確約というのは、今言われたようなことが確約書でございます。これは、総務課長がどうしますということは言われなくてもいいかもしれません。しかしながら、私は、町民にちゃんとした形で早く知らせるといのが、理解してもらうといのが先決じゃなからうかと思えます。そうしないと、このように二転三転しながら、毎年振り出しに戻るような質問を私はあえてしたくない。私は何遍も言っているはずですよ、もう。なおかつ、声を高くして言わなくてはならないような形です。今の収入役、前総務課長の時にも、町長は情報公開、公開開示前向きでございますので、速やかに報告されるでしょうと答弁されておりますよ。速やかにがもう何年ですか。あれから1年経ってお

ります。その点、総務課長、今の意見について、一言お願いいたしたいと思ひます。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） その前に一つ、発言の中で訂正をお願いさせていただきたいと思ひます。先ほど、小さいと申し上げましたが、詳細にひとつ訂正をお願い申し上げておきます。

それから、このことにつきまして、現在まで、私達の方で取り組みというのがどうなっているかということもあろうかと思ひます。私達も今現在、審議員を軸にしながら、一生懸命やっている中でおりますが、ご承知のとおり、先ほどもちょっと議員さんの方からお話がありましたように、本人が非常に入監中ということと、それから、家族の方が非常にお務めということと、家族の方の高齢ということもありまして、なかなか今日明日という場合がなかなかいきませんでしたのも事実でございます。

その中におきまして、私達の方では、最大限努力をいたしまして、現在まで、ちょっと状況を申し上げますと、せつかくの機会でございますので、一応安藤巖夫たる所有の家屋につきましては、現在、高森町で抵当権設定を終了させていただいておりますし、なおかつご家族の方々と再三再四、あるいは入監中であります安藤の方にもこちらの方から連絡をとりまして、面会をさせていただきながら、処理しておりますのが、現時点といたしまして、家族の方の土地の抵当権の設定ということも先ほどの5月22日をもちまして、一応終了いたしております。その中の土地にいたしますと、詳細を申し上げますと、田について約11筆の9,238平方メートル、山林5筆1,507平方メートル、原野2筆346平方メートル、畑6筆2,327平方メートル、宅地2筆1,173平方メートル、これ、道路雑種地となりますが、これが2筆の507平方メートルということで、ここまでは一応現在やっておりますので、先ほど申し上げましたように、早くこの広報誌等において、現在の経過、あるいは現在解決しておることについて、住民の方々に報告しなさいということでございますが、町長の方からも現在、私の方に早く詳細についての説明ができるように、準備しなさいとの命も受けておりますので、早めにやるように努力いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） どうもありがとうございました。

そのように前向きに取り組む本当の姿勢をいただきたいわけですよ。何事もただ

言葉の綾じゃ困ります。真剣に言われているかもしれませんよ。しかしながら、こういう疑義が生じてくるということ自体があまりにも安易に考えておられる、そのようなことで、17年度合併、高森町のいつも私は機関車と申し上げております。それには、当然なれないんじゃないかなろうかと、こういう状態ではですね。そのぐらいの意気込みをもって、私はいつもいただきたいと申し上げておるわけで、その点をとくと考えられて、この問題に早急に町長あげて、対応され、まず、自らの道義的なものを示すというのが大事ではなからうかとかように思うわけです。このへん、とくとお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君の質問を終わりました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 8番 佐楯見誓香君。

○8番（佐楯見誓香君） 8番 佐楯見誓香でございます。

貴重なお時間をいただいて、誠にありがとうございます。

今議会の当初、町長のごあいさつの中で、学校統合に関する所信表明がありました。が、問題点がその中にありますので、質問をさせていただきます。

と申しますのは、平成13年2月26日付けの小中学校統合等審議会の答申内容とあまりにもズレが大きいということでもあります。これでは、何のための統合審議会だったのか、何のための答申かわかりません。答申が全然生きていません。私も、十分住民との協議、話し合いがなされ、結論が出されるものとはばかり思い込んでおりました。ところが、突然、来年4月から統合というお話で、このニュースには、住民はもちろん、学童達も本当に大変動揺をしております。子供達は落ち着きがなくなっております。

先の答申文を内容をちょっと朗読させてもらいますけれども、諮問第1号の草部中学校を高森東中学校に統合することの可否については、平成5年4月19日付け高答申第1号のとおり、これを可とする。しかしながら、大多数の地域住民（92%）が統合に反対であり、今回の統合は時期尚早と判断し、見送ることとする。ただし、現在の学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、校区住民との協議は続行することを強く要望するとなっております。

また、諮問2の草部南部小学校についても、まったく同文であります。

この1、2の文章の末尾に、校区住民とも協議の続行を強く要望するとなっております。それから、町長は、校区住民との協議をなされないまま統合を結論付けら

れたということであります。

また、これからでも十分話し合いをし、納得した上で結論を出されるのか、お答えをお願いします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 十二分に討議をしないままに性急なる意見表明をしたんではないかということと、それから、92%の反対がある中に、また、諮問としてその答えの中にまだまだ地域住民の皆さんと協議をして決めるべきじゃないかというような注意であったかと思えます。

まさに、私もそのとおりであろうかと思えます。しかしながら、今まで平成5年から今日に至るまで、諮問機関の方にお問い合わせをいたしまして、そして、答申をお願いし、その中で十二分に私は答申の中で、またアンケートの中でもいろいろと意見はございますけれども、その中で、一番私の関心事とすることは、絶対的に反対であるという言葉でございました。それは、地域住民の文化が消える、活性化が消える、寂しさが生まれる等々のご意見が約私の腹算用でございますけれども、大方がそのような意見であったかと思えます。

また、子供において、その問題点については、少々私は触れられる点が少なかったんじゃないかと自分では考えて、十二分に皆さん方のアンケートについて、目を見張ったところでございます。

その絶対多数の中にも、南草部小・中学校は、絶対的に反対ではないと思うというような言葉もありました、事実には、やはり十二分にその学校統合の諮問期間中の意見の中で集約ができていなかったなど、私は思うところもあったわけでございます。

そして、皆さん方が自分達の学校がなくなれば、文化伝統もあるいは将来的において、禍根を残すと、そういうことはしないでくれと、それも私は十二分にわかります。それは何かと申しますと、あの尾下小学校の4年生の女の子が、「この小学校を私は卒業したい。町長さん、あと2年ですから、私に卒業させてください」と、そのような哀願の願いもあったわけです。

さらに、この伝統文化、あるいは地域活性化の拠点、地域住民の余力の拠点等々を廃止するならば、この学校問題点について、地域住民の切なる願いもそこには、私はその子供の哀願によって知ることでもできております。

しかし、今日において、皆さんの本心とするところは、東中学校に行くことか、ましてや、そのまま残すことかという論点に私はなってきたと思っております。そ

の論点において、平成14年4月1日、これが教育課程の基準学習指導要綱というものが施行されまして、週5日制、今の小学校の老朽化の中で、地域住民とのふれあいの中でできるかということが考えられます。また、少子高齢化の中での子供達の本当の教育は、自ら学び、自ら生きるための力強い生き方をしなければならない、そういう教育基本の目的が私はあると思います。そのような子供のために、行政として、私は統合審議会を前に、基本計画、あるいは振興計画の中で、はっきりと統合問題をお願いをしております。それは、議員の皆様方も絶大なる意見をもって、決定されておる事実がございます。

また、ここに、これからの学校と理想する学校はどうであるかということがございますけれども、先ほども1番議員さんの中でご意見がございましたけれども、ここに重複いたしますけれども、私の意見として、重複朗読をいたします。

これからの21世紀を担う学校は、私は個性が輝き、励まし合い、高め合い、児童生徒相互が影響し合い、そして温かい人間関係を築き、人への信頼感が生まれ、学習意欲や主体的な人間形成と申しますか、そのような態度の伸張が私が図られなければならないと、一人一人のよさを生かす児童にとって、魅力ある学校教育の創造を目指すため、21世紀の教育の実践活動の安全の場を築くことが最重要と考え、もって、学校統合に対する意見としますと、私は申し上げております。

今、言われますように、答申とかけ離れた表意ではないかとおっしゃいますけれども、その諮問機関をお願いをした答申によって、私はこの言葉が生まれ、そして、未来に禍根を残さない、本当に統合してよかった、子供達の喜ぶ、安心して学、そして、そこに成長する子供の義務が私は深謀遠慮の未来像であると信じておるところでございます。

そしてまた、21世紀を創造する子供達、この百年の大計、これこそが期待しているものか、もうその前に合併が必要、そういう最中の中での統合ならば、これこそ私は地域住民の同意も去るものがあると思うわけでございます。皆様のご協力とご理解を私は願うほかはございません。

さらに、この意見表明をもって、教育委員会は皆様方の膝元に今からまいって協議をして、私の方に報告があると思います。そのあと、議会の方々、ここに設置者としての条例、これの改廃が私は皆様の言葉の中に、またあると思いますので、どうか、その点につきましても、今後、統廃合についての私の意気込みと申しますか、これからの本当の教育は、どこにあるかという視点と、そして、先ほども申しましたように、地域に、また過疎地域に残っておられます方々の忍耐と勇気と、こ

の能力、これを一体とするのは何か、和をもって尊しとなす場所は何か、これは、私は、統合総合計画にお願い申し上げました山東部1校1校、平坦部1校1校、これをもって、私は連帯が可能なものと、そして、未来への高森の姿が子供から生まれると、信じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） 自席から失礼します。

この2年間、十分審議会に託して審議なされたということでございますけれども、私どもの地域では、教育委員会の5人の委員さんと膝を交えて話し合ったのは、たったの1回でございます。これですべての結論を出してもらっては、これは本当ではないと、私は考えます。

そこで、はっきり結論がまとまったわけでも何でもないわけでありますので、そのことを順次続けてお願いをしたかったなど、その協議を続けて何回もやってもらいたかったなど、しかも、その会合というのは、こちらからお願いをしてきていただいたという会合でしたので、今後もずっと何回も行政側から会合を続けられる意思があるのかないのか、お答えを願います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私は、平成14年4月1日を目途に統合を表明いたしました。そのあとの作業といたしましては、教育委員会と住民の皆様方、またPTAの皆様方、じっくりとお話し合いが持たれ、そして、設置者としてのいわゆる学校廃校等々についての条例を出さなくてはなりません。その期間につきましては、それは十二分に議員の皆様方、PTAの皆様方、地域の皆様方、教育委員会と十二分にお話をいただければ、私は幸いと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番目に、利便性を考えた校区制について、お尋ねをいたします。

少々提案めいておりますけれども、よろしく願いいたします。

平成11年2月22日付け出されました振興計画については、私も承認をしております。山東部2校、平坦部2校、これは、これで私はよしとしまして、この地域の利便性、家庭の事情などを考え合わせた場合に、校区の壁等を取り払って、フリーオープンにすると、校区制なしにすると、これによって、自分の希望する学校に

行けるわけでございます。利便性の面からも大いによくなるのではないかなということでもあります。

先の92%アンケート調査の時点で、設問を変えまして、統合やむなしといった場合、どこで統合しますかという場合、ほとんどが高森小・高森中ということになります。

教育圏、生活圏、あるいは行政圏、これは、同一であることを皆が望んでおります。教育プラス利便性を考えない人はないと思うのであります。

町長は、今、私の申しました校区制のフリーオープンについて、いかがなお考えでしょうか。お伺い願います。

○議長（児玉國廣君） 町長に申し上げます。今の問題は大変重要な問題でございますので、的確にお答え願います。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） ここに利便性の悪い東小・中学校になぜ統合かという用紙が出ております。私は利便性等々についても、十分なる地域であり、一大文教ゾーンングということで、東小学校・中学校、草部中学校・小学校を統合するというところで、今までお願いをしてきたところでございます。校区制については、私は、上1・小1・中1、また、北においても、平坦部においても、小1・中1のことで校区制を考えておりません。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） 私どもの集落、草部南部でも集落で田原小学校・田原中学校に通学している地域があります。それと、高千穂町5カ所集落から高森東小・高森東中に通学していると聞いておりますが、このことについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 孟母三遷という言葉が坊さんであられますので、言わせていただきますならば、子供が墓のところで墓堀人の前でするならば、墓堀を覚えると、また、お坊さんのところであれば、門前のお経でいつも叩くと、そして、やはり為政者も場所にお母さんが移して、初めて孟子という人間ができたと私は思っております。

これにつきましては、校区制は絶対に廃止しませんが、お父さん、お母さん、子供の将来のための、これは私には何らどこに行け、ここに行けということとはできないと、そういうふうに答えさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） 今のは答えになっておりましたでしょうか。

○議長（児玉國廣君） どんなに思いますか、町長、答えになっておりましたか、なっておりますか、私はわかりませんが。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私は、高千穂にやったりどうしたりとかということでありまして、けれども、それは、私は校区制と、また、それは親御さんの考え方であると、孟母三遷を取り上げたということでございます。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） はい、わかりました。

3番目に、もし統合やむなしとなった場合、道路交通網の整備が遅れている草部南部地域であります。スクールバスをどこからどのように乗り入れて、どこを通過して、学校に行くのやら。地元に住んでいる私でさえ、なかなか段取りがつかえません。下手をすると、Uターンをする場所がなく、1キロもバックをした観光バスが何回もあります。これは、来年4月1日統合と、あと9カ月間しかありません。この9カ月間で、スクールバスが集落までは行けないにしても、何とか運行できるように道路条件整備ができるのかどうなのか、お答えを願います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今までに、私は社会資本投下ということで、草部地域におきましても、環状線のでき得る限りの私は道路整備をしてきたと考えております。これは、危機管理問題と学校統合ばかりではなくて、危機管理問題点、あるいは、高齢者独居老人の見廻り等々においても、これは、社会資本整備が一番であるということで、今までに整備をしてきたところでございます。その整備をもって、私は十二分に対応得る、この道路であると、整備されていると私は思って、この4月1日に踏み切ったところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） はい、ありがとうございました。

これは、私の持論でございますけれども、過疎地では、特に地域づくり、村おこしというのは、学校は核になるわけでありまして。核がなくなれば、核と核をつなぐ線が引けません。そこは、空白地帯となってしまいます。このような観点から見ますと、地域の活力が低下し、結束力が失われ、過疎にますます拍車がかかるということでありまして。学校を軸とした地域づくりに行政が主体となって、取り組み、応援したいなと思うところでございます。

町長におかれましては、地域住民・学童の思いを十分取り込んだ教育行政を地域の特性を十分に理解した教育行政、次の世代を託する子供達、このために悔いのない教育行政をとお願いをしながら、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐楢見誓香君の質問を終わりました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

午前中からご質問、皆さん方、熱気あふれる討論が続きまして、私がいんがりを務めるわけでございます。今日は、皆さん、大変お疲れのところでございますけれども、今しばらく、あと2時間程度ご辛抱をいただきたい。答弁次第ではということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

個性あふれるまちづくりについてということで、事項については以上でございますけれども、詳細にわたりましては、下にありますとおり、本町の今後の産業の推移と総合計画との関係、産業振興次第では財政力がもうちょっと強くなるんではないかと、2番目に魅力ある教育環境とはと、括弧書きで少子化は総合学習制度をフル活動することで解消することができるのではないかと。

魅力のある教育環境と申しますのは、先ほどから3名の議員さん方がご質問がなされておりますが、この議会の冒頭、町長さんが報告されました学校統合と、その問題にも若干関連が出てくるものだというふうに考えております。

それでは、本町の今後の産業推移と総合計画との関係について質問をいたしますけれども、本町の総合計画は、平成11年3月に提案、議会の承認を得られまして、さらに2年が経過しております。その間、本町の産業がどう推移してきたのか、一緒に皆さん方と考えていきたいと思っておりますけれども、商工ゾーンでございます町中において、どのように変わってきたかなと、その2年間において。町内の歩道につきましては、カラー舗装ができ、バリアフリーという形で段差もなくなりまして、障害者の人達にとっては、とりわけ、足に障害のある人達に対しましては、環境整備はできたんじゃないかなと、それ以外の障害のある人達についての対策については、まだ心に残るような気がいたします。

それ以外に、町中の町内の変化、何があつたらうか。探してみますけれども、意外と皆さん方、今思い起こしてみますと、そうはないんです。何があつたかな、振興計画ができて、もう2年ほど経つんですけれども、それ以外に何があつたのかなと思ふんですけれども、トイレの整備ができたり、湧水館の整備が着々と進んだ

りと、それ以外にあとイベント等について、少しずつにぎわいを増してきておると。本町の歴史深い風鎮祭については、何となく寂しくなってきたような感じがいたしますけれども、この感じというものは、私だけじゃないと思っております。

本町の高齢化は農業だけに止まらず、商工業にも亘たっているのでしょうか。高齢化が同時に後継者不足にも拍車をかけまして、後継者がだいたい育っております観光業、イベントについては、活気が感じられております。現在、観光客の入り込み数は、年間100万人を超えているようでございます。観光業の皆さんのがんばりがこの数字に表れてきておるものというふうに感じております。

総合計画を作成時点におきまして、本町の産業の状況は現在と変わらず、厳しいものがございました。町の経済や自治体の財政に寄与する産業をバランス的に言えば、10年前なんですけれども、10年前ですと、農業、それに商工業、製造業、林業という形で、だいたいこの程度の、以上申し上げたような業種が主になんばっていらっしゃったのではないかなと思っております。

しかし、今現在どうかということを申しますと、先ほど、観光客の入り込み数でも申し上げましたとおり、それぞれの農業・商工業・製造業・林業にすべての産業に、観光業というものが加わってまいりました。農業・商工業・製造業・林業、こちらから出てくる商品、産品、それぞれに対しまして、ブランド化・付加価値化をつくると、そういう意味については、観光業というものが大きな貢献を私はするようになったというふうを考えております。

ここで、本高森町の各種産業、また団体、イベントに対する補助金、または、助成金、負担金等をかいつまんで拾い出してみますけれども、教育関係・福祉関係は、まず省きますが、主に産業関係で申し上げますと、農林関係で、高森町の農業振興連絡協議会の負担金が160万8,000円、南阿蘇の畜産振興協議会負担金が15万円、認定農業者の会助成金が31万5,000円、認定農業者連携育成補助金というのが37万1,000円、有害鳥獣駆除隊助成金が61万5,000円、主に、農林業で申しますと、団体に対する費用というものは305万9,000円でございます。その他、さまざまな事業に対する補助金とか、助成金、ございますけれども、私が団体として把握した事業費というものは、以上じゃないかなと思っております。

商工業については、商工会助成金というものが500万円、団体に対する費用はこれだけでございます。

観光業については、観光協会助成金が130万円でございます。これは、団体と

しては、観光協会、高森町の観光協会、ただ一つでございますから、一応それだけの金額を今言わせていただきました。

また、それぞれのイベントというものを総合計画でもうたわれておりますので、イベントについて、どれだけのお金が助成金が出されておるか、大きいやつを言いますと、一番最初、高森町の1年が始まりまして、一番最初のイベント、新酒とふるさとの味祭り助成金が40万円、花しのぶコンサートが20万円、風鎮祭220万円、それとは別に花火大会ということで40万円、野尻の野尻川ヤマメ放流助成ということで8万円、大きなイベントと申しますと、そのような形で観光協会、商工会あたりがタイアップされます、また、婦人会等がタイアップされますイベント等については、以上のような助成金等が組まれているようでございます。

しかし、町内の各産業別の所得がわかりませんから、どこが多いのか少ないのかということについては、論議は大変難しいと、そのように思っております。

しかしながら、今、国会等でも言われておりますが、費用対効果、18日の質問の際にもありましたが、その費用を使うことによって効果がどのように現れるか、経済面だけではなくして、その町の活性化と活力としてどのような効果が現れるかということを図るということは私は可能だと思っております。

その点については、ある程度の参考資料が必要でございますから、最後に町長さんにお答えいただきます前に、企画観光課長の方からそれぞれのイベントごとの入り込みの客数、それと、先ほど抜けましたけれども、高森峠の、今年大変盛況でございました。私が1日バスの移動等で総務課の皆さん方と一緒に誘導等に当たりましたけれども、私がいる間だけでもバスが約50台程度、高森峠の方に上ってまいりまして、大変盛況だなというふうに感じをいたしました。高森峠の桜見物の入り込みの客数、それと、他町村になりますけれども、一心行の桜の見物に行かれたお客様の数等が参考として教えることができますならば、ご報告を企画観光課長に答弁をしていただきたいと思います。

それから、町長さんにおきましては、今申し上げました費用対効果というものを考えた中で、構造改革も一緒に絡みますけれども、より生きたお金を使うために、なかなか多い少ないという論議は難しいと思います。しかしながら、その効果を見た時に、ここにはもう少し、今から先力を入れていくべきであるというある程度の指針があると思います。総合計画の中でもいろいろと力強い文言が入っていたようでございますので、その点について、企画観光課長の参考客数、いろんな客数についてのご説明をいただきまして、町長さんの方のご答弁をいただきたい、そのよう

に考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えいたします。

まず、イベントの入り込み客数でございますけれども、これは、一番直近で行われました数字について申し上げます。

新酒とふるさとの味祭り4,500名、高森峠千本桜祭り、これは土日の2日間となっておりますけれども、約2万人、10日、2週だいたいありましたので、延べで4万から4万5,000人はお見えになっているというふうに感じております。次が、花しのぶコンサート、1,000名、湧水トンネルの七夕祭が、昨年4日間でございますけれども3万人、風鎮祭が8,000人ということで、だいたい記録してございます。

それと、先ほど、白水の一心行の大桜が出ましたけれども、去年は、確か10日間の開催期間で22万人だったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 補助金等々の問題について、ご指摘があり、費用と効果ということで答弁しろということであったかと存じます。今までに私も議員生活がありましたけれども、この補助金につきましては、皆さんとともに、予算・決算、これを十二分に討議をし、そして、その補助金の相手方がいかに仕事をしやすく、そして効果を上げるか、その費用が私はこの補助金であると考えておるわけでございます。

一例を挙げますと、この議員の皆さんから、いろいろな問題点で私達、地域の補助に対するご意見がいただきます。これに対して、地域の方々は、それをもって、生活環境の整備、これ等々において、そしてまたイベント等においても、使われます。そして、お互いのコミュニケーションを図りながら、連携をとりながら、そういうことにおいて、私は大変この補助金というものについて、ただ無駄・無理・ムラなる補助金を私は提出しておるということではないと考えておるわけでございます。

しかしながら、やはり今日において、急激なる産業構造改革、あるいは財政改革、あるいは少子化、さらには高齢化ということにおいて、やはり考えなければならぬ補助金対象も私はたくさんあると、このように思うわけでございます。

現在において、議員の皆様方の英知をいただき、そして、予算化し、認定し、さらに、決算、また認定ということになっておるわけでございます。

どうか、その点において、見直すべきは見直し、そして、据え置くべきは据え置き、新たなる視点をもって、そこに補助金を投入することがある補助金が発生すれば、私は、皆様のご意見を十二分に拝聴し、そして、予算化していく覚悟でございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

それぞれの観光客の入り込み数を企画観光課長さんの方から参考資料としていただきまして、それをもとに、町長さんの方も各種補助金についての意義、または今後の推移についての意見を述べられたというふうに解釈をいたしております。

今、巻で国も含めてなんです、情報公開という話が出ております。この情報公開という意味は何かというと、ただ単に知りたいから、18日、これ、申し上げましたけれども、知りたいから教えてくださいということではない。納税者が納税者の権利として、自分の税金をどのような形で自治体が使われておるか、それに対して、本当にその使われ方というものが正常であり、また生きたお金であるのかどうか、自分の税金が生きたお金になっているのかどうか、地域の酸素になっているのか、地域の水として本当に使われているかということに関心を持たれるから、私は情報公開についての息が上がってきておるんだというふうに考えております。

ですから、今までの補助金というものは、なかなか組織の存続だけを一応考えたところの補助金の交付であったかな、助成金であったかなというふうに私は、今、この厳しい社会情勢の中で、各団体の働きを見ますと、ややもしますと、そういうふうな誤解を生じる団体が多少見受けられると、私は考えております。

ですから、やはり今後、いろんな補助金、助成金を使う場合、また、出すに交付する場合には、前回は総務常任委員会の方でもお話をいたしました、各交付団体の皆さん方の会計報告、また、事業経過報告等をやはり町が十分管理をして、そのお金が本当に生きているのであるかどうかということ、私達は義務として、住民のやはりその要求を受ける側として、義務として知っておく必要があると思っております。

ですから、今後、この産業の推移、今までは交通の便利が大変悪い、そして、観光についても、昔は緑が多くても水がきれいでも、遊ぶところが多い方が言われて

いたのが、今の時代は、緑が多くて、空気がきれいで、夜涼しくて、空が本当に満天の星空が見えている、そういう環境の中にゆっくり心のリフレッシュをしたいからということで、旅行観光客が増えてきております。価値観がどんどんどんどん変わってきておりますから、やはりその意味からすれば、使うべきところに使い、削るべきところは削っていくというのが、行政、または財政の責任者である町長の役目である、そのように考えております。

私が、5月3日から5月5日まで、ゴールデンウィークの最終日なんですけれども、町内のペンション、民宿、ホテル等、旅館等ですが、10カ所程度回りまして、アンケートを無理矢理お願いをいたしました。それに答えてくれなかった宿泊施設もございますけれども、協力的でない宿泊施設もあったんですが、ほとんどの宿泊施設は快く引き受けていただきまして、300部、5月3日から5日間の間に泊まれたお客さん方にアンケートをお願いしますということでお願いしましたところが、回収率が188枚ありまして、回収率としては62.67%でございました。その中で、アンケートの主な項目を申し上げますと、今回の旅行の目的と、また高森町に来るのが初めてですかと、そして、高森町をどんな方法で知ったのか、そして、高森町に来た印象、そしてこの高森町のいいところはどこですか。そして、悪いところはと、それと要望などという形で、主に7つにわたりまして、ご質問をさせていただきましたので、その内容を町長さん、ご存じでないだろうし、管理職の皆さん方もご存じでないと思いますから、ご報告いたしますが、かいつまんで報告いたしますけれども、「今回の旅行の目的は」という質問に対しまして、「熊本県」と回答された方は216件の回答の中から8件しかいらっしゃらない。「阿蘇」という方が103件、あと「南阿蘇」が38件、「高森町」が20件、それと、「宿泊施設を目的に来ました」という方が28件、「その他」は19件でございます。複数回答でございますから、こういうふうになると思いますけれども、その他には、いろいろとあります「祖母山の登山をしたくて来ました」とか、「湯布院を回って、そのついでにこちらの方に来ました」と、その他の方ですけれども、また「自然と温泉を探していたら、ここになりました」と、「湧水館に来ようと思って、高森に泊まりました」「トロッコ列車に乗りたかったから、高森に宿泊をいたしました」という方、そういうふうなその他の方はそういう形でございます。

また、「高森町は初めてですか」という質問をしましてところが、回答が188件の中から84件の方が、約5割近い方達が「初めてでございます」という答え、

「2回目以上」の方が、それ以上104名の方達が2回目以上、もう常連なんですね。お出でになっておると。

「高森町をどのような方法でご存じになりました」という質問には、「情報誌を使われた」方が113件、今、IT革命と言われておりますけれども、「インターネットを使用して、高森町を知られた」方は21人、10.9%、それと「人の紹介」、友達とかの紹介で知ったという方が40名いらっしゃって20.8%で、その他というところは18名、高千穂に住んでいるからとか、阿蘇のことを調べていたら、高森町が出てきましたとか、知らなかったと、旅館で決めましたという答えがあります。

一番、私達が気にするところ、これ、町長さんが一番よく聞いておかないといけないところですね。「高森町に来た印象」ですね、162件の回答数なんですけど、「感激した」という方が107名、「期待はずれ」は3名、「他と変わらず」という方が29名、「その他」23名、その他の回答について、一応報告いたします。これはだいたい感激した方が多いんですね。それと車の関係なんですけど、自然は期待どおりすばらしかった。福岡からの道路渋滞でつかれましたと、湧水館が車椅子対応で非常によかった、それと、店が少ないと、景色がすばらしい、自然が豊か、いつも気持ちがいいですと、山にびっくりしました、何か物足りない、観光案内が少ないという、その他の意見もございました。

今の来た印象の中で一番多かったんですけども、良いところというのは、当然皆さん方ご存じのとおり、「高森町の良いところ」、250件の回答数に対して、169件の回答「自然がいい」という方が169件もいらっしゃる。67.6%。「人がいい」といわれた方が41名、16.4%、「施設がよかった」33名、13.2%、「その他」というのも自然と一緒にです。温泉がよかった、山がきれいだった、駅のトイレがきれいだったと言われております。これは、町長さんをほめているんですね。駅のトイレがきれいというのは、つくられたんですから。おそらくそうだと思いますよ。

その他、「高森町の悪いところ」を逆に伺っております。しかし、そこはないんですね。そうはない。「環境が悪い」という方もいらっしゃった。「施設が悪い」という方が7名いらっしゃいます。それと、「その他」が19件いらっしゃいましたから、その19件を言いますと、観光客のマナー、運転マナー、国道57号線の渋滞、駅周辺での店、PHSが使えない、道路案内が少ない、軽い食事場所が少ない、スーパーがなかなか見つからない、英語の名所説明がない、施設が混んでい

る、高森らしさ・ユニークさが伝わってこない、ちょっと買い物ができる店が少ない、子供が遊ぶところがほしいと、そのようなその他の意見がございます。

その悪いところというのが、直接要望になってきておりますけれども、「案内の看板が見えなかった。もう少し見えやすいところに」「交差点でも照明をつけてほしい」「民芸品や遊びものをつくる、参加型施設がほしい」と、「温泉館へ行く道路が暗いです」と、これは、私達が今から先気をつけなければならないこと、「自然を大切にしてほしい」そして、「公共物は可能な限りにきれいにしてほしい」というアンケートの集計結果が入っております。

そのようにしまして、高森町においては、いろんな方達がいろんな形でどんどん入ってきていらっしゃいます。かなり財布の中には、お金を入れてこられる方もいらっしゃるでしょうし、阿蘇は安上がりだからと思ってこられる方もいらっしゃると思います。

しかしながら、これだけ過疎化が進みまして、7,000名台になったということで、高森町内の産業の振興という面に対しましても、自給自足をしようと思っても、町内の経済が冷え込んでいては、なかなか町中でも買い物が私はできないんじゃないかなと、やっぱり安い方にどんどん流れていってしまうのではないかなと思っております。

そうしますと、このように、高森町の自然環境というものに惚れ込んで来られる、よそから来られるお客さん方の財布の紐をどうして緩めさせるかということを僕は考えていく必要があると思っておりますが、総合計画の中でもいろいろと各観光ゾーンとか、いろんな形でうたわれておりますけれども、今後におきまして、その高森町の商工も含めて、観光業務も一緒にどのような形でこういうふうな観光客を利用して、経済の浮揚を図っていかれる気持ちがあるのかどうか、あると思うんですけれども、どのような手段をとっていった方がいいのかどうか、もし、町長の方がいろいろな会に参加しておりますから、ご存じだったり、今、私がアンケートの集計表を述べましたので、それについてのお考えがありましたら、感想等も一緒に述べていただきたい、そのように考えております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） まずもって、アンケートを詳細にされたということに、私達のふるさとを感動された以前に、私は、10番議員さんの裁量に感動したところでございます。大変ご苦勞であり、また、教えていただくこと大であったかと思えます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

今、私達の町は、議員さんも4期ですかね、3期でございますかね、私と一緒にこのまちづくりということで、観光ゾーニングプラン、あるいは点と線と面の問題点等々、十二分に論議しながら、今日に至っていることは事実であります。また、温泉館等につきましても、それは、佐伯議員の意見も十二分に私はあったかと思えます。いわゆる今後の連立するであろう温泉館、また、自然との調和がとれた温泉館でなければならない。さらには、色見地域のゾーニングプランとしての観光、あるいはプランニング、そういうことであつたわけでございます。そして、皆さんと共に立ち上げたのが温泉館でございます。また、その温泉館におきましても、本年ようやく2,000万円以上の寄附金をいただいたということでございます。これにつきましても、本当に議員の皆さん方のご協力、また、ご指導があつたかと思うわけでございます。

さらに、草部物産館においても、ちょっとお話をさせていただきたいと思えますけれども、今、累計赤字がちょっと100万円足らずでございますけれども、税金等々を考えますと、今の推移は私は一生懸命やっていたいておるなということを申し添えたいと存じます。

さらに、湧水館、これにつきましては、やはり眠れる財産の一環ということで、国土庁あるいは建設省、さらには、農林水産省等々をお願いを申し上げまして、ようやくあれだけの設備ができたわけでございます。その中で、今、二千数百万円の賛助金をいただいておりますということでございます。これは、確固たる財源の一環でありますけれども、これをどのようにもっていくか、いわゆる付加価値をつけるかということが、今、考えておるところでございます。

さらに、観光の入り込みに客が非常に高森町のパブリケーションと申しますか、観光が下手であると、PRが下手であるというようなことでありますけれども、このPRについても、私、南阿蘇促進協議会の会長をさせていただいております。全体的なゾーニングを見まして、高森町にいかにして集客できるかというようなことも考えておるわけでございます。この案内板、これについても、高森町には、甲斐有雄翁という先人がおられます。その道標をもって、人の道、また、安全性を持った道標をつくられた方でございますけれども、そのような形の道標ができないか、また、道案内ができないか、そういう点は、高森町にふさわしいその道案内板を私は考えて、皆さんとともに、ご協力をいただきたいと思いますと考えておるところでございます。

高森町活性化の眠れる財産はたくさんございます。皆さん方の英知をいただきな

がら、私は進めていくものがたくさんあるわけでございますけれども、地域地域においては、草部においては下り宮、また、高森におきましては、あの清栄山とおおいちょう、さらには、野尻の尾下の獅子舞、さらには、峰の宿のバンパ踊り、こういう有形・無形、さらには、高森と大分県の境にございます日本に初めての大きな木ではないかというような、いろいろなものがあるわけでございます。また、近いうちに、野尻のあの川に大きな橋が架かる計画も、近々中にできることでございます。そのようにして、付加価値を付け、地域の財産をもって、そして、大きく地域活性化を私は図ろうということで、今日まで基本計画、振興計画を皆さんとともにつくってきたところでございます。

大変長くなりましたけれども、佐伯議員のご苦勞に対しまして、本当にこれから高森町の道しるべがちょっとは見えてきたなど感謝を申し上げます。

また、その企画観光につきましての、今後の詳細については、指導しておりますので、企画観光課長によりしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございました。

私どもがいつもいろいろな研修会等にまいります。他町、また他郡・他県から来られた講師の皆様方がいつも言われることは、私達は財産を本当に無駄遣いしているし、また、財産をおろそかにしているんだという指導を私達は受けるわけです。その中において、今回のアンケートの結果というものは、なかなかいい私達が考えていたような成果が現れたんじゃないかなと、そのように考えております。

それから、企画観光課長の方にお聞きをいたしますが、今後の計画について、お聞かせをいただきたいと思うんですが、高森峠の千本桜、白水の一心行の桜は1本なんですね。あれは自然環境、今、今日のテレビでしたでしょうか、酸性雨がもうペーパーの3以下の雨が関東の方ではかなり降っているような話でございまして、植物が受ける影響というものは、これは数知れないんじゃないかなと、なりますと、1本よりも6,000本の方が私は効果があるような気もいたします。

観光業者が、いろんなツアーを組まれて来るんですけども、やっぱり自然環境というものを、私達高森町というのは、特に自然というものを売り物にしていくのであるならば、広い期間、その自然というものが皆さんにご覧いただけるものでないといけないと、そのように考えております。

そうしますと、一心行の桜は種類がまだはっきりしていないということなんですけれども、せいぜい花が本当に三分咲きぐらいからいっても10日ぐらいではなか

ろうかなと、満開になって散り始めまでですね。私どものところは、かなりこれはまだ下から上まで考えれば、桜の花のシーズンというものは長く使えると思っております。

その中で、できれば、やはり花便りということで、一心行の桜は、RKBの朝日放送等でされますし、新聞等でもされておりますから、それを見てツアーを組むと思うんですが、ただ、旅行会社の方の都合等も言いますと、花の便りが出てから客を募集するという事は困難だと私は思っております。おそらく去年は4月の何日から咲き始めたから、だいたいそれで大丈夫だろうということで、私はツアーの日程を組まれると思うんですね。その際、天候的な問題で、もし、桜の花がまだ蕾だったり、三部程度しか咲いていなかったり、ほとんど咲いていなかったり、または、満開だろうと思ったところが、もう散っていたり、そうすると、やはりツアー会社としては、その埋め合わせを何らかでしなければならない、やはり桜の花を見に行くんだから、やっぱり多かれ少なかれ、桜の花を見せて帰るのが旅行会社の役目であり、使命だと思っております。そうしますと、利便性から考えますと、高森峠の千本桜というのは、旅行会社からすれば、本当に便利のいい観光地ではないかなというふうに考えております。

ですから、いきなり、バスが高森峠の方に上がってきて、どんどん上がってくるわけですね。30分、1時間程度の時間を超過いたしまして、また、次のビール工場の方に行かれて、昼食をとられたり、それからまた違うところに行かれたりという形で行程を組まれるんですけれども、今後、私ども、高森町といたしまして、高森峠の千本桜をどのようにバスで来られる観光客、または、旅行関係者が非常にいいものだと、便利がいいものだと、高森町をメインにしようというふうに考えていただけるか、どのようにやれば、そういうふうに考えていただけるかということをおなたも一緒に車の整理等で立たれておりますから、お感じだと思っておりますが、その時の観光業者等の声を聞かれておるようであれば、お聞かせいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 千本桜の今年の桜祭りにつきましては、議員、2日間お出でいただきまして、大変ありがとうございました。

先ほど、ご指摘がありましたように、一度期にバスがやってまいりますと、一方通行にしておりますけども、バスの陰から人が出たりとか、そういったことで非常

に危ないということがあります。

今、議員の方から将来のことをどうするかということで、一つはバスの添乗員あたりから聞きますと、やはり駐車場がほしいと、ということはそのへんはどうにかならないかと、それと、今、一心行と高森の千本桜、それと温泉あたりをパックにしたのも出ているようであります。

私の方としましては、先ほど、白水が10日間で終わりますということですので、考えてみますと、休暇村と千本桜、千本桜からずっと峠の上まで、かなり長期間にわたって桜で売っていければ、高森町はつながができるというふうに考えております。

そのために、先ほど、最初、バスの話を申しましたけれども、駐車場等の設備も必要になってくるような気はいたしております。このことにつきましては、町長の方からも計画を進めるというふうなことで指示をいただいておりますので、そのへんの利便性の確保も努めながら整備を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

やはり、ドル箱は大事に、お客さん方達が今後伸びてこようとするところに対しましては、先を打って、先を超して、準備をして、いつでもどうぞという体制が私はいいいんじゃないかなというふうに考えております。

それから、あと一つ、私が今回、高森峠の花見のシーズンにあそこにいまして、特に私が反省したというよりも思いついたこと、残念でならないこと、一つ申し上げますが、一心行の桜では、あそこではそう団体客というのはご飯を食べることはできません。あその桜も見に行きましたけれども、あそこでは土産品を買ったり、ちょっとという食事はできると思いますが。しかし、バス1台の団体客が50名、60名の方達が一斉にご飯を食べるとことはなかなか困難でございます。主にその方達がどこでご飯を食われているかと、ファームランドですね、それと、銀河高原ビール、そのあたりを利用されております。銀河高原ビールに行かれる方達、また、ファームランドでご飯を食べられる方達はどのような行程を組まれるかと言うと、まず、一心行の桜に行く前にファームランドでご飯を食べて来られる方、それと、一心行の桜を見て、そして、高森峠の千本桜で時間調整をして、銀河高原ビールで昼食をとられる方、それとか、一心行の桜を見て、銀河高原ビールでご飯を食べて、そして高森峠で桜を見て、時間調整をして帰られる方、それぞれいらっ

しゃる。多種多様な方法があると思います。私が知らない方法もあると思います。しかしながら、ほとんど高森峠の千本桜を見に来られる方達というのは、そういう方達が大半でございました。

中には、弁当持参の方もいらっしゃいますけれども、非常にそこで残念で仕方がないというのは、何で高森町の商工会はそれを黙って見ておるんだらうかということです。残念でならない。バス1台でツアーを組んで、旅行客が来るわけですね。ということは、昼食時間はどうしても組めるわけですね。私が今休暇村にお願いしている。来年は是非ともお願いしたいと思うんですが、高森峠の千本桜を見る前に、まず、町内をちょっと観光していただいて、そして、要するに、休暇村でお客さんを降ろしていただく。そして、その間、バスは休憩なんですけどそこでご飯を食べる。それは時間帯を区切って食べさせれば十分済むことですから、そして、時間がきたら、お客さんを乗せて千本桜に行くと、また、千本桜で桜を見た人達がまた休暇村等のレストランを使って、ご飯を食べていただくと、そのように私は協力をいただく、来年は思っております。

そこで、高森の町内の大きな飲食店の皆さん方に考えていただきたいのは、バス1台50名を何で引き受けようと努力されないのか、要するに、桜の花を見たあとに、銀河高原ビールに行くぐらいならば、バスを回送させれば済むことですよ。その飲食店の目の前にバスをご飯を食べ終わられるまでずっと止めておく必要は何もないわけです。町内でお客さんを降ろして、そこでご飯を、昼食を40分なら40分とっていただく。その間、バスは高森の中央の、今、高森中央出張所がございしますが、元産交の跡地、あのあたり、バスを止めておけばいいことなんです。そして、時間が来たら、その時間に迎えに行けばいいんですよ。そのような手段を何で選ばないのだからかなと、もう少しお金を落としてもらえるような努力はせんのだからと、だから、補助金500万円もらって安心しておるから、私は補助金を見直せと言っているんです。これが私の一番の課題です。

観光協会は130万円で人を1人雇っていらっしゃる。しかし、それでどのような活動をされているかという、今言ったイベント活動、春先の新酒とふるさとの味祭り、そして花祭り、そして風鎮祭でも協力される。七夕の七夕祭でも協力をされる。いろんな祭りもされるんですね。いろんなイベントにも参加される。ですから、もう少しやっぱり今の体制でいくのならば、使うべきところにお金を使って、より一層お金を落としていただけるような努力が私は必要になってくるんじゃないかなと、そのように考えておりますけれども、町長さん、いかがでございませよ

う。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 中心市街地の活性化ということと、それに対応するだけの能力を、また機能がある飲食店等々についても、やはり鋭意考えながら、そして、商工会とともに歩いていかなければならないと、力強いご指摘をいただいたと、今感じているところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今後とも、高森峠の花を見に来る人達が、その前に来るころはどこかと思ったら、湧水館にも寄られているんですね。湧水館にも寄られて、要するに、ずっと来られる。バイパスを上ってきて、湧水館に来て、湧水館から町内は入らないで、高森峠の方に上られる、そして、町内通らないで、バイパスに出られて、そのまま宮崎の方に行かれる方達が多いわけですね。また、高森の方にバイパスを下りられる方、銀河高原ビールの方に行かれるバスがあります。どうか、そのバスを町内に誘導ができるように、役場職員、また、町長、また商工会、観光協会等で、このバスの流れについて、もう少し深く考えていただいて、来年の戦略を私は組んでいただきたい。そのように考えております。

構造改革がうたわれております。動かないところにはお金はやる必要はないわけですから、私が8番目でございますから、いろいろ考えていたことがもうあれやこれやということで、どんどんどんどん出てまいりまして、人の質問を聞いていると、どんどん出てまいりまして、おそらく最後は嫌われることを言うてしまうだろうなと思いますけれども、やっぱり構造改革です。生きたお金を使うように努力しましょう。私はそれが一番であると思います。

それから、以上で、産業については終わるわけなんです、魅力ある教育環境とはという質問に入ります前に、議長にお諮りをいたしますけれども、暫時休憩の方をお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

暫時、休憩ということでございますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） それでは、ただいま10分ですから、半に始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時30分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） どうも長時間にわたって恐縮をいたしておりますけれども、今しばらくご了承いただきたいと思います。

個性あるまちづくりについてというところで、2番目になりますけれども、魅力ある教育環境とはと、少子化が今叫ばれております。確かに子供を生む夫婦が減少しております関係で、各地域、過疎化が進むなり、高齢化が進むということで、大変活気を帯びなくなっているということで、皆さん方、その面については、危惧をされておると思いますが、少子化対策ということで、総合学習制度というものをフル活用することはできないかと、フル活用することによって、新たな魅力を発掘できないかという面から、教育長の方に教育長の教育ビジョンと申しますか、教育に関しての本人のお考え等をお聞きしたいと思うんですけれども、総合学習については、地域・学校のお願いというものが出発点でございます。知識の量よりも自ら考えて行動できる能力や豊かな人間性などの生きる力を育成することを目指した新学習指導要領、先ほど町長が言われました新学習指導要領でございますが、それがあと1年で始まります。従来の教育から個人に応じた柔軟な教育の実現、または、教育の流れが変わろうとする中で、そういうふうな子供達の個性というものをいかに引き出すかということがいよいよ本格化をするわけでございます。

地域住民の教育参加による開かれた学校づくりと、それには、まず、人と物、両面からのハードソフト改革が求められております。教育の地方分権、総合的な学習の時間の新設などで、地域や学校が自分なりの個性を出すチャンスがやっと出てきたなど、巡ってきたなということで、我々、政治を司る者、また、行政の教育行政を司る皆さん方にとっては、腕の見せ所の年があと1年でやってまいります。

今回の高森中学校の建て替えについても、そのいい例であるというふうに私は考えております。これからの学校というものは、総合的学習など、新学習指導要領などによりまして、多様な教育活動が展開される、一方、地域に開かれた学校運営など、学校像が大きく変わると、それを受けまして、文部科学省の方から施設整備のあり方を示した学校施設整備指針というものが、小中学校用に先頃出されておりま

す。さまざまな課題に対応する総則部分というものがございますから、それについて、私の方、ずっとPTAの関係をいたしておりましたので、いろいろ新聞等がまわっておりますので、その点について、いくつか読ませていただきますけれども、子供達の主体的な活動を支援する施設整備、多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設と、それと、情報環境の充実、国際理解の推進のための施設と、総合的な学習の推進のための施設など、それぞれうたっております。

生活安全でゆとりと潤いのある施設整備、それぞれ施設のバリアフリー対応など、資源の再利用、または、木造校舎の見直し、室内の空気の汚染、化学物質の発生を少なくするような新しいつくりと、バリアフリーに対しましては、生徒のみならず、教職員の障害を持たれた方達、また、高齢者の皆さん方が支障なく利用できるような施設であること、また、心の教育というふうに先ほどから町長のお話もありましたとおり、心の教室、保健室、教育相談室、適用指導教室等については、カウンセリングの機能を総合的に計画すると、また、先般、大変傷ましい事故がございましたが、事件がございました大阪教育大学附属池田小学校の8人の殺人問題、それと完全に一致すると思いますが、安全防犯への対応と、生徒の安全確保を図るために、学校の周りにあるすべての施設、設備について、生徒の多様な行動に対し、十分な安全策を確保した計画とすると、また、不審者の侵入防止や、犯罪防止等について、人的警備、防犯設備も含めて計画をいたしましょうと、防犯上の観点から、施設等による死角が生じないように配慮した計画とすると、そのような施設整備、安全でゆとりと潤いのある施設整備ということで、21世紀の学校づくりと、文部科学省が指針を出しております。

地域と連携した施設整備については、学校・家庭・地域との連携、学校開放のための施設環境と、複合化への対応ということで、また、いろいろと詳細にわたって施設整備指針というものが、文部科学省から出されております。

この件については、教育長は専門家でございますから、もうすでにご存じであるというふうに考えております。

それから、総合学習について、各都道府県の活動状況等もうたわれております。これは、先般、私が前の議会等でも質問いたしましたけれども、特別非常勤講師について、先ほど、前の議員さん達が複式解消の際にお話があった時に、正規の職員と非常勤の教師とのいろんな人間的なつながり等で、苦勞するんじゃないか、そういうお話がありました。

しかしながら、各都道府県の教育委員会に届けられた特別非常勤講師がどれだけ

であるのか、地域学習や総合的学習の活動と拡大とともに、増加をいたしておるといってでございます。平成11年度は全国で8,621件と、文部科学省の集計で明らかになっておるそうでございます。届け出件数は特に、小学校で毎年約2倍ずつほど増加しておりますというふうに文部科学省の統計によりますと、報告がなされておるわけですね。

ですから、人間関係を学校側が気にするのであるならば、これだけ小学校の特別非常勤講師の採用というものが、私は増えてこないんじゃないかなというふうに私は考えております。

ですから、そのあたりについて、特に、教育長においては、現場を出られた先生でございます。正規の職員でございましたから、非常勤の職員についての、もしかしたら、人に言えないような考えがとおりになって、先ほどのようなご答弁があったんじゃないかなというふうに私は考えておりますけれども、うまくそれをクリアすることによって、私は、子供達の心の教育、また、環境教育等については、うまく私は伸びていくような気がいたします。

3名の議員さん方、学校統合について、質問がなされましたが、統合の一つの問題提起として、複式の解消ということがうたわれております。少なくとも、私の感覚は、総合計画にうたってありますとおり、平坦地に小学校1校、中学校1校、山東部に小学校1校、中学校1校と、これについては、私は異論は申し上げておりませんが、ただ、これが山の頂上であるとするならば、この登り方については、東側の登山口を使うのか、西側の登山口を使うのかによりまして、無事に山頂に登り上げることが私はできると思っております。その登り方について、私は、無難な登山方法を選ばれているような気もいたしますから、総合教育・総合学習も加味した中で、教育長が今後、子供達の教育に対して、どのように考えていらっしゃるのか、21世紀どのように学校が変わろうとしておるのか、自分が会議等でかたられて、いろんな話を聞かれておると思いますから、その点についても、お聞かせをいただきたいと、まずは、教育長のご答弁をいただきます。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 今、10番議員さんから、非常に広きにわたって、ご説明方、質問方、ありまして、まず、私は、一番最後の方の学校をどういふふうな夢と申しますか、そういうものをもってやっていかれるのかということをお聞かせされたような気がいたしますので、そこからまた、お答えしてみたいというふうに思います。

質問要旨もありますように、やはり、魅力ある教育環境ということを大きくとら

えておっしゃったんじゃないかなというふうに思います。

あれだけたくさんありますので、どれもこれもというわけには私はいきませんけれども、大きなねらいといたしましては、簡単に申し上げますならば、まず、学校を考えますと、町の自然風土を生かして、地域の実態に即して、児童生徒が安心して学べる場所、また、地域の人、親御さんが安心して預けられる場所、これを私は学校ととらえております。

しかし、これが魅力につながるかどうかということは、今から私の夢を語りながら、お答えしたいというふうに思います。

ご存じの方もおられるかもしれませんが、この町長さんが言われております統合についての大きな目的であります理由であります。個性が輝きという云々というところがございます。そういうことを考えますと、本町のこの自然風土というのは、教育には一番適した環境風土ではないかなというふうに考えております。

雪、氷が溶けたら何になりますか。雪、氷が溶けたら何になりますか。水になります。これは僕は正解だと思います。しかし、高森町の環境を考えると、中には、春になりますというような答えも出てるような感性と機知に富んだ子供達が育ってほしいというふうな夢を持っております。

そのためには、やはり私達大人が、子供達に見せる姿というのも大切なものではないだろうか、いわゆる地域全体で子供達を育てていくと、いわゆる自然を愛し、命を大切にし、思いやりをもって、奉仕の心をもって、述べればたくさん子供達が得る環境がこの町にはあるんじゃないかなという気がいたしております。

それは、私達大人が育てていく面も大いにあるというふうに、そういう学校をつくっていくのが、私は大きな夢でございます。

ですから、私は、このたびの統合がなるならば、先ほど、10番議員さんがおっしゃいましたように、危機管理面につきましても、今、8校ある小中学校が4校となりますと、大人の方々は、地域の方々、教育行政にとりましても、ある程度今までの学校数よりも手が届く、小さいところまで手が届くんじゃないかなというふうな気がいたしておるところでございます。

しかも、今後の子供達は、そういう感性を養いながらも、大きな課題も抱えているわけでございます。今の小中学生が一番抱えている大きな問題は、高齢化が進む中、少子化でございます。大変なバイタリティが必要になってくると、私は思っております。

ですから、そういうたくましさもやはり付け備えていかななくてはならないと、非

常に魅力ある教育環境というのは、そういう子供達を育てるために、私達大人がやはり、あなた達は苦勞するぞ、がんばりなさいじゃなくて、私達の責任において、やはりそういう子供達を育てていかななくてはならないんじゃないかな、お陰で、今度、先ほど出ました総合学習というのが、入ってまいりました。これは、体験・経験、これを通して、そして、地域の風土・自然を理解して、地域の人材を活用しながら、地域を理解していくならば、いずれは高森町のよさを子供達が感じ取って、やはり高森に住みたいなというふうになってくれば、佐伯議員は遠回しに言われたかもしれませんが、やはり少子化も防げていくんじゃないかなという気が私はいたしております。

ですから、この総合学習というのは、教科で知識・理解を身につけたものを総合学習の中で、地域の人々を活用しながら、生きる力、たくましさ、そういうものを力づけてやっていきたいというふうにしておるところでございます。

これはまた、具体的には、いろいろと統合がなりますならば、再度、校長先生方と相談をしながら、魅力ある学校づくりに励んでいきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

総合学習については、今からいろんな形ですべてを総合と総称して言いますから、いろんな子供達が生きていく上において、人間社会において、得るべきもの、また、興味あるものについてをすべて、すべてとは限りませんが、学校で少しでも学べる部分があれば、協力して学ぼうじゃないかと、そういうふうな解釈であるかなと私は思っております。

そういう中で、複式の中で、私は特に思っていたんですけども、話は戻りますが、今度の統合の際に、複式の解消というお話もございました。心の教育、また新たな環境、また、新たな教育づくりという感覚のもとでの学校統合であるというふうに町長の方もお話をされております。それは、わかります。ただ、3名の議員さん方がご質問の中でもやっぱり統合審議会の中での話し合いの結果、いろんな話が出ておりました。いろんな情報を皆さん方にお教えして、学校統合について、また新しい教育環境、今から入るであろう総合学習、いろんな21世紀の教育についての情報を住民の方達に知らせなければならない。知らないからこそ、その学校統合についての溝が行政側と住民側との間でできあがっていると。ですから、今から

先、話し合いを進めていっていただかなければならないと思っておりますけれども、タイムスケジュール的に9月の議会にどうしてもやはりその条例の改正等については出さなければなりませんと思いますが、ここ2年、また、平成5年、昭和53年、また、元年等で学校統合のお話し合いがされていても、なかなかできなかつたところが、そこ3カ月で町長が一言言っただけで、はい、そうですかという形で、統合されるとは私はとてもじゃないけれども、期待ができないわけですね。ただ、将来的にわたっては、統合が必要であるというふうに各地域の住民の皆様方は肌で感じていらっしゃるということは、私もいろいろと会議に出席した中においては感じております。

ですから、統合が早くなるか、遅くなるかというものは、やっぱり首長である町長の意気込み次第であると思うんですが、ただ意気込みも時間がない中で駆け込みというのがいかなものだろうか、それについては、もう少しやっぱり論議を深めていく必要があるんじゃないかな。特に、草部南部については、92%の反対がある中で、小規模学校の利点と申しますか、メリットというのがフルに出ておる。子育てを地域の皆さんと家庭全員でされておる。そして、その中で、学校の中でいろんな教育をされておる。だから、あえて統合はというふうな気持ちの方もいらっしゃる。ところが、中には、人権啓発が進んでいない人間がおりまして、寂れたところにどうして行かなければいけないかと、ただ教育ビジョンも子供の考えも抜きにした形の地域的な差別的なご意見を出される方がいらっしゃる。その方達に惑わされて、本来の教育の姿というものを私は見逃していらっしゃるのではないかなと、ですから、その方達も含めて、草部南部地域においては、私は学校統合の意義と、今から変わりつつある学校教育についての意見というものをどんどん論議しながら、私は理解をしてもらうようにしなければならぬんじゃないかなと、そのためには、私は、3カ月でそれが可能かどうかということをお聞かせすと、ちょっと疑問に思っております。

それと、上色見と下色見と高森小学校、3校を統合するというお話でございます。これについては、当面の間は、高森小学校を統合小学校として利用するという事で、冒頭15日には町長がお話になられまして、そのあと、今日の一般質問の中で、築後20年しか経っていないからということをお伺いいたしましたから、鉄筋コンクリートの建物の耐用年数、法的にいけますと、だいたい40年だそうですから、おそらく20年間は当面の中で入ってしまうだろうと、やはり40年ということになると、今が平成13年ですから、おそらく平成33年ごろにならない

と、学校は建築できないのかなと、新しい学校はというふうに疑問を生じるわけですね。

学校というものは、先ほど、危機管理、また、いろんな防犯面のお話も教育長、されましたが、学校というものは、本来、最も安全な場所でないといけないわけで、また、子供の権利条約の中では、児童が個人として生活するためには、社会に十分な準備が整えられるべきであるという形でもうたってございます。

そうになりました時に、私は池田小学校の例を見ますが、安全性の面からすると、大変疑問視がございまして。池田小学校は、子供が8人殺されるまでに、確かに担任の授業中だったそうですから、担任の先生方々も一生懸命止められたと思うんですが、しかしながら、入ってくるまでわからなかったという、その不備、建築に対しましてのその学校の配置に対しての不備というものを私は非常に後悔しなければならないんじゃないかな。高森小学校は、低学年層、1年生、2年生の教室が運動場の方に面しております。すべての普通教室が運動場に面しておりますが、特に、低学年層は、正門側から入ってきますと、誰も妨げるものはなく、スムーズにあの勾配の中をコンクリートで打ってありますけれども、あれを上って、速やかに教室にいきなり、廊下にも入らないで教室に入れるような建物でございまして。じゃあ、職員室がその間にあるかと申しますと、職員室は、裏門側に面しております、確かに上町天神方面から入ってこられる方は見ようと思えば見れると思います。しかし、今の建物の配置からすれば、私は大変複雑な配置であるんじゃないかなと、これは何回も意見を言わせていただいておりますけれども、私は、そのように考えております。確かに、建てた築年数は、まだ昭和53年、4年という形ですから、そこまで古くはないと思います。しかし、だから冒頭言っているように、社会情勢、いろんな情勢が変わってくると、そうもいかないんじゃないですかということを町長さんにも述べましたけれども、これだけ危険が隣り合わせになった中で、あえて高森小学校が十分な設備を有しておるといった感じが私にはまた、それもわからないわけですね。私は子供を、今年中学校1年に入りましたからずっと、小学校の方に通っております、PTA会長5年させていただきました。高森小学校の会長を。その間、全然見えません。間に図書館が入ると、特に、低学年層などというものは、職員室からまったく見えない。池田小学校よりも簡単に不審者が入ってこれるんですよ、うちだったら。池田小学校は、門が開閉されるから、閉まってでもおれば、もしかしたら、入れなかったかもしれない。しかし、高森小学校は、横町側の門はいつも開きっぱなし、たまに平均台とか、それかネットが少し建ててあるぐら

い。それも子供達が遊ぶ時にボールが飛び出さないようにしてあるだけ。そのように、誰でもどうぞと、今から先の総合学習では、一般の人達も入れなければならないいんでしょうが、しかし、誰でもどうぞという環境の中で、高森小学校の環境というものが、まったく安全であるというふうに感覚をとられておるならば、私はもう少し勉強をされた方がいいんじゃないかな。池田小学校の例をご覧になって、殺された保護者の気持ちというものをもう少しからだで感じてこられた方がいいんじゃないかな。それほど、子供を亡くされた親というものは、自分のからだをもがれたよりも苦しんだと思います。かなり自分がかわりにと思うぐらいだと思うんですね。事故が起きてからは遅い。だからこそ、私は今の高森小学校は、どうせ統合するるのであるならば、上色見・下色見の当初の意見というものが、移転統合であると、それと、町長が言われているいろんな教育ゾーン、また、産業ゾーン、商工ゾーンとか、いろいろ言われていましたから、新たな文教ゾーンをつくるという意味からすれば、1カ所に教育施設を充実させた方が一番いいんじゃないか、そのように考えておりましたから、答申案の中にもそう書いてございますね。

答申3の中であると思うんですけれども、各校区の共通意見としては、平成20年度を目途に、統合小学校建設し、位置については、高森の中学校付近、または、バイパス付近沿いという要望がございますと、当面は、15日に町長が言われたとおり、当面は現在の高森小学校を新たな統合小学校といたしますけれども、町当局の財政状況の目途がついた時点では、学校建築やその位置について問題を学校建設の諮問委員会等を設置してから、各住民の意向を踏まえ、十分審議して決定いたしましょうというふうに答申では出ておったと思います。

ですから、私がこの答申案について、どうしてもこだわった理由というのは、5年間のPTA会長の経験と色々な学校施設、社会の色々な子供達の危険性、安全性を加味した中で、欠陥校舎であると認識しておるからこそ、私はこれにこだわるわけがございますけれども、教育長、あなたも退職される前の2年間、高森小学校に校長としていらっしゃいました。校長室から低学年層、ご覧になれましたでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 一番社会問題になっているところ、本当にいつも心掛けていただいております。

この前の大阪教育大学付属小学校の事件がありましたすぐ、教育委員会教育委員さんと、本町小中学校の校長先生と合同会議を危機管理につきまして、持ちまし

た。やはり8校の小中学校いずれも危機管理について、ああいう事件についての対応は非常に難しいと、これはもう議員さん皆さんもご存じだと思います。

じゃあ、今のところでどうやるかというふうなことで討議をいたしまして、まず、先生達自身が日ごろからやはり学校をよく見ておくこと、次に2番目が、地域住民の方のご協力を得て、不審者の方があつたらすぐ学校に連絡をしていただくこと、そして、第3点にできることは、先生方に皆防犯ベルを付けてもらおうと、教室に置いてもらおうと、まず、できることからやろうということで、この3点を今のところ徹底しているところでございます。

さて、高森小学校の件ですが、なるほど、10番議員さんがおっしゃるとおり、私も4年間お世話になりまして、非常に子供達の管理については、頭を悩ませたところでございます。この件につきまして、町当局とも相談をいたしまして、やはり管理棟を移すべきではないだろうかというようなことでお願いをしましたところ、考えるというようなことでございましたので、もし、統合がなっていくにしても、いかににしても、やはり高森小学校の管理棟につきましては、どこにするか、学校当局と一番いいところに管理棟を設置し、教室をまた新たに職員室と交換しながらやっていかなければならないというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 特に、高森小学校の安全性については、赴任されていらっしゃるから、特におわかりになると思います。

いろいろと管理棟を新たにつくる、教室の配置を換える等について、対応を今から考えられるということなんです、私の知っている方が、その方に対しては失礼なんです、最初、家を扱っていらっしゃる。私が見た限りでは新しく作りかえたがよかったのになと思うんですけども、改築をされております。増改築ですね。時間的にどうかな、また、費用的にどうかなということはまだそこまで聞きませんが、もしかしたら、新築した方がよっぽど早かったし、便利がよかったねという話もいたしました。ですから、今、芙蓉館についてもいっしょなんです。約1億円かけて扱いました。それが本当に便利のいいものになったと思うんですけども、結果的に見れば、間取り等何棟にすれば、やはり増改築でしかないわけですよ。やはり、基本からそのつもりでつくっていないと、あとから便利よくしようと思っても、そうはなかなかできないものだというふうに私は考えております。

特に、いろんなハード事業をやってこられた管理職の皆さん方は、その増改築をすることの難しさというものは、大変知っていらっしゃると思います。設計する段階で、重量計算からさまざまな配置、また、設備等についても、配慮を加えてされた。それが、使用方法によって大きく改築をしなければならない時の苦労というのは、新築をする時よりも私は厳しいものがあるんだ、そのように考えております。

ですから、私が統合審議会の中でもお話をしていたことは、新たにつくるのであれば、小中学校・高等学校、要するに、教育ゾーンとして、文化の里みたいいに1カ所に集中させることによって、いろんな学校の連携がとれるようなゾーンにした方がいいということで、平成20年度を目途に、新しい統合小学校をつくりましょうよと、それが答申案として、汲み上げていただいたそういう要望があるという言葉はその声を拾い上げていただいた結果であると、そのように私は考えております。

しかしながら、15日のお話、また、今日の一般質問等の町長さんの答弁を伺えば、建てた年数がまだ20年程度からということであるならば、もしかしたら、20年間後、今の小学校でつぎはぎだらけの小学校で子供達を勉強させなければならないんじゃないかな、その不安にかられて、私はならないわけでございます。

私といたしましては、あの小学校というのは、いろいろと教室、いろんな建物が分離、また、独立をいたしております。あれは、あれとして、私は使用方法が多々あるんじゃないかなと、反対に、いろいろなものが見えないのならば、もしかしたら、いろんなプライバシーを守る面からすれば、プライバシーを守るいろんな団体、事業等については、使用可能じゃないかなと、例えば、社会福祉協議会、また、教育委員会、図書館、資料館、いろんなものがあそこの中に入って行って、独立して、あそこで活動することによって、また、一層あの地域の活性化というものが僕は図られてくるんじゃないかなと、そのように考えております。

前の3名の質問の中で、跡地利用等についても書かれておりましたがけれども、私は、もう統合を前提に、新しい学校ができるのを前提にいつも考えておりました。今の高森小学校はそういう形で、できれば、教育委員会、社会福祉協議会、また、観光協会、いろんな図書館、資料館、そして、グラウンドには芝を張ってグラウンドゴルフ場、またはゲートボール場、そういうものをつくって、今まであちらの方には子供達が流れていたのをいっそのこと流れを大人にかえてみたらどうだろうか、そこまで考えておりました。

しかしながら、その件については、今回まで触られることなく推移してきたわけでございます。しかしながら、これだけ産業が停滞してしまった今、やはり人の流れも変えていくということも、僕は一つは必要ではないかなと、この高森町のために必要ではないかなと、そのように考えております。

その件についても、教育長、産業面になりますと違いますけれども、学校の教育ゾーンとして、本当に理想的なものはいかなものか、小中高がいっしょじゃダメなのか、そのへんについても、お考えをお聞きいたしたいと、特に、今から先、子供達、どんどん私達が考えていないようなことを考えてまいりますから、大変苦慮する場面も出てくると思います。

しかしながら、私は、そのような方法が一番いいんじゃないかなと、そのように考えておりますけれども、産業面については、大変教育長について、質問するのは酷でございますけれども、小中高を一括ですることについては、いかがお考えでございますでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 10番議員さんがおっしゃることは、重々理解できると私は思いますけれども、これ、私が答弁するあれではないような気がいたしますが、これは、設置者である町長さんのお考えではないかなというふうな気がいたします。

ただ、もし、そういう方法もあるということは、大変いいアイデアをいただいたというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 教育長の方からお答えができないということでございますから、それでは、一番お偉い町長にお聞きをいたしますけれども、今、申し上げたような形で、人の流れを変えるということについて、いかがお考えであるのか。また、平成14年4月1日統合するというところでございます。今から先、草部南部等に入っていくって、いろいろと協議もされてまいります。上色見・下色見にも入っていくって、いろいろと協議をされてまいります。その中で、一番の課題であるのは、教育問題でもありますが、学校の位置の問題でもあるかと思っております。それと、学校を建設することに対しての問題であるというふうに考えておりますけれども、今、申し上げましたとおり、そのような先ほど申し上げたような考え方というものは、机の上に上ることはできないのでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 縷々大変貴重なるご意見をいただきました。学校が産業の中心でなければならないというような方向もつけられておるようでございますけれども、私、学校が20年ということでございますけれども、耐用年数等々においても、やはり健康な建物は30年から40年というようなことも、土地家屋関係でありますけれども、この学校については、やはり地域住民の方々の熱意が先ほども申しますように、どこでも皆同じでございます。しかし、変えるべきところには変えなくてはならないということでございます。私も草部南部中学校、それから小学校、さらには、東小中学校にも行ってまいっております。また、高森小学校に行つてまいって、いろいろな校長先生との話もして、そして、今日、本当に社会にあつてはならないような大きな出来事があつたと、安全性が問われる学校があつたような傷ましいものがあつたと、これはどうするかと、やはり管理体制が一番しやすいのはどこかと、どういう方法かということも、私は考えなくてはならないし、やはり生命の重大さ、また、あのかわいらしい子供達があつたような傷ましい体制になつた時はどうなるかということも、私は考えさせられたことは十二分にあつての答弁でもあります。高森小学校に行つた時にも、やはりこの運動場、子供達と一緒にドッジボールをしながら、この学校の環境はどうあるべきか、どうしなければならないかというようなことを十二分に子供と「ここはおもしろいかい。どうかい。ここはケガすることはないかい」とか、いろいろなお尋ねをしながら、ドッチボールをしながら、学校の生活環境を見てきたわけでございます。また、校長先生ともお会いし、さらには、特集きゆうこうをいただいております生徒とも一緒になつて、遊ばせていただいたわけでございますけれども、あの弱い立場の中にもさらに弱い立場の生徒さんがおられます。こういう時にどうすればよいかということについても、やはり私は常に職員にも危機管理問題等々について、お話をしておるところでございます。この統合問題に今こそやはり色見上下、高森、3者が一体となつて、やはり危機管理問題を安全性をもってやるべきだというようなことも、私は考えたわけでございます。3つの学校よりも、そして、先生の質をどう上げるか、先生の質が上がらなければ、私はいい学校はできないと、そのように考えてもおるわけでございます。先生の質によって、私達の日本を背負う子供達の将来像も見えてくると思つておるわけでございます。

ただ、20年が目途というようなことでございますけれども、今、私達の社会資本投下は考えてもいただくならば、その色見の環状線等々においても莫大な費用が

かかると、やはり、その社会資本を整備することが、私も学校産業に導く一つの手立てでもあると考えておるわけでございます。

どうか、この学校において、私が表明しましたその内容をさらに私は申し上げなければならぬと思っておりますけれども、あえて割愛させていただきますけれども、その点、平成14年度、この答申に反するようなことでございますけれども、やはり、高森町21世紀に向かうところの子供達が魅力を持つ学校、これを私は形成するのが我々の責務であるし、また、教育委員会のまた責務でもあると、私はそう感じているところでございます。

学校を中心にしたいろいろな問題点につきまして、これからも皆さんとともに一生懸命お言葉をいただきながら、是正するところは是正すると、そして、子供を中心にしたこの21世紀を背負う学校建設に向かいたいというのが、私の本心でございます。いろいろ各論、総論ありますけれども、どうぞ基本計画、振興計画に則った高森町の夢ある学校統合をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

町長とは、第三者の方達、皆さん達がご覧になりますと、私は、なかなかいつもケンカばかりしているようにとられていらっしゃるんですけども、山に登ろうという時には、だいたい同じ山に登りましょうということなんですけれども、登り方が違うんですね。町長は、険しい山をなるべく直線に登ろうかと言われるんですけども、私は、まだ若いですから、もう少し遠回りしてゆっくり登りましょうというタイプで、結論からいけば、最終目的地というのは、だいたい一緒なんですよ。

ですが、そのやっぱり考えていただきたいのは、資本投下にしる、いろんなハード事業にしる、確かに待ったナシの事業が目白押しであることは、私も理解しております。しかしながら、やはり児童生徒達に対して、大人が払ったツケがまだ戻されていないから、もうちょっと待ってくれというのは、僕は失礼じゃないかなと、そのように考えます。大人はいかなることがあろうとも、子供を健康的に育てていく権利が、また義務があると、そのように私は考えております。

ですから、その点については、私は町長も同じ考えであると思っております。特に、今年、高校総体が行われますけれども、この教育家庭新聞に載っているんですが、高校山岳部が熱論ということで、深刻な若者の自然離れ、その中であえて町民体育館があり、屋内テニスコートがあるのに、山岳という高校の総体のスポーツ事業に、種目に手を挙げられたということに対しては、やはり今の課題というものに対し

て、非常敏感対応されているなど、山岳ということ、私もそれまでは、何で山岳だろうかと思っていたんですけども、今の若者達は特に、自然離れが激しいということで、山岳に対する関心を高めるということが私は子供達を育てるためには必要なことであるんだなということは今さら、遅きに失したような気がいたしますけれども、理解したわけでございます。

そのように、町長あたり、湧水館の整備等についても、水を本当に子供達に使うと、そのようなことに対しても、先見の目があってやっていらっしゃいます。ですから、今度、小学校の建築等についても、やはりしまったということがないようにするためにはどうするべきか、今、町長が統合という言葉を出されましたから、その統合をしたのちにしまったという言葉が出ないように、どのような手段を選ばれるか、どのような方法で統合されるかということが、僕は今から3カ月間の命題であるというふうに私は考えております。

スクールバスにしるそうなんです。今、高森中学校がスクールバスで子供達を登下校時間運んでいらっしゃいますが、高森小学校の生徒で、小学校から今の村山のペンションまで4キロございます。その子達は途中までしか歩きませんが、親が毎日送り迎えをされております。4キロあるんですね。小学生は4キロ。でも、スクールバスはない。中学校は乗っている。いいですね。中学校は体力があるけれども、スクールバス。これは、確かに統合の条件の中でありましたから、これは歓迎をするべきことなんです。できれば、小学校の弱者に対するバスの利用についても、僕は考えていただきかけたかと、それが抜けていたねと、そう思っております。それはもう常々言っておったんですけども、とうとうできなかった。ですから、あまり期待すると、期待はずれが多いものですから、期待できないんですが、しかしながら、あとから私は住民の皆様方から批判は買いたくございませんから、くれぐれも注意は申し上げておきたいと思いますが、地域住民の声を聞きながらやりましょうと、学校についてはと言われましたけれども、こういっちゃ失礼なんです。高森小学校のある地域が、今、人口の推移的にどうであったのか、産業の推移的にどうであったのか、活性化が図られたのか、ただ、学校がないと寂しいというだけで、学校があそこに存在していたんではないか。学校があるから便利がいいからという形で、あそこがとらえられているんならば、もう少し人口も増えているんじゃないかと、産業も栄えているんじゃないかなと、僕はそのように考えております。村山は私の地元村山は、保護者世帯が25世帯、2年ほど前、私の子供が一番下の子供が小学校を卒業するまでは24、5世帯ございました。高森小学

校に通っている子供が45名ほどおりました。これは、ほとんど村山で育った人達ばかり。親も私とそう変わらない。一緒に学校に行った人達ばかりです。その人達が村山から高森小学校に1.5キロ、通わせておりました。じゃあ、寝坊しても間に合う、キンコンカンが鳴ってもさあ今から行こうかと行っても間に合うところにある人達の児童生徒数はどうであったか、推移はどうであったかということを考えると、あそこに小学校があったのが本当に便利がよかったのかなと、私は考えます。

今後、上色見と下色見小学校、高森小学校と3校統合されるということでございますけれども、その件についても私は十分考えていただきたい。教育長には、特に、学校の安全性、また、学校教育をする場としての適した施設であるかどうか、町長は十分に対応できると言われました。そこは専門家である教育長が、教育をする場はどうあるべきで、どういう姿が一番子供のためになるかということを町長に助言するのが、私は義務であると思っております。

町長が言われるから、「はい」と返事するんじゃない。教育長たる者、教育行政を任せられているんですから、教育についてのビジョンと色々な情報については、あなたの方から町長に助言して、わからないところがあれば、町長に対して教えてあげる、間違った認識を持っているのであれば、そのあたりを教えてあげるぐらいの力量を持っていただかなければ、今から先、変わっていく21世紀の教育というものは、魅力ある高森町の教育施設というものはできあがってこないと思います。高森町の教育に惚れ込んで、高森町から子供達を教育させよう、学校に行かせようという若い夫婦が、若い家族が増えるように、高森町、要するに親が教育をする場所を選べる時代がまいります。そういう選ばれる町になるように、私は教育長にもう少しがんばっていただかなければならないんじゃないかなと、そのように考えております。

草部南部にしてもしかり、東小学校をいろいろと言われますけれども、東小学校・中学校については、熊本県下有数の私は教育施設であり、有数の教育環境であるというふうに私は考えております。あのようなすばらしい環境はございません。あそこは元々草部南部の小中学校が一緒になるところで、統合審議会で審議されて、建てられた学校でございます。今さら、東小学校が複式だからと言われるが、それは当たり前、草部南部が入らないと複式には解消できないわけです。だからこそあそこにつくったわけでございますから、そして、すばらしい施設をつくったわけでございますから、どんどん私はその施設のよさというものを伸ばしていただきました

い。そうするためには、教育長の力が私は是非とも必要だと思っております。

総合学習についてもしかりでございます。それをうまく利用して、東小学校はそれに即した施設でございます。それに合うような、私は教育環境をつくっていただきたい。そのように思っております。

それから、最後に、教育長の方に注文をいたしますけれども、雪が溶けたら水になる、雪が溶けたら春になると言いますが、高森に赴任してくる教師達に言っていただきたいんですが、雪が降ったら遅れるという感覚だけはやめていただきたい。高森は高冷地で寒いところですから、冬場、雪が降るのは当たり前です。雪が降ったら遅れるような様では、子供達は学校に行っているんですから、そういうことは一切ないようにやっていただきたい。

それと、もう少し幅を持った教育をしていただきたい。大雨が降った時には、やはり危険な状態の場合についてはどうするかということについても、危機管理という面についても、十分私は考えをとっていただきたいと思います。そのあたりについて、教育長は、私の小学校時代の担任でもございますけれども、非常に柔軟な、その当時は若手として、柔軟なお考えを持っていらっしゃいましたから、そのあたりも含めて、今後、どのように町長あたりとお話を進まされていくのか、また、子供達について、今後、どのようにしてお話を進まされていくのか、地域住民とどのように協議をされていくのか、昔の面影をちらつかせながら、お話をしていただきたい。最後によりしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） いろいろ叱咤激励、アドバイス、ありがとうございます。

私も長年、教員をやっておりますけれども、あまり行いがよくなかったかのようにも思われますけれども、私としまして、夢がございますので、やはりその点につきましては、町当局にもお願いをしていきたいというふうに考えておりますし、子供達につきましても、先ほど申しましたように、いわゆるもう少しゆとりのある融通性のある子供達を育成していただくように、先生方にも指導したいと思えます。

やはり、先生方も本町に来られた以上は、県から給料はもらっておられますけれども、本町の町立小中学校の先生でございます。これは、町長さんの持論でございますけれども、そういう町の先生としての責任を果たしていただきたいという指導は常日頃からやっておりますので、しっかり私も気を引き直して、教育委員会と相談をしながら、がんばっていきたいというふうに思っております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

町長におかれましては、統合審議会の答申が出されておりました、それを熟慮されまして、15日に報告をされたものだと思っております。しかしながら、統合をするための手段、条件等については、いろいろと各校区から出されております。その件を解決せずして、近道で統合をしようとするだけでは、おやめいただきたい。十分な協議を各地域住民の皆さん方と詰めていただいて、その上で、提案をしていただきたいと思っております。

私は、今の教育について、大変な期待を持っております。21世紀、高森町の教育が魅力的で、熊本市内で育てるよりも高森町で子供をどうせなら育てようと、親父は40分車に乗って市内の職場に勤めに行けばいいじゃないか、そのような教育環境を私はつくってほしいと思っております。そのためには、ギクシャクした関係で、学校統合をしていただくのではなく、統合審議会でさまざまな議論がされて、各校区から出された注文がございます。学校移転建築についても、しかりでございます。この問題に触らずして、4月1日の統合については、私といたしましては、賛成をしかねますので、町長においては、どうぞ、そのあたり、考えられまして、今後一層、地域住民の皆さん方とお話し合いをしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

また、草部南部についても、一緒でございます。地域住民の皆さん方に、新しい教育とは何ぞや、東小学校・中学校の教育の姿はどういうふうですよということも十分周知、また啓発されまして、理解のもとに、速やかな統合ができますように、がんばっていただきたい。そのように思います。

すばらしい教育環境をつくっていただくことを教育長、お願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君の一般質問は終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

なお、7番議員の質問の中で、答弁不足がありました旨の申し出があっておりますので、これを許します。また、併せて、一部訂正の申し入れもあっておりますので、順にお願いをいたします。

税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） 7番議員さんの国民健康保険の損失補填の補足説明をさせていただきます。収入役の弁償金648万4,770円ですが、11年度の収入で

入っております。11年度の収入2,364万8,379円となっております。

それから、保険税の決算でございますが、療養給付費と相殺、返還金、弁償金
その時点で3,071万1,227円入ってございましたものですから、説明の時に一
般財源という説明をしておりましたが、これは、国民健康保険の中の一般財源とい
うことです。一般会計の一般財源ではございません。よろしくそこをご了解をお願
いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいま、税務課長が申し上げましたように、12年の5
月31日に入れました関係上、私が12年度の処理と申し上げましたが、年度でい
きますと、11年度分の処理ということでご訂正をさせていただきます。よろしく
お願い申し上げます。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後4時30分

6 月 2 2 日 (金)

(第 4 日)

平成13年第2回高森町議会定例会（第4号）

平成13年6月22日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 委員会の閉会中の継続審査について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12 番 甲 斐 裁 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	草 部 出 張 所 長	岩 下 紀 久 雄 君

野尻出張所長	住吉五夫君	収入役室長	岩下健治君
教委事務局長	山村将護君	監査事務局長	阿南哲也君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

請願第1号、請願者の採択の可否については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

3月議会の継続審査でございました請願第1号、中学校歴史教科書採択制度運用の改善に関する請願書採択の可否については、6月19日10時から、教育長、山村事務局はじめ、委員、甲斐議員欠席、他4名の委員出席のもと、慎重審議に検討をいたしました結果、再度、継続審査とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

委員長報告のとおり、引き続き、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり、引き続き、継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第 2 5 号 高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第 2 5 号、高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案第 2 5 号、高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について、6 月 1 9 日、午前 1 0 時 3 0 分から第 3 委員会におきまして、委員全員出席のもと、企画観光課長並びに税務課長及び各係長さんに出席を求め、担当者から十分な説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 5 号、高森町工場等設置奨励条例及び高森町税特別措置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 2 6 号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第 2 6 号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7 番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例については、6月19日、第1委員会室におきまして、午前11時より、甲斐議員病欠他4名の委員出席のもと、住民生活課長をはじめ、担当課長、係長出席のもと、詳細にわたる説明を受け、慎重に審議をなし、可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定について

- 議長（児玉國廣君） 議案第27号、高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

- 文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号、高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定については、6月19日、第1委員会室におきまして、午前11時より、保健福祉課長、担当係長出席のもと、甲斐議員病欠でございます。4名の委員出席のもと、慎重に審議しました結果、可とすることに決しました。

なお、10番議員さんから母子父子家庭同等の権利、教育の面で家庭でのしょうもないとうに手立てはできないかとの質問がありましたので、それを受け、委員会

で検討いたしました結果、まず、父子家庭の実数把握をし、行政との連絡を取り合いながら、ケアからの面を手を入れていきたいとの結論でありました。

以上、報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号、高森町母子家庭医療費助成に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について

- 議長（児玉國廣君） 議案第28号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第28号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について、6月19日午前10時から、第3委員会室おきまして、委員全員出席のもとに、関係各課所長、並びに各係長に出席を求め、各担当者から説明を受け、慎重審議の結果、委員全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

- 文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第28号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）については、文教につきましては、午前10時から、厚生につき

ましては、午前11時から、第1委員会室におきまして、甲斐議員病欠、他4名出席のもと、教育委員会、住民生活課、保健福祉課長、教育長をはじめ、担当課長、係長出席のもと、詳細にわたる説明を受け、慎重に審議をなし、可とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 6番 相馬です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第28号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について、報告をいたします。

6月19日午前10時より、庁議室において、建設課長・各係長、農林振興課長・各係長、それぞれ出席を求め、常任委員全員、それから議長出席のもと、それぞれ詳細に説明を受け、慎重審議の結果、全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

ただ、堆肥センター建設については、今後、議員各位におかれましては、意見等がございます場合においては、全員協議会の中で意見を出していただきますよう要望がありましたことを付け加えまして、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第29号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第29号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）について、6月19日午前10時30分から、第3委員会室におきまして、委員全員出席のもと、税務課長及び各係長に出席を求め、担当係長からの説明を受けたところでございます。慎重に審議した結果、委員全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。
報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第30号 平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第30号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第30号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について、報告いたします。

6月19日午前10時30分から第3・第4委員会におきまして、総務課長及び企画課長、企画係長及び各係長さんの出席のもと、委員会を開催いたしました。

今回の補正は、開業以来16年を迎えております車両の整備を実施するものですが、委員より基金の使用については、災害など、緊急事態に対応しなければならないなど、重要な側面があるということでございます。この点を考えますと、即基金に頼るということについては、会社はあまりにも安易に考えているのではなかろうかと思うところでございます。

また、国鉄時代の考え方で申しますと、失礼でございますけれども、親方日の丸的な考えではないか、もう少し独自の事業努力をするべきだと思うところでございます。

今、交通問題等におきましても、バス事業も認可制が緩和され、競争の導入でサービス向上と、コスト低下につながるねらいがあるわけでございます。南阿蘇鉄道におきましても、レールと道路の違いはあるわけでございますけれども、南阿蘇鉄道も交通機関としては何ら変わりはないわけでございます。弱者切り捨てとか、地域の発展を妨げるとか、そういうことではございませんけれども、何と言いましても、株式会社でございますので、会社が成り立つにはある程度の利益を目的にしなくてはいけないものと思うところでございます。

単純にリストラとか、そういうものではなく、もう少し真剣に考えるべき本当の時代が来ているかと思えます。

また、関係町村の共同募金であることから、本町議会での審議のみでいいかなど、そういう意見も出されておりました。特に、本年2月に、各村議会議員さん2名選出によります南阿蘇鉄道運営協議会が発足していることから、基金の取り扱いについては、その場での議論を踏まえまして、委員会審議に移した方が望ましいという意見も出され、その結果、本案につきましては、継続審査とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

委員長の報告のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

議案第31号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（児玉國廣君） 議案第31号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第31号、辺地に係る公共的施設の整備計画について、6月19日午前10時30分から、第3委員会室におきまして、委員全員出席のもと、企画観光課長及び係長に出席を求め、担当者からの説明を受けました。慎重に審議した結果、委員全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第32号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（児玉國廣君） 議案第32号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第32号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、6月19日午前10時から、第3委員会室におきまして、委員全員出席のもと、総務課長及び

各係長さんの出席を求め、担当者からの説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

- 議長（児玉國廣君） 日程第3 特別委員長報告についてを議題といたします。

企業誘致特別委員長の報告を求めます。企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。

- 企業誘致特別委員長（古澤豊喜君） 9番 古澤でございます。

企業誘致特別委員会の活動報告を申し上げます。

5月30日、31日、企業誘致特別委員全員並びに企画観光課担当の職員で、三重県津市のトリックス株式会社本社の研修に行っていました。国内に工場が4カ所、国外に工場1、これは、外国はタイにあるそうでございます。前年度の決算で、年商200億円、3年後には株の一部を上場予定とのことで、企業の安定した基盤と膨大な大きさに議員全員安心した次第でございます。また、環境問題につきまして取り組まれたことは、すべてのものを含んでおるということでございますが、今後、高森町の自然の環境を生かした発展をお願いいたしまして、帰ったわけでございます。

以上、報告をいたします。

なお、高森町工業団地企業連絡協議会総会を6月25日に計画をいたしております。

以上、終わります。

○議長（児玉國廣君） 交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 藤本正一君。

○交通総合対策特別委員長（藤本正一君） 交通総合対策特別委員会における協議内容についてご報告を申し上げます。

平成13年度6月19日午前9時から、委員5人全員と総務課長及び保健福祉課長、建設課長、教育長、教育委員会事務局長、及び次長、企画観光課長、企画係長及び担当者との出席のもと、委員会を開催したところでございます。

事務局から第6回特別委員会以降の経過について、報告が行われました。高森中学校通学バスの運行状況や洗川線、河内線の定期バス運行状況、さらに、福祉バス運行状況の各担当者からの報告がなされたところでございます。

この中で、バス対策につきましては、国・県におきましても、非常に厳しいものがあり、特に、県におきましては、平成14年度以降における単一町村運行で10キロ未満の路線及び平均乗車率が1.0未満の路線を補助対象から除くという方針が打ち出されているということでございます。このことから、本町におきましては、前原経由を除く洗川線の全線、柳経由津留線が該当するものとあります。

次に、高森中学校スクールバスにつきましては、4月9日から試行が開始されましたけれども、当初100%の利用率で推移したものの、現在は、80%の利用率となっている状況でございます。しかしながら、生徒の利用マナーも大変よろしいということでございますし、また、保護者の送迎車両が少なくなったということで、定期バスの交通事故に対する安全性が向上したとの報告も行われました。

洗川線のバスダイヤにつきましては、一部の時間帯について変更要望がなされていることから、事務局におきまして、バス会社と協議の上、調整することをお願いをいたしたところでございます。

また、熊本県のバス対策協議会が3月27日に設置されておりますけれども、これを受けて、阿蘇ブロックにおきましても、12カ町村並びに隣接の大津町、さらには、交通産交観光バス及び熊北観光バスが参加して、近く協議会の設立が行われるということでございます。平成14年度の学校統合が現実化しようとする中で、早急なスクールバスの運行体制を中心とした総合的に交通体制の確立を行わなければならないということでございますし、特別委員会を中心として、その方針を作成

することが今後の責務であると思っておるところでございます。

委員会だけの判断ではなく、さまざまな意見を集約いたしまして、必要なこと、また、総合的な対策協議会の開催などを含めまして、バス対策は最も緊急かつ重要な課題ではなかろうかということでございます。

特別委員会といたしましても、英知を結集いたしまして、住民の生活や福祉の面から最大の努力を傾注することを確認いたしまして、閉会いたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 佐楯見誓香君。

○議会広報特別委員長（佐楯見誓香君） 佐楯見誓香です。

議会広報特別委員会の活動報告をいたします。

4月12日、「きずな」第6号に関する編集企画会議を行っております。これは、全員でございます。

4月27日、原稿締めきり、合わせて、編集読み合わせを行っております。全員です。

5月7日、校正・加工、これを全員で行っております。

5月14日、レイアウト・校正、正副委員長で行っております。

5月15日、レイアウト・校正・発注、正副委員長で行っております。

5月28日、発行を行っております。

今後ますますがんばってやりますので、どうぞよろしく願いをいたしておきます。

これで、報告終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、交通対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・企業誘致特別委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

また、閉会中の継続審査として、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託してありますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 会議を閉じます。

平成13年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成13年第2回定例会

平成13年6月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111